

令和 3 年

第 2 回西原村定例会会議録

令和 3 年 6 月 8 日

令和 3 年 6 月 1 1 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

## 令和 3 年第 2 回定例会会期日程表

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
6 月 8 日	火	午前 1 0 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・会期の決定</li> <li>・諸般の報告</li> <li>・村長提案理由説明</li> <li>・休会の件について</li> <li>・全員協議会</li> <li>・常任委員会</li> </ul>	
6 月 9 日	水		休 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常任委員会</li> </ul>	
6 月 1 0 日	木	午前 1 0 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問（6名）</li> </ul>	
6 月 1 1 日	金	午前 1 0 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案審議 (報告第 1 号～第 4 号) (承認第 2 号～第 7 号) (議案第 4 0 号～ 議案第 4 5 号) (同意第 2 号～第 3 号) (諮問第 1 号)</li> <li>・発議第 3 号</li> <li>・組合議会報告</li> <li>・委員会の閉会中の継続 調査申出書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算</li> <li>・条例</li> <li>・一般 議案</li> </ul>

ただし、新型コロナウイルス感染症対策として、会期日程は6月30日までとする。

# 提出議案等

(令和3年6月8日提出)

(村長提出議案)

- 報告第 1号 令和2年度西原村一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 報告第 2号 令和2年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 3号 令和2年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 報告第 4号 令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について「(専第2号)西原村税条例等の一部を改正する条例の制定について」
- 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について「(専第3号)西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」
- 承認第 4号 専決処分の報告及び承認について「(専第4号)西原村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」
- 承認第 5号 専決処分の報告及び承認について「(専第5号)西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」
- 承認第 6号 専決処分の報告及び承認について「(専第6号)西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」
- 承認第 7号 専決処分の報告及び承認について「(専第7号)令和2年度西原村

一般会計補正予算（第13号）について」

- 議案第40号 西原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第41号 財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第42号 西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第43号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について
- 議案第44号 令和3年度西原村一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第45号 工事請負契約の締結について
- 同意第2号 西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第3号 西原村固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(令和3年6月10日提出)

(一般質問)

- 1番 上野正博君 2番 堀田直孝君 3番 西口義充君 4番 高本孝嗣君  
5番 中西義信君 6番 尾崎幸穂君

(令和3年6月11日提出)

(議員提出議案)

- 発議第3号 西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣について

## 目 次

### 第1号（6月8日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 村長提案理由説明（報告第1号～諮問第1号）	5
日程第 5 休会の件について	1 1
散 会	1 1

### 第2号（6月10日）

議事日程第2号	1 3
応招議員氏名	1 4
出席議員氏名	1 5
事務局職員出席者	1 5
説明のため出席した者の職氏名	1 6
開 議	1 7
日程第 1 一般質問	1 7
（上野正博）	1 7
・元西原村長山本佐吉氏の銅像設置について	
・移住定住の促進について	
（堀田直孝）	2 4
・村内医療の充実について	
・農業機械の交通安全対策について	
（西口義充）	3 6
・西原村社会福祉施設のぎく荘について	
・療育（発達支援）について	
（高本孝嗣）	4 2
・道路整備について	
（中西義信）	4 8
・新型コロナウイルスへのワクチン接種の進展状況 及び課題について	

	・人口増に対する取り組みについて (尾崎幸穂) .....	6 0
	・本村公共施設に設置されているトイレについて	
	・新型コロナワクチン予防接種について	
散 会 .....		6 7
第3号(6月11日)		
議事日程第3号 .....		6 9
応招議員氏名 .....		7 2
出席議員氏名 .....		7 3
事務局職員出席者 .....		7 3
説明のため出席した者の職氏名 .....		7 4
開 議 .....		7 5
日程第 1	報告第 1号 令和2年度西原村一般会計継続費繰越計算書の報告について .....	7 5
日程第 2	報告第 2号 令和2年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について .....	7 6
日程第 3	報告第 3号 令和2年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について .....	7 8
日程第 4	報告第 4号 令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について .....	7 9
日程第 5	承認第 2号 専決処分の報告及び承認について 「(専第2号)西原村税条例等の一部を改正する条例の制定について」 .....	8 0
日程第 6	承認第 3号 専決処分の報告及び承認について 「(専第3号)西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」 .....	8 2
日程第 7	承認第 4号 専決処分の報告及び承認について 「(専第4号)西原村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に	

			ついて」 ……………	8 6
日程第 8	承認第 5号	専決処分の報告及び承認について 「(専第5号) 西原村指定地域密着 型サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例の制定について」 ……	8 8	
日程第 9	承認第 6号	専決処分の報告及び承認について 「(専第6号) 西原村指定地域密着 型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型 介護予防サービスに係る介護予防の ための効果的な支援の方法に関する 基準を定める条例の一部を改正する 条例の制定について」 ……………	9 1	
日程第 10	承認第 7号	専決処分の報告及び承認について 「(専第7号) 令和2年度西原村一 般会計補正予算(第13号)につい て」 ……………	9 3	
日程第 11	議案第40号	西原村固定資産評価審査委員会条例 の一部を改正する条例の制定につい て ……………	9 5	
日程第 12	議案第41号	財産の交換、譲与、無償貸与等に関 する条例の一部を改正する条例の制 定について ……………	9 9	
日程第 13	議案第42号	西原村中央簡易水道給水条例の一部 を改正する条例の一部を改正する条 例の制定について ……………	1 0 3	
日程第 14	議案第43号	熊本広域行政不服審査会を共同設置 する地方公共団体の数の増加及び熊 本広域行政不服審査会共同設置規約 の変更について ……………	1 0 4	
日程第 15	議案第44号	令和3年度西原村一般会計補正予算 (第1号) について ……………	1 0 6	
日程第 16	議案第45号	工事請負契約の締結について ……	1 1 7	
日程第 17	同意第 2号	西原村教育委員会委員の任命につき 同意を求めることについて ……	1 2 1	
日程第 18	同意第 3号	西原村固定資産評価員の選任につき 同意を求めることについて ……	1 2 2	

日程第19	諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	123
日程第20	発議第 3号 西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣について	124
日程第21	組合議会の報告等について	124
日程第22	委員会の閉会中の継続調査申出書について	125
閉会		126
署名		127



第 1 号 ( 6 月 8 日 )

## 令和3年第2回西原村議会定例会会議録

令和3年6月8日、令和3年第2回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和3年6月8日（火曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長提案理由説明（報告第1号～諮問第1号）
- 日程第 5 休会の件について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	小 田 楓夕香 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	目床順司君
教育長	竹下良一君
総務課長	須藤博君
企画商工課長	林田浩之君
教育課長	吉田光範君
会計管理者	西山春作君
税務課長	小栗優君
産業課長	南利孝文君
復興建設課長	吉井誠君
住民福祉課長	廣瀬龍一君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	槇原加奈子君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

第2回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和3年第2回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番議員、堀田直孝君、5番議員、坂本隆文君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、5月31日に行われました議会運営委員会で本日8日より11日までの4日間と想定しております。ただし、新型コロナウイルス感染症対策として、会期日程を6月30日までの23日間とすることとしますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、よって会期は、本日8日より11日までの4日間を想定しますが、新型コロナウイルス感染症対策として、会期日程を6月30日までの23日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

報告として、議長から、会議規則第129条ただし書の規定により、議員の派遣について報告します。

5月19日から20日にかけて、正副議長研修及び県関係国会議員への要望活動が東京で予定されていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止となりました。

6月1日に熊本県議長会臨時総会が開催され、6月14日から熊本県議長会会長に、下益城郡美里町議会議長の吉田美好さんが新会長に選任されました。

現在、第4波対策として、都市部を中心に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が実施されています。変異ウイルスについては、特に感染力が強いと言われております。今まで以上に危機感を持った対策をお願いします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

令和3年第2回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、厚

く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大と、特に変異株の感染も拡大しつつあります。昨今の今頃、県内では感染者は47名でありましたが、現在では先週末の6月5日まで、6,339名となり、熊本県には緊急事態宣言に準じるまん延防止等重点措置がなされています。感染者は最近減少傾向にありますが、今後とも油断することなくお互いが努力し、コロナ終息を早く迎えたいと願うものであります。

国内においては、10都道府県に緊急事態宣言が発出され、さらに6月20日まで延期され、ワクチン接種と併せ二正面作戦でいくと菅総理が申されています。その成果に期待し、東京オリンピック・パラリンピックにつながればと切に願うものであります。国民も経済の落ち込み、不安はありますが、今しばらくは自分の命と家族を守るために協力とお願いに耐えなければならぬと思うところであります。

ワクチン接種につきましては、後日一般質問がありますので多くは語れませんが、私も一般高齢者として1回目の接種をさせていただきましたが、接種会場は段取りよく順調に進んでおります。保健衛生課を中心に、医師の指導と全スタッフの協力の下、多くの村民の方々ができる限り早く接種できるよう対応してまいります。

さて、熊本地震から5年がたち、4月18日には集落再生事業の竣工式も議員協力の下、多くの来賓をお招きして無事挙行することができました。当日の集落視察では、各集落の方々が横断幕を掲げ、小旗を振り手を振り歓迎していただき、感謝の気持ちが感じられ、感動を覚えました。復興建設課と職員の対応に感謝申し上げます。復旧事業が完了し、今後は中断していた道路改良工事等を再着工してまいります。そして、創造的復興へと進めてまいります。

体育館建設は工程どおり順調に進んでいます。公園整備につきましても、農道から東側につきましては今年度末に発注を考えており、B棟があります西側は、仮設住宅に数世帯まだお住まいでありますので、いつ頃発注するとは申し上げることはできませんが、全ての入居者の退去まで無理することなく待ちたいと考えています。我々も完全復興に向け、努力を続けてまいります。

新年度になり2か月余り、人事異動と併せて、新課長1名、新規採用5名が各担当課に配属され、慣れない新たな仕事に頑張っています。戸惑いも多少感じますが、今の苦労は将来の糧になると信じて、各課長、先輩職員の指導の下、成長を見守りたいと思います。

今後とも多くの事業が控えておりますが、今までのような震災復旧の財政支援はありませんので、財源確保を考えながら対処してまいりたいと思います。議員各位におかれましても、今後とも西原村の将来に向け、明るい夢のある

新生西原村にご協力とご指導を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明をさせていただきます。

報告第1号、令和2年度西原村一般会計継続費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

特定地区公園事業のうち、総合体育館建設事業につきまして、令和2年度中に執行できなかった事業費を法令の規定により翌年度へ逡次繰越を行ったものでございます。

翌年度逡次繰越額といたしましては、9億5,942万4,000円を計上しております。その財源といたしましては、繰越金116万7,000円、国の補助金4億7,971万2,000円、地方債4億7,854万5,000円となっております。

この事業につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき報告させていただくものです。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

報告第2号、令和2年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

報告いたします事業は、21件の事業です。

翌年度繰越額といたしましては、14億2,229万2,000円を計上しております。その財源といたしましては、既収入特定財源2億1,357万4,000円、未収入特定財源の国・県支出金7億3,259万9,000円、地方債3億3,235万5,000円、その他の特定財源123万7,000円及び一般財源1億4,252万7,000円となっております。

これらの事業につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をさせていただくものです。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

報告第3号、令和2年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

今回報告いたします事業としましては、農林水産業費1件、土木費1件の事業です。

翌年度繰越額といたしましては、7,459万8,561円を計上しております。その財源といたしましては、既収入特定財源1,644万8,000円、未収入特定財源の国・県等の支出金3,729万9,280円、地方債2,080万円、一般財源5万1,281円となっております。

これらの事業につきましては、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告をさせていただくものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

報告第4号、令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につき



ましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をさせていただくものでございます。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明いたします。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について「(専第2号)西原村税条例等の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、西原村税条例の一部を改正し、令和3年4月1日から施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日付で専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、税務課長よりご説明いたします。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について「(専第3号)西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、本条例の一部を改正し、令和3年4月1日から施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日付で専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について「(専第4号)西原村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、本条例の一部を改正し、令和3年4月1日から施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日付で専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について「(専第5号)西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、本条例の一部を改正し、令和3年4月1日から施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日付で専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

承認第6号、専決処分の報告及び承認について「(専第6号)西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、本条例の一部を改正し、令和3年4月1日から施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日付で専決処分をさせていただきます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

承認第7号、専決処分の報告及び承認について「(専第7号)令和2年度西原村一般会計補正予算(第13号)について」ご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,907万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億1,539万7,000円とするものでございます。決算見込み等によりまして、予算の増減等を行っております。

歳入においては、令和2年度の地方譲与税や地方消費税交付金、特別交付税等の交付額が年度末に交付決定されたことや、災害復興復旧寄附金及びふるさと納税災害復興復旧寄附金において、災害復興基金に積み立てることにより年度末までに歳入確定額から算出した額を歳出における基金積立金へ計上する必要がありました。

このような必要な措置を講じるための予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第40号、西原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

行政不服審査法施行令の一部改正に伴い、審査請求書への押印に関する規定が削除されたことから、所要の規定整備を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第41号、財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、熊本地震で被災後、日本財団及び熊本県等の支援により再建された公民館、みんなの家の村への寄附に伴い、当該施設を地元地区へ譲渡するため、本条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第42号、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

西原村中央簡易水道事業と西原村万徳簡易水道組合事業の事業統合に伴い、給水区域の編入及び水道事業認可申請に合わせた区域とするため、条例を改正する必要があります。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明いたします。

議案第43号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更についてご説明申し上げます。

熊本広域行政不服審査会へ新たに合志市が加入することに伴い、構成市町村による議決が必要であることから提案するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第44号、令和3年度西原村一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,722万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億8,501万1,000円とするものでございます。

歳入歳出の主なものについて申し上げますと、歳入では、土木費国庫補助金の1,133万円の増額補正でございます。歳出におきましては、道路新設改良費の2,132万8,000円の増額補正でございます。また、人事異動等に伴う人件費等の組替えをしております。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第45号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

今回提案させていただきます工事請負契約につきましては、西原中学校給食室・ランチルーム改築工事につきまして、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育課長よりご説明いたします。

同意第2号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

西原村教育委員会教育委員坂本健一氏が令和3年6月30日をもって任期満了となります。新たに伊澤隆嗣氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条により、令和3年7月1日から令和7年6月30日までの4年間です。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。何とぞよろしくご

審議をいただき、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

同意第3号、西原村固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本年4月1日職員人事異動により、固定資産評価委員でありました廣瀬龍一税務課長が住民福祉課長へ異動となりました。そのため、新たに後任として小栗優税務課長を固定資産評価員として選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたしますのでよろしくご審議をいただき、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

人権擁護委員緒方良行氏が令和3年9月30日に任期満了となるため、再度選任いたしたく意見を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

以上、今期定例会に提案しておりました報告4件、承認6件、議案6件、同意2件、諮問1件、以上合計19件につきまして、議員各位におかれましては慎重審議をしていただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。大変お世話になります。

○議長（山下一義君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第5、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日9日は本会議を休会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、明日9日は本会議を休会します。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、次の会議は10日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。

午前10時24分 散会



第 2 号 ( 6 月 1 0 日 )

## 令和3年第2回西原村議会定例会会議録

令和3年6月10日、令和3年第2回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和3年6月10日（木曜日） 議事日程第2号

日程第 1 一般質問

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)



3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	小 田 楓夕香 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	目床順司君
教育長	竹下良一君
総務課長	須藤博君
企画商工課長	林田浩之君
教育課長	吉田光範君
会計管理者	西山春作君
税務課長	小栗優君
産業課長	南利孝文君
復興建設課長	吉井誠君
住民福祉課長	廣瀬龍一君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	槇原加奈子君

午前10時00分 開議

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、5月31日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間はおのおの50分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、50分以内と決定します。

受領番号1番、8番議員、上野正博君、件数2件、発言を許します。

（8番議員 上野正博君 登壇 質問）

○8番議員（上野正博君）おはようございます。

本日は質問者が6名ということで、村長におかれましては大変だと思いますが、よろしく願います。

8番議員、上野です。

通告どおり、2件について質問します。

名誉村民故山本佐吉元西原村長の記念銅像建設について、村長にお尋ねします。

平成22年10月3日の西原村合併50周年記念式典において西原村名誉村民の称号を授与されました山本元村長の記念銅像の建設につきましては、これまで平成23年第4回定例会の一般質問で山西元議員、令和2年第4回定例会の一般質問において高本議員が質問されていることを記憶しているところです。

平成23年第4回定例会の山西元議員からの一般質問後、予算化されたときに1名の議員さんが反対され、山本元村長ご自身からお断りがあり、銅像建設を断念し、中断せざるを得ない結果となったと伺っております。

その後、令和2年第2回定例会で高本議員が質問されておりますが、そのとき村長から、過去に建設を断念した経過があり、このような事案は大変大事な案件で、議員全員の賛成が必要であり、再度議論を交わしたいといったような内容の答弁をされておりますので、今回、私が地元議員というご配慮から、この案件についての質問に至った次第でございますが、このような機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

私も以前から気になっておりました。大賛成であります。皆さんもご存じとは思いますが、ここで、少しでも山本元村長の経歴や業績を紹介させていただきます。

山本元村長におかれましては、大正13年1月15日生まれでございますが、

昭和16年3月に旧制大津中学校を卒業され、翌、昭和17年1月に当時の陸軍に入隊、満州第18部隊長や、昭和20年8月、22歳の若さで大分少年飛行学校長などを歴任され、その後、西原村にお戻りなり、農業委員や教育委員、昭和38年から消防団長をされており、その後、昭和41年から55年の約14年間、教育長を務められ、その後、昭和55年9月に西原村第3代村長に就任され、平成8年9月に勇退されるまで4期16年、教育長から合わせますと約30年間の長きにわたり、日置村長がよく申されております西原村の育ての親として数々の業績を残されております。

その業績につきましては、皆さんもご存じのとおりで、一つ一つは述べませんが、防災無線の整備や役場庁舎、山西・河原両小学校の体育館やトレーニングセンターの建設、鳥子工業団地、宮山や鳥子地区をはじめ多くの集落の圃場整備、地域福祉センターのぎく荘や風の里キャンプ場、地籍調査や今では村の伝統となっている夢運太鼓の結成など、教育、福祉、農業、商工業の振興、防災、道路や河川、水道施設といった施設整備や企業誘致など数多くの業績を残されております。

中でも、昭和63年には5月3日に発生した集中豪雨により、本村の河原の木山川が氾濫し、多くの家屋や田畑が流出するという悲惨な災害に見舞われ、その被害総額が約50億円に上る甚大な被害を受けました。

当時は国や県、全国市町村からの応援やボランティアなどの体制がまだ整っておらず、情報量も格段に少なかった時代に、こうして熊本地震を経験し、いま一度振り返ってみますと、大変なご苦勞をされたのではと察することができ、この絶望的な状況から復旧・復興に向けて昼夜を問わず懸命に奮闘されたことを記憶しております。

その結果、木山川河川改修や県道熊本高森線の拡幅を含めた復旧工事、今と言う創造的復興ができたのも、山本元村長のご尽力のたまものではないか思われます。

また、山本元村長は、4期目には阿蘇郡の町村会長もされており、平成9年に勲5等双光旭日章を受章され、平成22年10月の合併50周年式典において、西原村20年ぶりの第2号名誉村民の称号を授与されております。

経歴や業績のみならず、性格も温厚で、人情味に厚く、清廉潔白な方であったということは、万人の知るところでございます。

山本元村長は、地元布田の憧れの大先輩でございまして、私が子どもの頃から人柄については存じ上げております。毎日、自宅から役場まで歩いて通勤され、温厚で誠実な方でした。私自身も消防団長や村会議員に就かせていただいておりますのも山本元村長の影響が大きく、尊敬の念に堪えません。

山本元村長の幾つもの功績を後世に伝え、人材育成を目的に、ぜひ名誉村民山本佐吉元村長の銅像建設を強く、お願いではなく、建てるべきではないでしょうか。村長のご見解をお願いいたします。

○議長（山下一義君）日置村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えさせていただきます。

名誉村民故山本佐吉元村長の銅像建設について、銅像を建てていただきたいというようなお尋ねでございます。上野議員も地元として強い思いのことでの質問と捉え、前向きに答弁をさせていただきます。

上野議員が申されましたとおり、名誉村民であります山本元村長の銅像建設につきましては、平成23年第4回定例会で山西元議員、それから、つい先日の令和2年第4回定例会で高本議員が、本題ではありませんが、関連で質問をされております。

平成23年12月の第4回定例会で、山西元議員の質問につきまして、山本元村長は、教育長14年、村長4期16年の30年間の長きにわたり村の発展にご尽力をいただいた方であり、ご本人が健在のとき、検討され、早急に建設を望むという質問内容であったと記憶をしております。

当時の答弁としましては、山本元村長の業績も、私のほうから列記申し上げ、村長としての実力、実績はもちろん、性格的にも温厚、清廉、潔白で、これは万人が認めるどころであり、銅像建設には前向きに検討するとした上で、議員各位のご理解はもとより、まずもってご本人、ご家族の承諾をいただく必要があります、快諾をしていただけるならば、できる限り早い時期に銅像を建立するよう努めてまいりますといったことを申し上げました。このことは、時を経ても変わるものではございません。

銅像建設につきましては、先ほどお話があったとおり、平成23年12月の定例会での質問があり、平成24年の当初予算で銅像建立の予算を計上したところでございます。

ところが、1名の議員さんから、本人である山本元村長に、辞退をしてくれといった発言や、数回にわたり脅迫まがいの行動により、本人も耐え切れず、山本元村長自ら辞退の申入れがあり、建設を断念した経緯となっております。本当に残念な思いでありました。

その後、その議員さんは、議会で議員辞職勧告が出され、結果的に議員を辞職されておりますが、このような案件は、やはり全員の賛成が、絶対的ではありませんが、必要で、中断せざるを得ない結果となり、山本元村長には大変申し訳なく、お断りをお受けしたところでございます。

ただいま上野議員から紹介がありましたとおり、経歴、業績に関しましては、こうして振り返ってみますと数々の功績を残されており、尊敬をいたしているところであります。

私のほうからも、1つ、2つ、山本元村長のご功績を紹介させていただきたいと思っております。

山本元村長が就任後、第一の公約として、農工商併進の村づくりを掲げて

おりますが、就任直後の昭和56年3月から進められた熊本テクノポリス計画に基づき、鳥子工業団地や小森工業団地の造成に取り組んでおられます。

内閣府のホームページによりますと、2010年、平成22年の経済指標ランキングの変化で、全国の市町村の中で西原村が1.7倍で全国市町村の中で一番伸び率が高いと紹介されております。

工業統計調査によると、製造品出荷額などの推移を見てみますと、山本元村長就任当時の昭和55年は8億2,000万円でありましたが、10年後の平成2年には約54倍の442億円となっております。製造業が著しく発展していることがうかがえます。また、生産農業所得統計による農業出荷額においても大きく増加しており、工業化に偏ることなく、地場産業である農業も成長してきたと記されております。

鳥子工業団地や小森工業団地ができたことにより、全国の半導体製造や製菓製造などの優良企業が進出し、固定資産税、法人税や、そこで働く村民の住民税などの税収増加はもとより、企業が進出したことによる新たな雇用創出や所得向上により、村内経済の活性化や人口の増加につながり、今日の西原村があるのは、まさしく育ての親である山本元村長の功績のおかげであるものと確信をしております。

その優れた見識と確かな行動力をもって、西原村の発展のために情熱を注がれ、数々の業績を残され、今日の西原村の礎を築かれました。そのどれを見ても、今の西原村にはなくてはならないものばかりであり、10年、20年、30年後の先を見据えた村づくりに取り組まれておられたと察しておるところでございます。

上野議員は、地元の大先輩ということで影響を受けて消防団長や村議会議員を志されたと話ございましたが、私も消防団長や村議、村長をさせていただき、そのきっかけとなった大先輩でもございます。

第1号名誉村民であります故荒木三蔵元村長の銅像も役場玄関の横に建っておりますが、その前に立ち、拝見すると、当時の面影や身の引き締まる思い、あるいは遺徳がしのばれるものでございます。生みの親である荒木元村長の銅像の横に、育ての親である山本元村長の銅像を建立し、その多大な功績を未来に語り継ぎ、これからの西原村を支える人材を育て培うことを目的に、前向きに検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）2件目の質問を行ってください。

○8番議員（上野正博君）大変前向きな答弁をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま村長から話がありましたように、平成23年12月定例会の質問後、平成24年当初予算で銅像建立の予算が賛成多数で可決されたということで、銅像の建立準備が整っていたものと考えられるわけでございます。

しかしながら、1名の議員から、山本元村長ご本人に執拗な反対請求があったということで、当時ご存命であった山本元村長がお断りされたということで、建立断念に至ったということでございました。

改めまして、ここに全議員さんがおられますが、恐らくこの件に関し反対される議員さんはおられないのではと思います。

名誉村民である故山本佐吉元村長の功績をたたえ、銅像の建設を見送るとなれば、今後、同様の人材が現れたときに、審議に戸惑いを来すのではないのでしょうか。今後、議員の皆さんから同意を得られ、ご親族からも承諾を得られた場合、もちろん私も各議員さんからの同意やご親族からの承諾が得られるように協力させていただきますので、できますならば、来年度の当初予算計上、それから建立に向けての計画をしていただけないか、お尋ねいたします。

○議長（山下一義君）日置村長。

○村長（日置和彦君）お答えをさせていただきます。

銅像建立につきましては、財政を伴いますので、参考までに申し上げますと、熊本地震で被災しました本村に多大なご寄附をいただきました故富永重芳様の銅像を万徳の種馬所に平成31年4月に建てておりますが、そのときの費用が313万円かかっております。これは、銅像、名前を記す銅板表札や功績を刻んだ銘板、台石、基礎から設置までの全ての費用を含んだところで313万円ということで、現在、役場玄関前にございます荒木元村長の銅像と比較しますと一回り小さい銅像であり、荒木元村長の銅像と同じサイズを建てた場合は恐らく500万円ぐらいはかかるものと予測をしております。

上野議員からも各議員さんからの同意やご親族からのご承諾に協力いただけるというお言葉もいただきました。山本元村長の地元である上野議員からの申出ということもありますので、この件に関しましては、できますならば令和4年度の当初予算で計上し、年度内に建立できるよう積極的に取り組んでまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（山下一義君）3回目まとめてください。

○8番議員（上野正博君）ただいまの答弁、大変前向きで、来年度の令和4年度の予算計上、そして年度内に建立できるようなことで答弁いただきました。誠にありがとうございます。

今回の質問で、期日までご返答いただきまして、私も微力ながら協力できるところは積極的に協力させていただきたいと思いますので、来年度、山本元村長の銅像が建立できますことを期待いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（山下一義君）2件目の質問に入ってください。

○8番議員（上野正博君）続きまして、2問目の質問に移ります。

移住定住の促進についてお尋ねします。

2項目めについては、中西議員と重なるところがございまして、この件につきましては中西議員にお任せして、項目1の本村の宅地を購入して住家を建てられる方に対して年齢に応じて建築補助金の支援はできないかということについてお聞きしたいと思います。

震災前は、本村の人口は順調に増えておりました。毎月広報に載ってくる村の人口増減数が大変気になっておりました、楽しみでもありました。震災後は約300人の人口減少となっており、早く元の7,000人台に増えてほしいものであります。

私は、以前にも人口増加対策として婚活支援と出生率の向上について質問したことがあります、今回は移住定住の促進を取り上げたわけでございます。それは、未曾有の熊本地震から5年がたちました。下布田地区は7月までには完了のめどがつきそうでありまして、他の町村よりもいち早く復旧・復興ができました。

6集落再生事業竣工式が本年4月18日に坂本大臣をはじめ多数の来賓出席の下で行われました。各集落とも宅地が耐震化され、道路の拡幅で利便性がよくなり、自然豊かな住宅環境整備ができたものと思います。

次の段階として、この宅地を生かさなければなりません。特に若い世代を呼び込む法としては、例えば40歳を境に、前後での支援金、40歳前と40歳後の方々の住宅支援金を格差をつけて、本村の目玉となるような思い切った補助金額にしてもよいのではないのでしょうか。村長の考えをお願いします。

○議長（山下一義君）日置村長。

○村長（日置和彦君）2件目の移住定住の促進についてというお尋ねで、本村の宅地を購入し住家を建てての方に対し、年齢に応じて建築補助金の支援はできないかということではありますが、こういった支援対策、人口増対策は、ほかの自治体でも様々な支援策が行われております。

幾つか事例を調べてみますと、例えば隣の益城町では、地域を限定して飯野地区、津森地区、福田地区で、住宅を建築または建て売りの新築住宅を購入されるなどとして、なおかつ同居する中学生以下の扶養親族を有する方で、3年を超える期間住民基本台帳に登録された方に、補助金は100万円とし、初回交付を50万円交付し、3年経過後に最終交付で50万円を交付されております。

また、甲佐町では、定住促進指定団地の土地を購入し新築した場合で、40歳未満の夫婦または20歳未満の扶養親族を有する方で、5年を超える期間住民基本台帳に登録されている方、補助金は100万円とし、初回交付を1年後に50万円交付し、5年経過後に最終交付として50万円支給されております。それぞれの家族に未就学児童の方がいれば、未就学児童加算として未就学児童1人当たり10万円を補助されております。定住促進指定団地以外の場合は、半額の補助などを段階的に行われております。



ほかにもいろいろな事例があると思いますので、参考にしながら今後検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）質問を続けてください。

○8番議員（上野正博君）今、村長のほうも前向きに答弁されていただきました。今はどこの自治体でも人口増加対策に力を入れております。婚活支援から結婚、出産、育児、入学等にいろいろな祝い金を出して援助しています。町村も、今、村長が言われたとおりにあります。まさに競争化しております。

本村には、すばらしい宅地ができました。総合体育館も運動公園もやがてできます。また、空港と熊本市内にも近く、一段と魅力ある村になるのではないかと思います。今までのような人口の自然増加はあまり望めません。他の町村に後れを取らないように、検討されてはいかがでしょうか。もし検討されるのであれば、どのくらいの金額を考えておられるのか。

やはり何事でも、大きな収益を得るには元がかかります。金がかかります。しかし、移住されて人口が増えていけば、いずれ村にお金が落ち、村全体が活気が出てきます。後世代のために魅力ある村づくりを進めてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）日置村長。

○村長（日置和彦君）いろいろ何事をするにも財源が伴いますので、村の財政、基金残高は多くなっておりますけれども、一方、起債の残高も今100億円から超しております。そんな中で、今、試算しますと、一般財源で約16億円ほどかかるということで、今後その起債も払っていかなくちゃなりません。基金残高、一方、財政調整基金も20億円ほどありますけれども、その大半、ほとんどが借金の返済に回さなければならないという、本当に厳しい状況は続いております。

ただ、金はあるようでないのが村の財政でもございます。その中で、今後また、いろんな事業をしておりますけれども、その事業は復興事業とは変わりがまして、村の持ち出しがかなり多ございます。半分は国費で来ますけれども、残りは村が払うという形になりますので、多分にも起債したならば25%から40%、村の出費が出てきます。震災復興の場合は5%そこそこでありましたけれども、今後はかなり事業をするにも起債の残高は増えるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そこら辺も考えながら整備をしたいなと今お尋ねのことにつきましてもやっていきたいなというふうにも思っております。しますとはなかなか言いづらうございますけれども、私の独り言というふうな形で聞いていただければというふうに思います。

やっぱり家を建てるときは、それぞれみんなが大変でございます。多額のお金がかかる、資金がかかるということでございましたけれども、これは河原地区に特化した形ですするならばなというふうにも思っております。不動産会社に聞いてみますと、お客さんが来られても、河原地区にありますよと言

っても、河原地区ですかというようなことで辞退されると。こちらのほうで、山西地区のほうでお願いしますといった形でありますので、何らか河原地区に対してはそういった手だてをしなくちゃ人口は増えないんじゃないかなというふうに思っております。

その理由を移住希望者に言えば、支援金ということではありますが、河原地区限定というか、特化した形で、河原地区の活性化あるいは複式学級の解消にも併せて、そういった対策を講じるならばなというふうにも思っております。

私の独り言ですが、例えば今、先ほど言いましたように100万円支給すると。これは20代、30代の若い夫婦を対象に。それと、お子様もできますので、お子様ももう一緒におられるところもございませけれども、河原小学校の複式の解消にも一つはつながりはしないかということで、100万円を支給するというので、1年目は40万円、残りは30万円、30万円ぐらい、その段階はいろいろ今から検討しますけれども、そういった形で支給するならばなということございませ。支給後は、10年間は必ず西原村に定住すること。家を建ててすぐ売っていかれて出ていかれると、これはまた村も出費ばかりで何も残らないという形になりますので、そういったことでやっていくなればということで、これはあくまでも私の私案でありまして、それをそのままするということではございませけれども、そういった形で、何らかの形で今後検討していくならばなというふうに思っております。

後でまた中西議員のほうから質問がございませるので、そこら辺でまた別な形でお答えをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（山下一義君）3件目まとめてください。

○8番議員（上野正博君）大変前向きな私案を考えておられるということで、本当にありがたいと。

今の本村の経済状況というのは、もう本当に厳しい状況ということは分かっております。先ほどの答弁の中にも、他の町村もいろいろ援助していると。年齢に応じて援助しているところもあるということございませるので、本村も、さしより河原地区の過疎化対策として、河原地区を考えておるということございませるので、実現してほしいと思っております。

厳しい状況ではありますが、やはり他の町村に後れを取らないように、よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（山下一義君）受領番号2番、4番議員、堀田直孝君、件数2件、発言を許します。

（4番議員 堀田直孝君 登壇 質問）

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

それでは、一般質問通告書に従い、2つの項目について質問いたします。

まず、1問目、村内医療の充実についてであります。

村内には、現在、永広医院とのむら内科クリニックの2つの医院と歯科医院が桑田歯科、赤尾歯科クリニックの2つの歯科医院があります。この4つの医院におかれましては、本村に対しましては、村医、学校医、保育園医と多大に貢献していただいております。

ところが、今年になって永広医院の永広先生が閉院の意向を示されたところでしたが、今年まではコロナの予防接種や学校医、保育園医は協力しますとのことで、院内診療は休止状態ですが、今年度はコロナの予防接種等に協力いただいております、全国では医療従事者が不足している中で、本村では順調にコロナの予防接種が行われ、大変感謝しているところです。

しかし、来年度からは、のむら内科クリニックの野村先生1人になります。村が行う健診業務の体制は大丈夫なのか、また、医師減少に伴う対策はあるのかお伺いいたします。

また、乳幼児を持つ若いお母さん方から、小児科の先生に本村に開業してもらえないかとの要望も数多くありますが、その点についてもお伺いいたします。

○議長（山下一義君）日置村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）堀田議員の質問にお答えをさせていただきます。

今申されましたように、長年にわたり西原村の医療行政に貢献をいただきました永広先生が3月末をもって閉院されたことは、大変残念に思っております。私どもも閉院の連絡を受けた後、再三にわたり慰留に努めてまいりましたが、先生の意志が固く、残念な結果となりました。先生のこれまでのご功績に感謝を表すものでございます。

また、永広先生は閉院後も1年間は村医等を引き受けていただいております。現在行われております新型コロナウイルスワクチン接種についても集団接種会場で診察業務を担っていただいておりますが、体調面のことを考慮すれば引き続きのお引受けをお願いすることが厳しい状況でございます。

そこで、堀田議員の質問にもありますように、今後、村内には、のむら内科クリニックのみとなります。今後は、野村先生と協議を行い、野村先生で村医をはじめとする校医、園医について対応可能か確認し、対応が可能であれば野村先生お引受けいただきたいと考えております。また、難しいようであれば、阿蘇郡市医師会や近隣医師会、近隣町村の開業医の先生方と協議し、今後の対応を検討していく必要があると考えております。

産業医につきましては、永広先生も憂慮されており、産業医としての1社のみの契約ではなく数事業者まとめて契約できれば市内の医療機関でも対応が可能かもしれないと、現在調整しているとお話を伺っております。

次に、村内に小児科医院の誘致はできないかのご質問であります、民

間の医療機関が開業するに当たり考慮しなければならない一つに、医療機関として経営が成り立つ立地環境であるか否かではないでしょうか。永広先生も、閉院に当たり、西原村で開業を希望されている方がいないかと発掘を多方面に問合せ、ご尽力をいただきましたが、残念ながら開業を希望される方がいなかったと聞いております。また、小児科、耳鼻科、眼科の開業医は近年減少傾向にあり、特に若い世代の医師が開業医よりも勤務医として働く傾向にあるとも話をしておられました。

また、小児科系の医療機関は県内に337医療機関がありますが、その中で小児科のみの医療機関は28医療機関しかなく、小児科系の医療機関のほとんどが、ほかの診療科目を併設されている状況でございます。

そこで、西原村における状況であります。診察情報がある子ども医療対象者0歳から15歳までの981名の令和2年1月から12月までの診療情報を確認いたしますと、何らかの医療機関を受診した子どもが942名、診療回数5,933回、そのうち村内及び小児科系の診療科目がある医療機関を受診した子どもが704名、受診回数2,956回となっております。約5割の子どもが小児科系の診療科目がある医療機関を受診したことになりますが、これを年間週5日で診察した場合、1日当たりの受診者数は11.4名ほどであります。このデータだけで誘致に適した立地環境なのかどうかについては議論することはできませんし、誘致を議論するとなると経営面の配慮が必要となると想定されることから、今後、時間をかけてアンテナを高くして検討していく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（山下一義君）2件目の質問を行ってください。

○4番議員（堀田直孝君）私が職員になってすぐ保健衛生の担当でした。当時は無医村で、益城町の医師3名に村医、校医、園医をお願いしておりました。

依頼に当たっては、医師会のテリトリーというか、医師会の郡による強さというのか、それをひしひし感じまして、益城町の先生を依頼するに当たりまして、まず阿蘇郡の医師会長に他の郡から依頼をするために了承を得る。そして、その後、今度は上益城郡の医師会長に派遣依頼をお願いする。そして、そこで了承を得た後に、益城町の開業医の当時川崎医院、萩原医院、東熊本病院の3名の先生をお願いしておった経緯があります。

そういう大変な中で、西原村の予防接種、健診関係をやっておったのもありますので、当時、無医村を解消するために、皆さんご承知と思いますが、村保健師の大谷保健師が積極的に西原村に開業する医師を探され、永広医院が来られたという経緯だったと思います。

しかしながら、やはり一人ではできないと。私が担当のとき、よく先生から怒られておったのが、おまえ、1日に60人も70人も聴診器を当てとってみれ、もう耳がおかしゅうして50人で限界ぞというふうに怒られておった。集団予防接種とかもありまして非常にニーズがあったんですけども、現在は

予防接種は病院のほうでしていただくようになり、集団予防接種がもう学校のほうでは今行われていないということではありますが、私が個人的に思うには、野村先生一人で大丈夫なのかなというふうに思います。

ということで、そのときの医師会のテリトリーの強さというのを感じたときに、先ほど村長が答弁されましたとおり、小児科の減少というのは、もう熊本県全体、もうからないということで減少しているというのは、私も聞いてはありました。その中で、この公共が行う医療体制において、どういうことが必要なのかということで、県のほうに尋ねてみようかなということで調べておりましたところ、熊本県の医療政策課というところが、地域医療の推進に関することとか救急医療に関すること、病院や診療所、助産師、その他の医療施設に関すること、特に医師その他医療関係者に関することということで業務をされておるということで、お尋ねしたところ、熊本県の医療体制は、他県をリードする切れ目のない医療サービスが提供されているということで、全国でも進んでいるということですが、しかしながら、今後は、平成28年の熊本地震から復旧・復興という直面する課題に加えて、2025年問題、団塊の世代が75歳以上となる高齢社会を迎えることにより、急激な医療・介護ニーズの変化、増大に対応していく必要があるということで、熊本県地域医療構想の策定ということをされました。その中には、病床の機能の分化と連携の推進、在宅医療の充実、医療従事者・介護従事者の養成・確保が上げられております。

幸いにして、阿蘇地域医療構想検討会専門部会がございしますが、この構成メンバーに阿蘇郡市町村会会長として日置村長が部会に所属され、過去に4回ほどこの検討がなされておりますが、そのときの阿蘇郡の状況はいかがだったか、ちょっと村長にお尋ねしたいと思います。

○議長（山下一義君）日置村長。

○村長（日置和彦君）市町村会長のときに出席したことがございますけれども、医師の先生は強うございます。私どもが発言すること自体もあまり許されないような状況で、会議に出席しても、自分たちでこうこうと決めていかれて、発言すら余裕はないということございまして、そのときのことを、前の話ですので、内容はもう覚えておりませんが、医師の先生方が何名か来られて、市町村会会長ということで、ただ参加しただけという状況だったというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）3回目まとめてください。

○4番議員（堀田直孝君）この医療構想の中に、村長が言われたとおり、医師会の強さって、日本医師会からもう政治の世界に入るように強い会ですけれども、そこの理解を得ながら、この医師・医療確保、非常に西原村としても今後増やす場合に困難とは思いますが、

その中で、今回、前回出たときもありますが、今後またこの構想策定があ

る場合に、この構想策定の中に市町村からの意見を聞くパブリックコメントというのがございます。その中に、やはり私が担当しておったときに一番の問題だったのが、うちが阿蘇保健所管内、これがイコール医師会につながっておりますが、当時、乳児健診があって、異常がある。じゃ、阿蘇保健所に検診に来てください、もうお母さんは青くなって「えっ」と言われるんです。なぜならば、車を持っていないと、ここから大津駅までバスで行く。それからJR、そしてまた駅から、阿蘇保健所は内牧にございましたので、またバスに乗って行くと。もう行くだけで半日がかかり、一日がかかりなんです。熊本市の保健所へ行けないんですかと言いますが、この保健所管内の不都合で行けない。

当時、東熊本の健康センターに熊本市中央保健所というのが、今はありませんが、ありました。そこは益城町、大津町、菊陽町、熊本市、熊本市近郊が管轄の保健所でした。不便だなと思って、この地域の見直しはできないのかと思っておりましたところ、この構想区域の中で、当時、阿蘇郡、菊池郡は変わらなかったんですけれども、熊本市と上益城郡が統合されております。そこまで、もう西原村が統合されたら、非常に便利にはよくなるのかなと思いますが、県のほうも、最近、熊本県広域本部、北、中央、4つですか、南と天草に分かれて、保健所も県北広域本部の中の阿蘇保健所に所属しておりますが、せつかくならば、県も統合するぐらいであれば、西原村も少なくとも大津町、菊陽町、隣接町村の管轄である菊池郡の保健所管内に移行できないかということのパブリックコメントを発信していただければと思っております。いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）西原村は特別なところでもんね。いろんなことに対して、阿蘇郡に行かなくちゃならない、あるいは菊池郡に行かなくちゃならない、あるいは上益城郡に行かなくちゃならない、その案件ごとに分かれて行かなくちゃならないということで、我々も阿蘇広域の行政組合の中でも、うちが占めておるのは、もう僅かでございます。し尿処理だけということで、消防も違いますし、ごみも違いますし、そういったことでございます。

今お尋ねの広域連携する中で菊池のほうにはどうかというお話でありましたけれども、これはまた阿蘇郡の医師会とかを訪ねて、できるのかできないのか、菊池に入れるのか入れないのか、菊池が了解していただけるのか、その前に県のほうにもお尋ねしながら、打診だけはして、できるか否かはそこでお話を聞けば分かると思っておりますので、一応聞いてみたいというふうに思います。

○議長（山下一義君）質問を行ってください。

○4番議員（堀田直孝君）まとめでよろしいでしょうか。

○議長（山下一義君）はい。

○4番議員（堀田直孝君）やはりこういうのは知らない、例えば担当者が、隣のすぐそこにもう病院があるけんが、足らんならそこに応援ばお願いすつたいと。先生も、ああ、よかたいというふうに言われてすると、後で医師会の強い縛りに村も迷惑しますし、受けてくれた先生も迷惑しますので、このあたりも早めに、先ほど村長が言われたようにアンテナを高くして、どういった構想が熊本県でも今後行われるのか、統合がされているのかということ、あと一つ、お母さんが西原村に開業する小児科の先生が欲しいと言われたのはなぜか。自分もここで質問しながらもよく考えたところ、今、集団予防接種が、子どもさんが開業医さんのところであるということになって、やはり熊本市内とか遠方に、このお忙しいときに、ほとんど共働きのお母さん方は一回会社を休んで、子どもを保育園に迎えに行つて、熊本市の小児科に行つて、また帰つてくると。そして、その時間のロスがもつたないから、こういう要望があるのかなと。質問しながら、これを考えながら理解してきたところでは。

ですから、小児科単独の先生はちょっと無理かもしれませんが、やはり永広先生も、いろいろ調べますと、開業されておる先生方、全て結構多く持っておられるんです。内科、循環器科、呼吸器科、小児科、一回経験したところは看板に上げられるそうで、のむらクリニックさんのほうも内科、呼吸器科、循環器科、3つの看板を上げられている。歯科も一緒に、ただ、一緒かと思うと、赤尾歯科クリニックは歯科、小児歯科、口腔外科、桑田先生のほうは歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科と、幾つも出される。これはなぜかということ、桑田先生自体じゃなくて、小児のほうは奥さんが持っておられるということで看板を上げられておるということで、単独の先生は難しいかもしれませんが、もし大学病院とか、そういうところに、西原村、例えば永広医院が空いていますよとか、そういう周知もあるんじゃないですかと言われたこともありますので、誘致というのは難しいかもしれませんが、そういう環境の……。

野村先生にも一回尋ねたんです。野村先生、なぜ西原村に開業されたんですかとお尋ねしましたところ、私はまちのごみごみしているところの診療よりも自然環境豊かなところで診療をやりたいということで西原村に来ましたと言われました。やはり中には、自然豊かな西原村を住民の方も好んでこられますが、そういう環境を探しておられる医師もおりますので、そういう情報が発信できればいいかなと思ひまして、まとめてさせていただきます。以上です。

○議長（山下一義君）2件目の質問を行つてください。

○4番議員（堀田直孝君）続きまして、2件目、農業機械の交通安全対策についてであります。

令和元年12月の定例会の一般質問で、農業用トラクタの公道走行について

と題して質問させていただいたところであります。

当時、道路運送車両法の運行見直しにより、トラクタに作業機をつけたまま公道を走行できるようになりました。ただし、トラクタの場合、全長4.7m、高さ2m、横幅1.7mを超えると大型特殊免許が必要とのことで、このことを知らない農家の皆さんにお知らせしなければ大変なことになりはしないかとの質問に対し、産業課長より、広報誌、生産団体を通じて周知を図ると回答をいただき、また早急に周知を図っていただいたところでもあります。

このことにより、大半の農家の方は理解されました。理解された農家の方は、ほとんどの方は既に大型特殊免許要件の作業機を持っておられ、無免許じゃいかんと免許取得されておりますが、このことは日本全国で問題となり、国の農水省には機械安全対策班を設置し、この見直しのガイドブックの作成をネットをはじめ各農業関係機関を通じて徹底的に周知された関係で、全国の自動車学校は入校待ちが増え、また、農業大学で実施する農耕車限定の試験の申込みも殺到しました。

私も一般質問をした手前上、熊本県が農業大学校で実施する農業安全講座（農耕用限定試験）を申し込みました。この講座は、一般農業者を対象に、大型特殊免許を年6回、定員30名、年間180名、牽引免許を年6回、定員24名で、年間144名枠に対して実施するものです。しかしながら、自分の場合は「厳正なる抽せんの結果、落選しました」との通知でした。

そこで、昨年の暮れから免許センターの試験を受験しました。自分の場合、牽引免許試験でしたので、毎週月曜日1回の試験でした。試験は毎週10名程度の受験者があっており、その受験者と仲よくなり、受験の目的を聞くと、約7割の方が農家の方で、本来の大型トレーラーなど運転手業務の方は3名程度で、受験者は県内外から来ており、中には公道を無免許で走行し警察官から警告を受けた方もおられました。

中には、自治体から補助金が出るので受けに来たという方もおられました。本村からは、私が受ける時期には3名の方が挑戦しておりましたが、試験場に受けに来る理由を聞くと、俗に言う一発試験は受験料が安く、1回の受験料は4,800円でした。10回受けても5万円以内で取得できるということであるということでございました。

反対に、自動車学校では必ず取れます。しかしながら、費用が8万円から12万円ぐらいかかり、県内の郡部にしか、この特殊免許取得可能な自動車学校がなく、待ち期間が申し込んでも2か月程度かかるということでした。

そこで、今申し上げた理由により、免許取得を諦める農家の方がいるのではないかと危惧しております。最近では農耕車を狙った当たり屋も増えており、熊本市近郊や益城町では被害もかなり出ているとのことで、警察の取締りも増えているということ、検挙される方が増えたということにつながっているみたいです。やはりそういう当たり屋もそうですけれども、事故でも起こ



したら、その方は保険の給付もなく、25点の減点、一発取消しの処分が下され、結局は農業ができなくなり、強いて言えば本村の農業の衰退につながります。

そこで、本村では免許取得を増やす策はあるのか。例えば、してくれではありませんが、他町村のようにちょっと補助金を出して、じゃ、行こうかなというような受験のきっかけづくりですね。そういう方策はあるのか、お伺いしたいと思います。

また、公道走行が可能になったことに伴い、ナンバープレート装着数の軽自動車税の農耕用小型特殊の登録数が増えたものと私は思いますが、そのあたりはいかがか、税務課長にお伺いしたいと思います。

○議長（山下一義君）日置村長。

○村長（日置和彦君）農業機械の交通安全対策についてということで、道路運送車両法改正をまだ理解されていない方がいるんじゃないかなろうかという当初の通告の質問でありますけれども、令和元年、全幅1.7mを超える作業機をトラクタに装着したままでも公道走行ができるようになるなどの道路運送車両法の改正が行われ、令和元年第4回定例会で、一般質問において堀田議員のほうから、その改正に対しての対策、周知の必要性についてご質問がございました。

これを受けまして、産業課でその周知を図ってきたところでありますが、以降、多くの農家の方が大型特殊免許を取得され、一定の周知が図られたものと理解をしております。

お尋ねのいろんなことについて、詳細につきましては、産業課長のほうからお答えいたします。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）農業機械の交通安全対策についてというお尋ねでございます。

村長が申しましたように、令和元年第4回の定例会において、堀田議員の道路運送車両法改正に伴う一般質問を受けまして、令和2年3月号の広報誌で広報を行い、また、各団体の集まり等で周知を図ってまいりました。それ以降、農業大学の受講の問合せや自動車学校での免許取得の相談等が多数あり、農家の皆さんの関心の高さがうかがわれたところでございます。

本年度の農業大学の受講についても、広報4月号で告知を行ったところ、申込みや問合せが多数寄せられており、一定の周知が図られたものと考えてございますが、まだこの改正についてご存じない方がいるということでございますので、再度周知を図りたいというふうに考えてございます。

補助のことです。近隣町村をちょっと確認いたしましたところ、高森町、大津町とかあたりが出しておらないということです。ネットとかで調べますと、佐渡市が出してございます。これは、佐渡本島では免許を

取得するための施設がないということで、どうしても新潟市内まで出なきやいけない。この場合は、フェリーを使って、ややもすれば1泊、また自動車学校であれば何日もということになるので、その負担軽減というようなことで交付をされておるといふふうに理解してございます。交付をされている市町村は、それぞれのそういった事情に基づいて交付をされておるといふふうに考えるわけでございます。

免許の取得と車両の保有ということに係る責任は、その免許取得者、車両所有者に帰属することは当然のこととして、ご理解はいただいているものということをお話申し上げます。昨年度の周知以降、多数の方が免許を取得されておりますので、既に免許を取得された方との公平性、また、農業に限らず、多くの他業種で必要となる資格、免許は多岐にわたるものであるというふうに考えますので、他業種との均衡といった面からも、免許取得の補助金の創設は適切ではないのではなかろうかというふうに判断をしておるところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君） 税務課長。

○税務課長（小栗 優君） ただいまご質問がありました小型特殊自動車の農耕用の登録台数についてということでお答えしたいと思います。

ここ3年間の4月1日現在の登録台数でいいますと、2年前の平成31年が384台、昨年、令和2年が396台、そして本年の4月1日で461台ということで、ここ2年間で77台の増です。特に、この1年については65台登録が増えておりました、ここ数年で広報誌またはホームページ等での広報を行っております、それによる増加と思っております。以上です。

○議長（山下一義君） 続けてください。

○4番議員（堀田直孝君） 今聞いたのは、2月号の広報西原で、小型特殊自動車をお持ちの方へということの中で、農耕用トラクタ、農業用散布車、コンバイン、田植機は申請登録をして、ナンバープレートの交付を受けて車両に取り付けてくださいとの記載がありました。ところが、注意書きの中に、ナンバープレートを受けても公道を走行できない車両があります。（例）田植機とありました。どういうことか。一般の人がお分かりになるでしょうか、この広報で。

皆さん、どう思われますか。田植機、皆さん持っておられます。今まではトラクタもナンバーをつけていない方はこっそりと運転されておった。でも、今回こういうことでナンバープレートをつけられている方が、もう今はナンバーをつけておるけん、堂々と走りよるよということなんです、じゃ、田植機にナンバープレートをつけなさい。トラクタとかある程度の四輪の農耕車には、ナンバープレートをつける枠があります。しかし、皆さんのところの田植機にございますでしょうか。ないですよ、はっきり言って。一般の人は、じゃ、ナンバーを田植機にもし強制的に枠をつくってつけたら、じゃ

もう堂々と走れるじゃないかというふうに理解する方がほとんどじゃないでしょうか。

でも、田植機はできないということで、自分も我が家の田植機の取説をちょっと読んでみたんです。すぐ裏に注意書きが書いてあります。この田植機は、道路運送車両法の保安基準に適合する装置をしておりませんので、法令により公道を自走することはできません。公道を移動する場合は必ずトラックなどに載せて運搬してください。積載するトラックの選定は道路交通法を守ってくださいと。じゃ、ナンバーをつけても走られんじゃないか。じゃ、つけんでいいじゃないやとなりますが、このあたりはいかがでしょうか。

○議長（山下一義君） 税務課長。

○税務課長（小栗 優君） ただいま堀田議員が言われましたとおり、税務課としましては、軽自動車の登録の必要性については、ホームページ、広報誌等でさせていただいております、その中で、公道走行に関することにつきましても、ナンバーをつけても公道走行はできない車両はありますということで、例としては田植機ということで載せさせていただいております。

道路を走る上では、道路運送車両法の車両の保安基準、これを満たしていないと道路は走れないということで、取扱説明書だとか、メーカー側からも説明はされるかと思えます。

広報上で、ちょっと分かりづらいということでございますので、今後につきましては、また県や他の自治体あたりともいろいろ相談しながら、よりよい広報の方法があればということで、今後検討させていただきたいと思えます。以上です。

○議長（山下一義君） 3回目、続けてください。

○4番議員（堀田直孝君） 3回目ということで、あれですけれども、私も税務課に所属しておったので、この意味はよく分かっております。原付においても、小型特殊自動車においても、税務課の村が発行するナンバープレートは、道交法よりも納税をしていますよという標識の表なんですね。ですから、こういう保安基準を満たしていないと、それは登録しても運転できないと。ただ、田植機も、今の近代的な田植機を見ますと、灯火器、ウインカーとかがついて、当然走行できる田植機もあるんです、実は。ですから、そういうあたりの理解を一般の、ここの役場の人たちも今「えっ」と思われたと思うとおりに、この間の広報誌じゃ、なかなか理解できないということで、もっとこのあたりも産業課、税務課を通じて、農家に近いのは産業課ですので、また周知していただきたいと思っております。

本来の交通安全ということですが、最近、私はトラクタの事故を頻繁に聞くわけですが、今年になってからも、私の隣で耕作しておられる益城町の杉堂ですけれども、その方が転落で死亡された。河原においても、もう2件転落がっております。先月末でしたか、ドクターヘリが飛んできて、

私はただの交通事故だろうと思っておったら、灰床の方がトラクタに横転して挟まれた、重傷を負われたという話を聞いております。

そこで、JAの農機担当者に阿蘇郡でどのぐらい事故がありよつとかねと言ったら、これは頻繁にあっていますよと。もう引上げにはしょっちゅう、年に数件は行っておりますと。ただ、幸いなことに、今の機械は安全バーとかシートベルトが整備されておりまして、死亡事故につながる件数が少しは減ったんじゃないかということで、あまり公になっていないということでした。

これも私は質問するに当たり、県のほうにちょっと行きまして、どこが担当しているかということで聞いたところ、農林水産部の生産経営局の農業技術課というところが、この農業用の事故、交通安全対策を担当しているということで伺ったら、最近の傾向としては、JA関係者等、所属している農家の方には、そういう交通安全対策の周知はしやすいけれども、現在問題になっているのが、小規模な兼業農家さんで農業団体に所属または関係していない方。今から増えるのは、やっぱり団塊の世代、もう仕事を辞めて、家にはちょっと田んぼがあるから、そこで畑を耕そうとか、そういう方の事故が増えていると。この対策をどうかせんといかんというのが、今、県の課題だそうです。ですから、そのあたりも踏まえて、今後、村としても、この交通安全対策をしていただきたいというところですよ。

ちょっとそのままもうまとめさせていただきますが、私が菊陽町の運転免許センターに試験に行くときに、トラクタが1台置いてあったんです。あれ、これは農業大学の出張支援かなとか思っております、ちょっと気になっておりましたので、これもまた免許センターのほうに聞きに行きました。そうしたところが、今、大型特殊免許はどうですかということをお聞きすると、やはり大型特殊牽引免許はかなり増えておると。それを解消するために、県警も協力して、今、第一空港線にあります、中古農機を売っておりますが、正式名称は熊本大分農業機械商業協同組合というところが、県の免許センターと連携して、大型免許（農耕車限定）の一般試験と事前交渉を実施している。それも安価でできるということで、免許センターのほうからも、これを利用されたらいかがですかということで、調べてみましたところ、募集要項が実際出ておりました。

私も補助金があるところが何町村かあるかと思って、熊本県中、結構近隣町村に電話で聞いたんですけども、南利課長が言われたとおり、近隣はありませんでした。しかしながら、この試験をやっていますよという広報は出していますということでしたので、前回、私が一般質問したときには、免許を取るのには農大で行う試験か一発試験の免許センターか自動車学校ということだったんですが、それに加えて、今の現況ということで、俗に言う農商組合ですか、そこもやっていますということで、このあたりの周知もしていた

だくならば、もっと農家の方が免許を取りやすくなるのかなと思っております。

自分も受けたんですけれども、もう実際、免許を取ったわけですから、免許を取得するということは、利便性につながるのは当然ですけれども、やはり受けることによって、安全運転の再認識と、また特殊車両の特性を勉強することにより、農耕車両の事故が防止できるのではなからうかと再認識しましたので、そのあたりも考慮して、また周知徹底を図っていただければと思います。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）初めて聞きましたので、内容はあまり分からなかったんですが、そういった新たな試験の制度があるということであれば、後ほど教えていただきたい。ぜひとも告知していきたいと。

それから、おっしゃるように、非常に農業大学の人員が制限されておって、なかなか受講することができんという方が多くて、やむなく自動車学校に行かれておるといふ状況でございます。近隣町村にいろいろ状況を確認しました折に、農業大学の枠を、例えば1回当たりの人数を増やすとか、そういったことを阿蘇郡の町村から申入れとかをやったらどうかとかいうような意見も出てございます。そういったこともぜひ取り組んでいきたいかなというふうに思っております。

あと、系統外の事故、これは我々も非常に懸念するところでございます。年に2回、農繁期には必ず広報西原で農作業事故に注意してくださいということで、いろんなケースをその都度その都度載せながら広報をしているところですが、やはりおっしゃるとおり、系統外の方にはなかなか行き届きにくい。

我々もこの時期、今はコロナでありませんが、各部会の総会等がございます折には、出席した職員は必ず農作業事故について一言何か言うようにということで指導はしておるところですので、そういったところで、系統内の方は、割と比較的、また南利が言いよるなというふうなことでお聞きになっておるかと思うんですが、先般の堀田議員のご質問で基腐病の問題がありまして、系統内の方たちは比較的遵守されておると。系統外はどうしようかなということで、実は、生産力向上と防除対策ということで、新たに系統外の方たちも含めたところで、生産振興の勉強会といいますか、そういったものができるかなということで、先月だったですか、検討会の立ち上げを行ったところでございます。積極的に系統外の方が参加できるような内容にしていきたいということで考えておりますので、そういった中でも、この農作業事故についても引き続き啓発をしていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）堀田議員。

○4番議員（堀田直孝君）あと1分です。

今言われたとおり、今のコロナ予防の10時半の放送みたいに、耳が痛くなるほど広報していただきたい、周知していただきたいと思います。

ということで、私の質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（山下一義君）暫時休憩し、次の時間は11時40分から行います。

（午前11時26分）

（午前11時38分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号3番、7番議員、西口義充君、件数2件、発言を許します。

（7番議員 西口義充君 登壇 質問）

○7番議員（西口義充君）7番議員、西口、質問させていただきます。

通告2件、まず、質問事項、西原村社会福祉施設のぎく荘について質問いたします。

質問要項。高齢化社会に伴い、現在の施設では今後ますます手狭になってくると思われるが、どのようにお考えであられるのか。また、施設の整備をするための検討委員会の立ち上げと計画を進めることはできないかということで質問をいたします。

まず、2点についてお願いいたします。

今後ますます高齢化は進んでいくことも、データ等でも出ておりますし、現状でも年寄りが増えたなどというのが見えてきております。令和3年4月末の西原村の総人口に対しての高齢化の状況では、高齢化率が31.5%と出ております。今後、5年後の高齢化率の推移も、徐々ではございますが、34.5%ぐらいになるのではないかと推計もされておられます。年々、僅かでございますけれども、確実に増加傾向はしております。

今の福祉施設、運用から28年がたち、使用面でも不便さを感じられております。洗濯をするにも外でしなければいけない。洗濯機も外でございまして、干すのも外でないと場所がないというふうなことでございますので、この2点について、村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（山下一義君）日置村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）西原村社会福祉施設のぎく荘についてということで、高齢化社会に伴いまして、現在の施設では今後ますます手狭になってくると思われるが、どのように考えているかという質問でございます。

のぎく荘は、平成5年3月に建設されまして、運用を始めて28年が経過しております。現在、のぎく荘は指定管理者として西原村社会福祉協議会が管理運営を行っており、介護保険のデイサービスなど高齢者支援等を主に福祉行政に取り組みされており、現在、1日平均30人ほどの方がデイサービス等

で施設を利用されております。

本村の世代別人口を見ますと、60歳から74歳の方が一番多く、村の人口の約4分の1ぐらいおられます。また、高齢化率も31.6%ということで、微増ではありますが、年々上昇している状況でもございます。

このような状況から、今後、団塊の世代が後期高齢者となり、介護保険サービスの利用者等もさらに増えてくることが予想されます。今のデイサービススペースでは手狭になることが懸念をされるところでございます。

また、これからの福祉施策を充実させるためには、村内の子どもから高齢者まで様々なニーズに対応できる体制づくりを進める必要があり、事業を進める上での施設、人材の確保が必要となります。

団塊の世代の方々が後期高齢者となり介護保険を利用することで発生するデイサービス利用者の増加、また、今後、療育、虐待等の児童福祉支援、障がい者支援、災害ボランティア及び避難支援など、施設利用のニーズが高まっていくものと考えられます。今後発生する様々な悩み相談、その対応など社会福祉協議会で一元化できる体制づくりや、災害時の福祉避難所としての機能充実と併せて検討していく必要があると考えております。

今後は、建物の構造上、増築が可能であるかどうか。増築であれば、北側あるいは東側に拡張できるのか。施設の機械器具の老朽化により、これまで空調機器、ろ過機器など頻繁に修繕を行っており、今の施設の浴室関係を含めた機械設備の整備、また機能を充実させるためのスペース確保など、様々な角度から必要性の検討を重ね、方向性を出していきたいというふうに思います。

現在、利用者が30名程度であります。今後、必ず利用者が増えるというふうに予測しております。しかしながら、今すぐ建設は時期尚早と思われませんが、機械設備は約30年経過をしており、設備の劣化を考慮し、早急に改修する必要があると考えます。今後、多方面から意見を聞きまして、検討をしてまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（山下一義君）続けてください。

○7番議員（西口義充君）現在の地域の平均の利用者、30名程度の方がデイサービスを受けておられるということでございますけれども、これが年々、年を取ってきますと、介護度も上がってきます。そうすれば、徐々に増えるのは目に見えているというのは、村長も分かっておられると思います。

社会福祉協議会では、通所デイサービス、サロン等をはじめ、地域住民の方々の悩み相談等の支援の実施を今されております。また、現在取組を進めておられる虐待等の福祉支援、障がい者支援、また新たに療育、災害時の避難支援など、多岐にわたり施設の利用の需要はますます多くなってきています。

今の現状の施設では、スペースが限られていますし、設備等も相当古く、

また手狭にもなっております。福祉施設としての機能を発揮しづらいところもあるのではないかとということも考えております。今後を見据えていただいて、福祉施設としての機能を発揮できる、また整備された施設の拡張は、考えを進めていかなければいけないとも思っております。

我々も年々、年を取っております。いずれお世話にはなりますけれども、今の施設では、本当に計画を進めていかなければ、介護度もだんだん年とともに上がりますので、職員の方も大変だと思っておりますけれども、やはり行政としてやるべきことはやっていかなければいけないこととございますので、ぜひ整備、建設を進めていただく。そして、早く検討していただいて、取組をどのような形でされるのか、早く示していただければと思っております。

改めて、村長、お願いします。

○議長（山下一義君）日置村長。

○村長（日置和彦君）それには、やっぱり検討委員会を立ち上げてやりたいというふうに思います。

あその施設はRC構造で、築30年近くたっておりますが、鉄筋構造で30年ありますので、まだまだ耐用年数はございますので、建て替えは厳しいので、必要最小限の増設と機械等の整備、また、機能を追加するならば、別棟で追加分の増設等は考えられるかなというふうに思います。まず検討委員会を立ち上げて、意見を聞きたいというふうに思います。

検討委員会につきましては、本年3月に西原村社会福祉センター改修等検討委員会設置要綱をもう設定しております。そこで検討していただければなど。今のところ、検討委員会の立ち上げはやっておりませんが、先ほど申しました場合につきましては、今後、早い段階で検討委員会を設置しまして、関係機関・部署と連携し、検討を進めていきたいというふうに思います。

ただ、財源が伴います。改修といっても、かなりの金額がかかりはしないかなというふうに思いますが、まず委員会において問題提起をして、議員さんにも報告し、慎重に対処したいというふうに思います。

先ほど来より、お金のことをよく言いますが、この事業は公共事業で、公共施設整備でありますので、交付金、補助金が望めないということでもありますので、村の単独事業となります。何か財源はないか検討して、基金の積立にはあるけれども、今後の起債の返還とかを考えると、多くの起債は厳しいというふうに思っております。将来のこととして、これ以上の借金はつくるわけにいかないだろうというふうに思っております。

そういったことで、私どもが今できる身の丈に合った整備をするならばなというふうに思っております。それもこれも、検討委員会で検討委員の皆さん方と相談しながら、いい知恵を出していただいてするならばなというふうに思います。



何しろ毎年毎年、機械の修理代がかさんでまいります。そして、風呂あたりも休まんといかんとか、今、風呂もあんな広いお風呂は要らないだろうかと、社協の職員に聞けば、そういうこともありますので、いろんな角度から検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（山下一義君）続けてください。

○7番議員（西口義充君）村長のお考え、よく分かっておりました。

現在、村長は4期目でございますけれども、本当にさきのことを考えれば、2期目には宗教問題等で大変な思いをされて、いろんな圧力の中で頑張っただけで、村民、住民を守っていただきました。

また、3期目は熊本大震災、復旧・復興に向けて、県下でトップの指揮を執り、そして早急の施設の整備もされてきました。また、先ほどからお話ししておりますが、みんなの家等も各地域に、地元負担があまりなくて、皆さん大変感謝されております。これも本当に村長の前向きな行動と職員の頑張りのおかげで、こういうふうにして、あまり村が大きくお金を使うことなく頑張ってきたおかげではないかと、本当に感謝を申し上げます。

また、4期目におきましては、総合体育館等の建設が今進められておりますけれども、9月には完成、そして、その後は公園整備で、令和5年には完成するだろうというふうなことで、これも30億円を超えます大きな事業でございます。村の負担等も相当ありますし、大変かなとも思っております。

また、今回の予算で通ると思っておりますけれども、中学校の給食室の改築工事3億数千万円、これもやはりコロナ対策として村長が取り組まれて、補助金もついたということで、村の負担も大分少なくなって、私も本当にすごいなと思っております。こういう事業もどんどん取り入れておられますし、村としての借金は本当に分かっておりますけれども、やはり福祉施設、これが一つ遅れているなという思いがございます。人口が増えるのはなかなか厳しいだろうと思っております。老人は増えますけれども、若年層、また働き盛りの人は、だんだん減ってきております。そういう中で、施設の利用が増えてまいりますので、先ほどから、早く検討会を立ち上げていただいて、早急にお答えを出していただいて、設備投資にかかっていたらばというふうになっております。

この点につきましては、ここで終わらせていただきます。

○議長（山下一義君）続けてください。

○7番議員（西口義充君）2点目に入ります。

療育について質問させていただきます。

現在、当村において療育課題に取り組まれておりますが、今後の推進計画はどのように進めるのかということで、お話をさせていただきます。

2年前に、教育長に対して、放課後等のデイサービスを質問させていただきました。その後、社協で事業として取り組まれ、現在、職員の方々に視察、

研修等も進めているのは分かっております。

療育は、療育といいますと0歳から6歳までなんですけれども、通常の保育施設では行っておりません。そのため、療育がどのようなものか、手続、相談等のサービスを受けるのが分からないという人たちもおられ、悩んでおられる家族もあるのではないかと考えております。我が家ではこうですと、なかなか言いにくい部分でありますので、相談する方も少ないのではないかと考えておりますけれども、現在、社協での取組で、療育について、この前お話をいたしました。担当職員のほうも1人おられて、現在、研修等も行われ、進めておられます。大変ありがたく思っております。

療育（発達支援）では、お子様の困り事や発達状況、障がいの状況によって支援計画作成をしなければなりません。それと同時に、お子様のご家族も支援を併せて実施されますので、大変な作業になるのではないかと考えております。今後の支援へ向けての、こういう事業でございますので、職員の確保もぜひ必要になってくるのではないかと考えております。

また、施設等の整備もできてはおりませんので、どのような形での準備計画が進められるのか、お答えをお願いいたします。

○議長（山下一義君）日置村長。

○村長（日置和彦君）療育に関しましては、担当課長のほうからお答えをいたしますけれども、先ほどののぎく荘ですけれども、やはり今から先、我々も団塊でしたけれども、あと、来年には私も後期高齢者となるわけであります。団塊の世代が全てそういう方になったときに、すぐには介護はないにしても、やがて介護保険を利用しなくちゃならないという時代になってまいります。

大体、今、デイに来ておられる方々は、全ての方が戦前、戦中を戦ってきた方ばかりであります。もうお年寄りになって、そういった狭いところの施設に入られておくわけにはいかないだろうと。そういった方々に対して我々が今できることは何なのかと考えたときに、あののぎく荘の改修をして、ゆっくりとあそこで一日過ごしていただく。そうしてやりたいなというふうに思っておりますので、利用しやすいような改修を行うならばなと思っております。そういったことをご理解いただきたいというふうに思います。

それから、今申しましたように、療育につきましては担当課長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）お答えさせていただきます。

療育とは、障がいのあるお子様やその疑いのあるお子様に対して、特性に合った支援計画を実施することにより、子どもの発達と自立及び社会参加をサポートしていく取組のことです。

療育の中でも未就学児までに行う療育のことを早期療育といいます。一般的には、早い時期から療育を受けることで、その後の成長や自立につながり

やすいと言われております。

現在、村から社会福祉協議会に療育相談員を委託、設置し、保育園、各小・中学校への訪問を踏まえ、障がいのある子ども及びそれらの疑いのある子ども並びにその保護者、家族の相談を受けながら、家族で抱える児童の療育に関する悩みや将来の不安等の軽減を図るなどの支援を行っているところでもあります。

また、さきに申しました早期療育支援の実施に向けて、本年度より、保健師が行っている出産後の法定健診等に療育相談員に参加してもらい、保健師、保育園、小・中学校と連携、情報を共有して、子どもたちの状態の早期把握や保護者との信頼性を高めるべく、体制の充実を図っているところでございます。

現在の村の状況としまして、療育支援事業所についてですが、これまでは村内に障害児通所支援事業所がなく、村外の事業所等を活用した支援体制でありましたが、村内におきまして、本年3月に相談支援事業所、4月に通所事業所が事業開始の運びとなりました。これまでサービスを受けていた全ての子どもさんたちが、この事業所をすぐに利用されるわけではありませんが、立地条件等を考えても村内の事業所の利用率が高くなるものと考えております。

村内に事業所が開設されたことにより、サービス内容の確認、調整もしやすくなり、充実したサービス提供ができるものと考えております。

今後は、子どもたちの支援はもちろんのことで、保護者の悩みや子どもへの接し方などを助言、指導ができる体制も整えていく必要がございます。そのために、今現在、社会福祉協議会に委託しております療育相談員の増員から相談窓口の設置へとつなぎ、保護者等からの様々な相談に対応できる体制、また相談しやすい環境を今後整備していきたいと考えております。以上でございます。

○7番議員（西口義充君）改めて課長より、取組がなされているということで、大変うれしく思っております。やはり一人の人間として、こういう事業は地域で守っていかないかんというような思いがありますので、本当に感謝申し上げます。

療育相談によって、個人の能力に応じた支援というようなことが進みますと、やはり親御さんも安心しますし、本人の力がどこまであるのか見いだせることで、個人が大きく成長する部分も見えてくるのではないかと考えております。

よく障がいの番組を見ておられますが、世界でも優秀な方が、本当にすごいなという、みんな小さいときは療育、障がいでしたというふうな、この前、バイオリニストもピアノの方も世界で優勝された方がおられますけれども、小さいときは障がいでしたと。やっぱり一つの道をそこまで貫くというか、

多動性もありますけれども、一本の道を行くというふうな子どもたちも相当います。そういう子どもたちを見いだして、みんなで助けていただければと思いますので、これで私の質問を終わります。

○議長（山下一義君）暫時休憩し、午後の会議を1時5分から行います。  
（午後 0時04分）

（午後 1時02分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号4番、2番議員、高本孝嗣君、件数1件、発言を許します。

（2番議員 高本孝嗣君 登壇 質問）

○2番議員（高本孝嗣君）2番議員、高本孝嗣でございます。一般質問をさせていただきます。

通告書のとおり、本日は1件について質問させていただきます。

まず、道路整備についての中身でございますけれども、県道、村道、農道、里道など、道路には様々な道路がございます。そのような道路の管理体制について、まず最初にお尋ねをいたします。

農道や里道については、その道路の受益者の方が管理、整備などを行っていることについては認識しているところでございます。通学路やふだん使われていない地区内の避難道路整備などについて、どのようになっているかということについてお尋ねいたしたいと思います。

村道においては、当然ながら村において管理、整備がされており、各集落の主要道路については、春区役や秋区役において地域ごとの草刈りや整備、管理がなされており、長年の村の美化運動としても役に立っているものと思っております。

また、農道や林道においては、受益者の方々の申出により整備、管理されており、生コンの現物支給や水路の現物支給と本当にありがたい支給物によって地域の方々が道路管理に携わっておられます。

一方、不特定多数の方ではありますけれども、通学路については、また先ほど申し上げましたように災害時のときぐらいしか通らない各集落内の道路の整備については、ふだんから整備が必要であろうと思っておりますけれども、通学路については、やはり保護者の方々や近くの方々がある程度の整備はされると思っておりますけれども、各集落内の避難道路やそういった整備について、村当局として管理状況はどのようになっているのか。また、誰がそういった道路について整備をするのかをまず最初にお尋ねしたいと思います。

○議長（山下一義君）日置村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）高本議員にお答えいたします。

道路整備ということでございまして、まず、県道、村道、農道、里道等の

道路には様々な道路がありますが、その様々な道路の管理体制ということでお尋ねでございます。

今申されましたように、農道や里道につきましては、その道路の利害関係の人が管理されていると認識をしておりますということで、通学路や地域内の避難道路整備についてはどのような管理状況になっているかというお尋ねであったかというふうに思います。

道路につきましては、一般交通の用に供する道、いわゆる道路法で定める道路として、高速道路や国道、県道、市町村道があり、一般的に公道とも呼ばれておりまして、村が管理する村道につきましては、道路法第8条に定義をされております。

次に、農道、林道、里道等につきましては、高本議員から今お話がありましたとおり、土地改良区や受益者などの利害関係の人が日頃の維持補修等の管理や生コン舗装などの整備をされているところでございます。

その他としまして、私道がございます。自治体が所有・管理している公道に対しまして、個人や企業、団体等が所有している道路は私道と呼ばれておりますが、私道につきましては、その所有者が管理をすることとなっております。

お尋ねの通学路や避難道路整備につきましては、どのような管理状況になっているかということでございますが、管理状況と申しますと、通学路や避難路をその該当する所管が地図等で把握して管理をしているのか、または、通学路や避難路の維持管理をどのように管理しているのかの2つの管理が想定をされます。質問の内容は恐らく後者の通学路や避難路の維持管理のことではなかろうかと思っておりますので、お答えいたしたいと思っております。

道路の維持管理につきましては、先ほど申しましたとおり、県道であれば県、村道であれば村、農道等であれば土地改良区や利害関係の人が、それぞれ基本的には管理をされております。県・村道以外の通学路、避難路に関しましては、地区によっては区役のときに自主的に草刈りや道路清掃を行い、子どもたちの通学の安全確保を自主的にされているところもございます。そこら辺は、高本議員は元担当課長でありますので、得意分野で十分ご理解の上の確認の質問であるかなというふうに思います。私どもは再確認させていただきました。以上でございます。

○議長（山下一義君）続けてください。

○2番議員（高本孝嗣君）ありがとうございます。

道路については、様々な利用形態によって、それぞれ管理者がおるということで理解しております。今回、私が2番目に質問いたしますのは、ここに書いておりますとおり、いろいろ創造的復興として道路の拡幅整備も掲げられていたと思っております。関係する地域、要は6集落あたりは本当にありがたい道路といたしまして、創造的復興で、本当に震災前よりも美しく、また安全

性でも災害に強いような道路として整備されているということで、この席をお借りいたしまして、まず地元といたしまして本当に感謝を申し上げます。

今回、地域内での生活道路、一般道路と思われる公衆用道路の取扱いについてお尋ねいたします。

先ほども村長のほうから、私道の話ということで、ちょっとありましたけれども、長年、公衆用道路といたしまして利用され、熊本地震のときには、高遊地区内の公民館というか、県道より公民館に抜けている避難道路として役目を果たしていた道路がございます。現在も様々な車両が行き交い、迂回路として役目を果たしている道路であります。

ただ、昭和25年に制定されました条例で、村道認定の条例がございますけれども、村道認定の規格には到底及ぶような道路ではないということで、村道に認定されておりません。そのような関係で、先ほど村長から言われましたように、村道であれば村、農道であれば受益者の方々という形で整備、管理がされているわけですが、今回、私が今ここに申し上げております県道より高遊の公民館に続いております道路については、私道であるということで、なかなか村のほうで手を携えることがなかったというふうに認識しているわけがございます。

しかしながら、先ほども申し上げましたように地震時のときには避難道路、現在では迂回路、そして、ごみ収集車あたりが通っている道路として、本当に不特定多数の方々利用されている道路ということで、私道でありながらも公衆の一般道路として役に立っているというか、本当にふだんから使われている道路であるということでもありますけれども、この道路が、地震時において、生コンの道路であったため、ひび割れが本当にひどく、現在もなお割れた状態のまま使用されている状況でございます。

地震後に、こちらのほうの両サイドの土地について、一般住宅が建っております。これは土地を購入されて建てたわけじゃなくて、相続によってもらった土地に、大切畑地区と滝地区のほうから、そこに家を建てられて、建てて初めて、そこに車両が通って振動がするというので、今なお振動の中に家が建っているわけですが、どぎゃんかならんかなというご相談がございましたので、今回ここに上げさせていただいておるわけでございます。

このように、私道については、先ほども申されておりましたように、やはり個人の財産でありますので、個人が管理するというのは当然なことでありますが、私が先ほどから申し上げておりますように、迂回路だったり避難道路として活用されていた道路でございますので、その辺を何とか村の手によって整備なり何んりの手が加えていただけないかというご要望とお伺いをしたいというふうに思っております。

ちなみに、平成21年第2回の議会の一般質問におきまして、宮田議員のほうから、公共性の高い私道で補助条例はできないかということで、当然なが

ら村道の基準あたりはそのときの話によって設けられたものと思っておりますけれども、この質問の中に、公共性の高い私道については補助条例はできないかということでございますので、そのときの村長の答弁の中に、直接補修するのは無理というのがありまして、補助金などで検討できるのではないかと考えるというふうな返答をいただいております。

私が今回申し上げたいのは、農道や林道については受益者の要望によって生コンの支給、水路の支給だったり、そういったやつがございますけれども、こういった一般住宅については、なかなかそういった現物の支給に該当するものがないんじゃないかなというふうに思っておりますので、どうか村の手によってその辺のところの手に沿えるような状態にさせていただけないかなというふうに思っているわけでございます。

補助金による条例は、震災後の補助の設置による条例というのがありました。平成29年に設置されておるやつがあります。これは、西原村私道復旧補助金交付要綱ということで、これについては50万円以上で2,000万円以下ということで2分の1ということですが、一個人の方が道路を復旧なりそれをするのに2分の1の補助であったら多分自分では補修できないんじゃないかなと。現物の支給だったら自分の能力によって生コンを貼ったりいろいろすることができますけれども、やはり2分の1の補助で自分たちの目の前の道路を改修、補修というのは、ちょっと負担に対して無理がかかるんじゃないかなというふうに思っておりますので、もしよろしければ、村のこういった主要道路について、補助などができないかを検討していただけないかということで、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（山下一義君）日置村長。

○村長（日置和彦君）村道認定されていない私道について、村の管理下で整備はできないかというお尋ねでございますけれども、結論から申しますと、私道を村が整備することはできないということでございます。

理由としまして、いろいろございますけれども、個人や企業、団体が所有する個人様の土地に公金を使うことは基本的にできないということは、多分ご存じであろうというふうに思います。熊本地震のときは、特例として復興基金を活用した私道復旧があり、内容といたしましては、高本議員も当時担当課長でありましたので、ご存じであるかと認識しておりますが、所有者が異なる住宅が2戸以上で事業費1,000万円を上限として2分の1の補助がございます。

震災以降、この基金を活用した事例は、現在まで3件となっております。やっぱりどうしても事業費の半分を利用者が負担しなければならないということで、申請件数が少なかったのではと想定されます。その3件の利用者は、隣近所で話をまとめられ、それぞれ自己負担を伴い復旧されております。

土地を購入し家を建てられた方は、その宅地に隣接する道路が公道である

か私道であるかを確認して購入されていると思われます。分譲を計画されている不動産会社にもよりますが、公道から当該宅地まで4 m以上を確保できない私道や里道につきましては、その幅員を確保するために購入して整備されるところが少なくありません。

このように、きちんと道路や排水などを整備して分譲される場合は、当然売値も高くなります。それがなかなければ自分で購入してはならない。それと、安い値段で土地を購入することができる。そこにはかなりの差がございますので、なかなか難しいということでございます。

私もちょうど大津町のほうに土地を持っておりました。それを分譲するならばということで整備をしましたが、ちょうど私のところは四角の横に道路が回っておりますので、2面取られたけん、かなり土地を取られて分譲したということを感じております。一方、先ほど言いましたけれども、道路などを整備されない安価な土地を購入されたところを安易に公費で村が整備した場合は、整備して高値で土地を購入された住民の気持ちを察すると決してよいものではないというふうに思いますので、そこに差をつけちゃいかんだろうということでございます。

また、このような私道を村が整備するとなると、これは村内を見ましても膨大な箇所が想定されます。膨大な予算が必要になりまして、村道とは違いまして国からの交付税措置もございません。そのために村の財政を圧迫することは、高本議員も元課長でありますので、容易に推測できるんじゃないかなというふうに思っております。村道認定というお話もございましたが、合併前の昔の村道は例外として、村道認定に関しましては、道路法に基づき幅員や勾配など様々な要件がございますので、どの道路でも村道にできるというわけではございません。

私がここでこのような案件を答弁する自体が、全てご理解いただいております高本議員に対しまして大変失礼なこととは思いますが、そういった形で答弁をさせていただきました。以上でございます。

○議長（山下一義君）続けてください。

○2番議員（高本孝嗣君）本当に、返答につきましては、やはり以前から、宮田議員のほうの質問のときから変わりなく、そのような状況になっておるわけでございますけれども、先ほども申し上げましたように村の生活道路として現状も変わりつつあります。県道から村道、ましてや高遊の公民館に真正面に突き当たっておる道路辺り、また、ほかの地域にもいろんな公道から県道辺りに抜けておる道路もあろうかと思っておりますけれども、そのような道路につきましては、やはり農道、林道あたりと同じような現物支給ができないかということの設定も併せてお願いしたいというふうに思っております。

というのは、先ほど言いましたように私道の復旧工事については2分の1ということで、2分の1については、やはり個人から、なかなか補助を頂い



ても整備できないところが多々あるかというふうに思っておりますし、また、少数の人間が負担をするということになったりすると、本当に厳しい財政の中で、村も財政は厳しいんですけども、各個人が家を建てておられる方々も厳しい状況でございますので、その辺を含んだところで農道や林道と同じような取扱いができないかというふうに要望をしていきたいというふうに思っております。

特に、村長がいつも言われておりますように、やっぱり地震後、復旧・復興、創造的復興という中で、必ず道路が出てまいります。

そして、その前に第5次西原村総合計画の中にも、道路の拡幅だったり、そういった整備についても出ております。去年の10月か9月に出されております西原村国土強靱化計画というのがございます。これは、災害なんかが起きたときに、物資を輸送する手段として、道路の整備だったりというふうなこともちょっと書いてございます。そのようなことを鑑みいたしますと、やはり必要な道路が各集落には多々あるかと思えますけども今後、村道には認定はなかなか厳しいでしょうけれども、やはり各集落がそれぞれ必要とする道路が多々あるんじゃないかなろうかというふうに思っておりますけどもその辺は、財政が厳しいかもしれませんが、やっぱり災害に強い村をつくるという観点から、そのようなところをいま一度見直して、補助の対象なり何なりをしていただけないかなということ最後に質問して終わりたいと思います。

○議長（山下一義君）日置村長。

○村長（日置和彦君）私が言いました創造的復興で道路を拡幅整備するというのは、地震で中断しておりました役場堤下線、万徳新所線、それと設計が終わっておりました下新所3号線、この道路のことであって、これを中断しておったから創造的復興の中でこの道路を整備しようということをやったことであって、これを新しい道路を造るとか、別に造るとか、そういった問題ではないということは申し上げておきたいと思えます。

私も公道とは何ぞやということでちょっと調べてみましたら、法律で定義された言葉ではないということでございます。そのために公道というのはいろんなところで使われておると。今おっしゃったような私道であっても、登記も個人名義の土地ですけんね、あそこは、そういったところも公道ということでございます。ただ、あの道路を使わなくても、あの東のほうにまだ1本村道がございます。わざわざそれを来んでも何mも離れておらんとところに道路が1本ありますので、そういった道路を使う。他人のところの名義を通らなくても、そういったことができるんじゃないかなというふうに思います。

ただ、何か補助金等はないかとか、お手伝いはできないかということではなからうかと思えますけれども、それも村全体の私道を含めた公道、いわゆ

る皆が使う道路、そういったことを含めて中身の検討をしなければならないのではなかろうかなど。それで1本やったおかげで、次から次に、うちの前もしてくれとか言われるということで、多分にも今すれば出費があるということでありましてけれども、買ったときには出費はなかったんですね、買われた方は。道路を造って舗装をしたおかげで土地の値段がぽんと上がって購入された方とその方とのバランスがちょっとおかしくなってきたりへんかということもございます。そこら辺は慎重にやらないと、村もとんでもないことにならへんかなというふうに思いますので、ご理解いただきたいというふうに思います。できるだけ、こういった対処の方法があるかも分かりませんが、今のところはそれだけはお答えさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○2番議員（高本孝嗣君）ありがとうございました。

最後には、本当に厳しい財政の中で、今まで復旧・復興ということで村のいろんな形でよくなっているのは事実でございます。今回、私が申し上げておりますのは、先ほども申し上げましたように、やっぱり生活の路線でございますので、どうか皆さん方の知恵を出し切っていただいて、農道なり林道並みの補助をしていただければかなというところの要望で終わりたいと思います。以上でございます。

○議長（山下一義君）受領番号5番、6番議員、中西義信君、件数2件、発言を許します。

（6番議員 中西義信君 登壇 質問）

○6番議員（中西義信君）6番、中西です。

今回通告した事項に沿って質問を始めたいと思います。よろしくお願ひします。

まず、1点目、新型コロナウイルスへのワクチン接種の進展状況及び課題について。質問の趣旨、本村においてもワクチン接種が始まったが、接種実施計画は4月時点のままだと思うが、現時点での状況と今後の対象者の接種完了時期はいつ頃か。優先接種の中に社協や包括支援センター等高齢者活動をされている方が入っていないが心配はないか。

新型コロナワクチン接種の進捗状況及び課題についてです。今回この質問に至った経緯は、昨年から猛威を振るい、国も県も、また村もほとんど困惑状態でした。今日時点で開催されるであろうとなっております延長したオリンピックはともかく、児童生徒の様々な大会、中体連、高校総体、または社会人の郡体、県体の中止など、本当に残念な1年でした。村でも11人の方が感染され、大変きつい体験をされたと思います。また、今日まで多くの方々が亡くなられ、早く正常にと願うばかりです。

そんな中、待望のワクチン接種が始まることとなり、私もですが、皆さんも光を感じられたのではないのでしょうか。3月定例会時はワクチン接種につ

いて踏み込んだ質問、答弁ができる状況ではありませんで、その後も私たち議会も普通ならば全協や委員会を開催して接種に関しての把握等もできたのかもしれませんが、なかなかそれもままならなく今日までできております。

4月10日に接種の事前練習をされまして、私も気になり参加いたしまして、高齢者の方の動きのあんばいとかを目の当たりにし、これなら大丈夫と、あとは本番待ちをカレンダーを見るのを楽しみにしていました。

接種に際しての広報西原の4月号では、具体的日程等ではなく、主に、ワクチンとはとか、75歳以上から始めますとか、そういった簡単な説明であったと思っています。5月になり、この件があつて質問を計画いたしました。それと同時に接種も始まりました。多くの方々が待ち望んでおられますけれども、いろんな心配の質問もいっぱい受けた時期でもありました。書いていますように、当初聞いたり、記憶がそんなに定かではありませんけれども、連休前後でしたでしょうか、保健衛生課と会話した限りでは、優先接種者に社協や包括支援センター等の方々が入っていなかったこともありまして、進捗状況も含めて総務委員会のほうで質問をする必要があると思つて計画した次第です。

4月10日の事前練習のときにも、血圧測定等で、まさかと思いましたが、若い青年が接種できないことができたりとか、様々な問題点をあのとき私も経験いたしました。したがいまして、接種活動そのものは順調にいつているのではないかとは思つていますが、これまでの状況と今後の65歳以下の接種期間等、全体的な流れを改めて伺います。

○議長（山下一義君）日置村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えをさせていただきます。

新型コロナウイルスワクチン接種の進展状況及び課題についてということで、1点目は社協や包括支援センター等の高齢者活動をされている方が入っていないということで心配であるということでございます。

現在の状況といたしましては、65歳以上の高齢者を対象に構造改善センターにおいて集団接種を実施しておりまして、7月の末までには接種を希望される方の接種を完了する予定にしております。その後、基礎疾患のある方、高齢者施設に従事している方で未接種の方、そして60歳から64歳の方、60歳以下の方へと接種対象を広げていく予定としておりますが、現時点で高齢者接種以外のワクチン供給計画が国より示されておりませんので、今後、ワクチン供給状況を見極めながらスケジュールを計画して、早期接種完了を目指していきたいというふうに考えております。

そこで、高齢者と接する機会が多い社協や包括支援センター等の職員を優先接種できないかという質問でございますが、策定しております西原村新型コロナウイルスワクチン廃棄防止指針を活用しながら接種を進めていきたいと思つて

おります。詳しいことは保健衛生課長よりご説明いたします。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの中西議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、今後の接種計画についてですけれども、昨日、防災無線等で放送し、また6月の広報でもワクチン接種についてお知らせしておりますけれども、基礎疾患をお持ちの方について、まずは申請をしていただいて、申請をしていただいていた方については、接種券を事前に発送し、予約を受け付けるような形を今は取らせていただいております。

接種時期につきましては、先ほども村長が述べましたようにワクチンの供給計画が、7月の第2週、3週分が今月の15日過ぎぐらいに発表がありますので、それで、うちが今要望している数が届くのか、もしくは、それには満たなくてもある程度届くというふうな発表がございましたら、それに基づいて計画を策定し、スケジュールを立てられる分については立てて、皆さんにご案内しようかというふうに考えております。

それと、2点目、社協や包括支援センターの従事者優先順位としては、高齢者接種の次の高齢者施設等に従事している方で未接種の方に該当してまいります。そこで、西原村では、西原村新型コロナウイルスワクチン廃棄防止指針の中で、高齢者施設従事者及び障がい者施設従事者をキャンセル等が発生した場合の優先接種枠に加えることで、社協や包括支援センターの職員を少しでも早く接種できるように現在取り組んでおります。以上です。

○議長（山下一義君）続けてください。

○6番議員（中西義信君）議会そのものが3月から6月でして、途中でこのコロナ問題というのは、とても深刻な問題で、なかなかすぐ的確な情報を、本数が何本来るのか、話が定かでない時期に、また、時間のずれといいますか、当時は4月から5月の頭と聞いたときは、社協あたりは後とかいう話を聞いておまして、これではこういったところできちんと言っておくべきかなと思って、現状の流れをと思っていたんですけれども、現状は同時進行という形で進んでいっていることがございます。こういった場所で、たまにはずれもありますけれども、質問することは大事なことだと思っていたしました。

続きまして、原文を読みます。

ワクチン接種は公費で無料だが、接種時の交通手段等の弱者対策を取られた自治体もあるが、今後、福祉タクシー券等の増数や条件の緩和等コロナ対策特例の考えはないかと書いております。

私も4月10日の事前練習に参加したり、頭の中は皆さんが安心して接種できるようにということばかりを考えておりました。よく考えてみますと、難聴者の方もおられますし、予約がうまくできない方もおられるでしょうし、交通手段で困っている方もおられたんだろうと思います。村のこういった福

社関係という福祉タクシーだけしかございませんけれども、コロナ特別対策等の考えはないかという質問です。

○議長（山下一義君）日置村長。

○村長（日置和彦君）要するに、接種会場までどうやって行くかということじゃなかろうかなというふうに思いますけれども、それに対して支援はできないかという質問であります。本村では、75歳以上の高齢者のみの世帯で福祉タクシー券を利用されている接種対象者が135名おられますけれども、その方々には接種会場まで往復に使える別のタクシー券を発行しております。利用状況につきましては保健衛生課長が申し上げますけれども、そういった形で福祉タクシーのいつも私らがやっているのとは別に接種会場までの往復の券を発行しておるということでございます。利用状況につきましては担当課長が答えます。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）利用状況等について、中西議員にお答えいたします。

その前に、もう一点、難聴者等に対する支援はというご質問がございました。

確かに高齢者の中で筆談等を必要とされる方が実際おられました。その方については、本来であれば、ご本人さんからコールセンターに電話していただくところですが、役場のほうにお見えいただいたので、役場のほうから予約を取ったという形を取らせていただきました。そこについては、優遇という言葉はおかしいですけれども、こちらのほうで配慮をさせていただきました。

それから、タクシー券についてですけれども、先ほど村長から対象者135名ということで、5月7日から5月22日までの実績で36名の方が乗り合わせや片道利用等で延べ66回利用されております。この期間は75歳以上の高齢者優先期間で1回目の接種期間に該当します。その中で対象者の27%の方がこのタクシー券を利用されたこととなります。

数字的には低いなというふうに感じられるかもしれませんが、予約等の受付時に、高齢者ですので代理の方等が電話で申し込まれている方も結構おられます。そういう場合には、ぜひとも接種会場に付添いをお願いできませんかということをお願いしておりました。そういう関係で、タクシーの利用率が27%と、ちょっと低かったのかなと。ただ、そういうふうに付添いで来ていただいたことで、実際、会場内で予診の記入であったり、その後の問診であったり、あとは、移動についてもスムーズに行えて、会場自体が混み合うことなく進んだ要因でもあるなというふうには考えております。以上です。

○議長（山下一義君）続けてください。

○6番議員（中西義信君）この件については、私自身も先ほど言いましたが練習とかに参加をいたしまして、やっぱり90代の方がお医者様の診察を受けるまで約30分ぐらいかかる状況を体験しています。それだけではなく本当に交通手段等も気にして今日の質問となったわけです。今、順調にいつていると伺って安心しております。一昨日、ほとんどの説明を伺いましたけれども、次の日程が早く来て我々に朗報をいただけることを期待して、次の質問に行きたいと思います。

2番目の質問です。人口増に対する取り組みについて。

第1番の上野議員の質問を私のほうにもいただきましたので、まず、上野議員の書かれている文章を読ませていただきたいと思います。過疎化や児童減少対策として河原地区に限り、村が土地の購入から造成をして販売までの宅地分譲事業を行い、低価格で販売して若い世帯を呼ぶことはできないか。

続きは私です。村長の年頭の挨拶にも河原地区に特化した形だが人口増をうたっている。農用地との兼ね合いが問題だが、村内において新たな候補地等検討しておられるかと出してあります。

外からの今までのようないっぱい来ていただける問題と中で何とかできないかという問題を二通りで質問しています。上野議員も私も一緒でしたが、前に研修先で2町でそれぞれ特徴のある取組を見てきました。5年前までは、つまり熊本地震前までは、西原村も人口は増加しておりましたし、県内においても益城町、菊陽町、大津町と同じく数少ない人口増加地区で、新聞やいろいろな媒体でも紹介されていたと思います。昭和の時代の最大の人口数を超え7,000人を突破し、地震のちょっと前は7,100人台まで行ったのではないかと考えています。

また、体育館も着工するところで順調に税収も伸びていた時期に地震が起こったと思います。そんなとき、地震の前ですね、人口対策とか質問しても、なかなかそういった話に拝聴していただける雰囲気ではなかったのを覚えています。それは普通だと思います。順調に微増ながら増えてはありました。

ただ、個人的には、ずっと議員になってからそのことは頭に入っておりました。なぜかと言いますと、私が住んでいる高遊地区は人口増の主な地区ですが、ほとんどが核家族で、子どもさんが卒業して就職されますと巣立って行かれ、同居ではなく新たなやしを構えられます。もともとの住民の方々は、大概敷地が広いとか宅地用地になるような土地を持っておられまして、分家とか宅地分けとかになっていますから、そういった形で住居を構えることができますが、新興住宅地ではそうはいきません。新たな土地を求めなければできません。できれば村内においていただきたいと思います。そのためには新たな住宅用地が必要です。

そんな中、村長も特におっしゃられていますように、前から話が出ております河原地区問題もごさいます。そこで、小学校の維持云々前に、地域の衰

退を招かないようにすることが大事ではないかと思えます。できれば若いご夫婦に来ていただくのが最良でしょうが、そうでない方でもどんどん受け入れていただいて、よさをPRするほうが得策ではないかと思えます。

上野議員のほうからも書いてありますとおり、普通は事業者任せの住宅造成でございますけれども、限定といいますか、先ほどもちょっと返答でもございましたが、助成等も含めて村主体となって取り組む考えはないかという質問でございます。お願いします。

○議長（山下一義君）日置村長。

○村長（日置和彦君）2件目の人口増に対する取組ということでございまして、私の年頭のご挨拶にも河原に特化した形だが人口増対策をうたってあるということでございます。

いよいよ地震からの復旧も終わりに近づいております。今から先、少し復興に向けて、また頑張っていかなきゃならないというふうに思っておりますけれども、やはり子どもを増やすためには若いご夫婦の方に来ていただくのが一番いいということでございます。

そこで、新たな候補地を検討しておられるかという中身でありましたけれども、河原校区の活性化対策につきましては、4月27日に河原校区活性化対策特別委員会の議員の皆さんと河原校区活性化対策検討会議を行いました。河原小学校周辺で分譲宅地を3から5区画ぐらい整備してはどうかということで、一つの区画をできるだけ広くしてほしいとの意見が出されたところでもございます。

そこで、現在、河原校区選出の議員さんに候補地の選定をお願いしておりますが、候補地も1か所でなくて数か所上げていただくならなおいなというふうに考えます。

場所によっては、土地の価格とか取付道路とか給排水の可能性、その他の設備が容易にできる場所、そして所有者の理解が得られるなど、多方面から考えて選定しなければならないというふうに思います。

山西校区は日産跡地のようにここ数年で40数件家が建っており、物件がそろえばその都度家が建つといった状況でございます。河原地区では、やはり価格とその環境等で勝負しなきゃならないというふうに思っております。不動産関係の業者の方に聞くと、西原村に家を建てたい、西原村に行きたい、土地はありますかと言われたときに、「河原地区にありますよ」と言えば、辞退されると。やはり「こっちはなかですか」と、ここに来ては、山西地区はないですかと言われるので、普通にやっつて山西、河原、村全体を考えた場合は、また河原地区は同じことではなかろうかなということで、河原に特化した形でこういったことも進めていくならばなというふうに思います。やはりそこは村全体のバランスを考えていけたらなというふうに思います。

河原地区においては、地域の方々が、これは河原地区の直面する課題とし

て、真剣に考えていただいて、協力をいただき、地域の活性化につながればというふうに思っております。

まだここといった具体的な候補地は決まっておりませんが、できるだけ安価で分譲するならばなということ、土地の購入費、そして造成費用も安く上がるようなところを選んでいただければ、安く原価で販売しますので、安く分譲できるんじゃないかなというふうに思います。こちらからは何分の1で済むんじゃないかなというふうに思いますので、そういったことをしない限りは河原地区にはなかなか来てもらえないんじゃないかなというふうに思います。今後も地元議員さんの意見を聞きながら進めていけたらと思っております。

上野議員のときにも申しましたけれども、建築補助金も出ておりましたので、それと併せて今後検討していきたいと。やっぱり河原に、それだけの優遇措置があるなら河原に家を建てようかということを考えていただけるようなことをやっていかない限りは増えないだろうと。河原の活性化と河原小学校の複式学級解消にもつながるんじゃないかなと思いますので、特に、20代、30代の若い世代に来ていただくならばなというふうに思っております。そういった形で販売しなければならぬと思っております。

今後は、いろいろほかにもありますので、あとは企画商工課長が少しお答えいたします。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）それでは、中西議員の質問にお答えいたします。

河原校区活性化対策検討会議の中では、村長が先ほどお答えになりましたほかに、ちょうどそのとき阿蘇農協河原支所の売却の話が農協支所運営委員もされております堀田議員のほうからございました。

こちらのほうは、土地が1,561㎡の宅地で、建物がガソリンスタンド、事務所、倉庫つきで、農協の提示額は600万円とのことで、農協のほうに話を聞いてみますと、建物全部を解体する場合は、経済連のほうの見積りではございましたけれども、約1,380万円かかるということでもございました。それに造成費用等を加えて販売するならば、ちょっと高額になるのではないかと思われました。最終的に農協のほうに確認したところ、1者の方が入札をされ、落札されたと聞いております。

また、令和2年度の転入者の中で、家を建てたといいますか、新規に浄化槽を設置した数値のほうを調べてみますと、山西校区で20件に対し河原地区で1件ということになっている状況でございます。

中西議員は先ほど村のよさのPRということでもございましたが、移住・定住及び観光客誘致の促進を図るため、村のキャッチフレーズであります「水と緑とひかりのむら」を題材にPR動画のほうが出来上がっております。

内容につきましては、西原村の紹介をまとめたもので、村の魅力、特性が



伝わり、移住・定住及び観光の面にも活用できる内容になっております。こちらのほうは今ホームページ及びユーチューブ等で発信しております。

それと、また、先月の5月4日からではございますが、3か月間、テレビ熊本で毎週火曜日の午前11時半から始まりますライブニュースデイズの番組の終わりのほうの天気予報で、各地の天気を紹介するバックの画面に、西原村のPR動画を編集した動画が流されております。時間的には午前11時50分過ぎぐらいからの天気予報になるかと思えます。そちらのほうでも流されておるといふ状況であります。

地震からの復旧と集落再生事業も完成し、これからは河原地区の活性化に向け全議員さんのご協力をお願いいたしまして、私の回答とします。

○議長（山下一義君）続けてください。

○6番議員（中西義信君）農用地との兼ね合いもありますけれども、進んでいくことを期待しています。

予算を使うということからいくと、例えば昔あった山村留学を村独自でやるとか、あれは国とか県とかの助成金があつてできたと思えます。先ほど山西地区のことも言われましたけれども、河原地区に近い山西地区のところに、例えば5、6件でも造ることができるならば、そこは小学校は河原小学校ですというような何かをつけて分譲を始めるとか、いろんな方法があるんじゃないかと思っています。また、現在は送迎バスもございまして、いろんな工面を考えて行っていただきたいと思えます。

では、2つ目に入ります。

2つ目です。人口増の、流入策ばかりでなく、いつもおっしゃられる「ここに生まれてよかった、ここを選んでよかった」となるように、国費ばかりでなく村独自の出産から育児期間の対策を取ることも人口増の対策と思うが対応できないかという質問です。

現在、村での取組は、主に、今回、新年度により18歳まで延長されました医療助成とか幾つかしかないとします。

先ほども申しましたように、地震前はどんなに考えても自然と人口が増加いたしておりまして、なかなかあの策はどうだ、この策はどうだといつても聞いていただけるような雰囲気ではなかったと思えます。また、不必要だったと思えます。自然増が当たり前でした。

今、課長がおっしゃられましたけれども、今月4日に待望のPR動画が村のホームページに載りました。自然豊かなよい環境とうたわれていて、それに新たな子育て施策を盛り込むことで、内からの増加も求めることができれば、村長が先ほども等幾つかおっしゃられたようになればと思っています。

村独自の出産祝い金であったり育児に対しての助成だったりできないか。例えば、先ほども言いました、私の地域の核家族というのは、大概はお母さんが一人で育児と子育てを両方されます。多分、横の尾崎さんも一緒ではな

かったかと思えます。もしそのお母さん方に休んでいただくとすると、民間のベビーシッターは時間2,000円ぐらいかかります。例えば、1日2時間を週3日、約3か月ぐらい産休期間にお願いをすると14万円か15万円かかります。

そこで、先進事例ですけれども、昨年コロナがなければあるであったろう関西方面の研修が計画してありましたので、そこにぜひとも思っていたのが岡山県の奈義町です。

ここは、1期目、平成24年に参加することになったんですけれども、最初は産業教育でした。そこで、特に最初の質問の事項の学校問題とかを体験いたしまして、人口問題にはやっぱりどうにかしたいという興味がございました。1期目の終盤、平成26年ぐらいか平成27年に、出生率が全国2位、奈義町というのが出たのを見まして、これはいつか使いたいなと思って、ずっと長年取っております。しかしながら、平成28年に地震が起きまして、復旧と復興が最優先で、村の課題で、何とか順調に来て、やっとシンボルとして体育館ができるような状況まで来た今日、ところが、おとしは関西方面で大水害がありまして、なかなか行くにも行けず、そういったところで今日まで来ております。

それで、どういったことをされているかというのをちょっと読み上げたいと思います。11項目ぐらいありまして、そのうちの幾つかを読ませいただきます。

まず、出産祝金、第1子10万円、第2子15万円、第3子20万円、第4子30万円、第5子以降40万円を支給。2番目、不妊治療助成、県指定の医療機関で特定不妊治療を受けると年20万円を限度に県の助成を引いた額の2分の1を通算5年間助成。4番、飛ばします。乳幼児及び児童生徒医療費助成、高校生までの子ども医療費のうち、保険医療に関わる自己負担分を町が負担。やすらぎ福祉年金、中学3年生までの子どもを養育するひとり親に年5万4,000円支給、第2子以降は1人増すごとに2.7万円加算。保育料多子軽減、保育料を第1子で国の基準の55%、第2子で半額、第3子以降無料。在宅育児支援手当、幼稚園入園までの子どもを在宅で育児する保護者に1人当たり月1万円を交付。あと、最後に、高等学校就学支援、高校生への就学支援で通学費の一部を含め年9万円を3年間支給。そういったことをやっておられます。

また、おととしのホームページに、昨日かおとといか配っておりますけれども、令和元年度の合計特殊出生率ですけれども、2.8%達成と出ておりました。また、町長の言葉がございまして、町が駄目になるのを防ぐには子どもを増やすしかない。いっぱいして手厚くするしかない。これまで、当時、町予算的に2%だったのを3%ちょいにされたと書いてありました。以上を先日提出したときから出してはおりますけれども、村としては何かしら子

育てについて取り組む姿勢はないかと質問いたします。

○議長（山下一義君）日置村長。

○村長（日置和彦君）岡山県の奈義町ですか。いろいろなされておるということで、奇跡の町ということで、いろいろ載っておりますけれども、いろいろ載せて、今、奈義町がやっている事業について、列記していただきましたけれども、うちでもこの中で幾つかは重なっておるところがあるというふうに思います。うちでやっていることにつきましても住民福祉課長よりこころの説明をさせます。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）中西議員の村独自の出産から育児期間の対策、対応ができないかという質問にお答えさせていただきます。

現在、本村におきまして取り組んでおります子育て支援施策としまして、国・県からの一部負担事業等も含めまして申し上げさせていただきますと、まず、母子手帳発行から定期検診を行い、母子の状態把握や相談等の対応。次に、保育園での就労形態の多様化に対応する一時的な保育や、冠婚葬祭など緊急時の保育等に対応するため未就園児の一時預かり事業等も行っております。

また、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行い、子育てに関する相談、情報提供、助言などを行う子育て広場。育児の必要な人の依頼に応じまして、子どもを預かることができる人を紹介し、協力会員の自宅で子どもを預けることができるファミリー・サポート事業及び、先ほど議員からもありましたように、本年4月から子ども医療費助成の18歳までの引上げなどに取り組んでおるところでございます。

また、本年3月から子育て世代包括支援センターというのを開設し、住民福祉課、保健衛生課と連携し、妊娠中及び出産・子育て期の様々な悩みやご不安の相談窓口及び家庭訪問などで支援に取り組んでいるところでございます。

今回の質問は、さらに村独自の支援施策の対応ができないかのご質問でございます。熊本地震により人口が減少し、村の復興も着実に進んでいる中で、議員からの、今、先進事例の紹介もありましたように、魅力ある制度づくりも、村の今後の人口増につながる施策であるものと認識をしているところであります。

本村におきましては、先ほど申し上げました施策のほかに、予防接種の助成ですとか不妊治療費の助成といった独自施策も行っております。また、本年4月から結婚新生活支援事業として、西原村での結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用の支援を開始したところでございます。こうした支援も本村での子育てにつながる支援施策の一つとして捉えております。

さらなる村の独自施策としては、まずは、さきに答弁がありました河原地

区の人口増に向けた施策を進め、今後、関係部署との連携及び財政面との協議を踏まえながら検討を重ね、判断してまいりたいと考えております。

子育て支援の充実の必要性は感じているところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）続けてください。

○6番議員（中西義信君）今やっていることをちゃんとということは、よく理解できます。多分そういう答弁しかできないと思っていますけれども、奈義町はそんなに人口が増えているわけではございませんけれども、底辺は広がっております。人口のピラミッドといいますか、確実に広がっております。すぐは見えない形ですけれども、やっぱりするべきところはするべきだと思います。国費や公費云々ばかりでなく、地元で村の予算を使うということは大変だと思いますけれども、長い目で見ると必ず後でためになってくるのかと思っています。

今言ったような内容を、あれをしろこれをしろとか云々はございませんけれども、きちんと将来を見据えて取り組んでいくことを望んでいます。これを12月頃に言っても、もう間に合わないと思いますので、早くから、6月、9月、どこかでは出したいなと思った月で、予算を考える上において、ここは取り組んでいただきたいと思っています。予算編成に向けての話になりますので、すぐ結論をあだこうだということはありませんけれども、頭の中に入れていただいて対応していただきたいと思っています。

若い世代の先ほど新しい予算もと言われましたけれども、あの予算は使えるようで使えない。移住の予算か何か、今年、すみません、ちょっと先ほど言われた品目は忘れちゃったけれども、なかなか若い世代でも使えない予算も今年の予算で見ました。できれば村独自で、やっぱりつけられるならばついて、それが火種となって広がることを期待しています。これも今後取り組んでいただけることを望んで、まとめて終わりたいと思います。

今回の質問の主な気持ちは、住宅地のことも言いましたけれども、基本的には両方そろいだと思っています。奈義町のように3.何%もかけなくても、流入のほうも結構多い地域でございますので、できれば河原のほうにとことん多く入っていただくように施策も必要ですけれども、奈義町までは必要ないと思いますけれども、ある程度はもうちょっと工面して出していただきたいなと思っています。

あと、村長の言葉も含めて、全部大体ホームページから抜粋しました。先ほど、まさか話が出るとは思いませんでしたので、ちょっとまとめて書いているのとずれますけれども、6月4日に村のホームページが出まして、すぐ昼には村長に電話をいたしました。「よかったですね」と、前から言っていた言葉が。ただ、今日、課長はおっしゃろうと思っていたのかどうかは知りませんが、議会が始まってから今日まで、全くほぼPR動画はありません

んでした。会合、説明、全て、皆さん課長方々もどのぐらいの方が存じだったのかは知りません。また、失礼な話ですけれども、6月4日以降に職員さんに一人二人聞きましたけれども、館内でPR動画ができたというそもそもの何もありませんでした。何の話ですかと言われました。そういったところがちょっと寂しくて今言っています。また、本当にこれも失礼ですけれども、村長の場所がありますけれども、そこもまだ令和3年になっていない部分もあります。

そういったことで、表の顔は村長と皆さんですけれども、ホームページも村の顔だと思います。見る方は見られますので、やっぱり閲覧がどうのこうの、少ないとか、以前質問したとき話が出たことがあります。そうじゃなくて、閲覧数が増える努力を皆さんでやっていただきたいなと思います。

あと、先ほども言いました子育て云々の件も、件数を増やすことによって、見る方がまた、あそこはいいよという話を広めていただけたらと思っています。だから、ぜひ取り組んでいただくことをお願いして終わります。

○議長（山下一義君）答弁を求めますか。

○6番議員（中西義信君）いや、何かしゃべると言うから。

○議長（山下一義君）日置村長。

○村長（日置和彦君）PR動画をつくったのも、最初はこうでした。西原村に来ていただきたい。県外からでもどこからでもいいので来ていただきたい。ただ、西原ってどこだろうか、どういうところだろうかと分からんじゃ、来る人が少ないだろうということで、あのPR動画をつくるということで提案してからつくったんです。

まだ何日だったかな。（「4日」の声）私も知りませんでしたけれども、4日でしたので、職員に向けて議員さんのほうにも言わないかねというのはいうとききました。

それから、天気予報のバックの画面ですけれども、これもまだ見ておりません。見ておりませんというか、要するに昼前ですので、11時50分から12時の間だろうと思います。その頃に流れるということで、ぜひ見ていただきたいというふうに思います。

そういうPR動画もユーチューブあたりで携帯でも見られますので、見ていただくなればなど。私もちょこっと出ておりますので、丸い顔が出ておりますので、今後とも中西議員のほうにもこういった面でご指導いただくなればというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○6番議員（中西義信君）すみません。皆さん方のあら探しをして探した云々ではないんです。見てほしいとか、せっかくできたのに何で広めないのかというのを思って言いたかっただけです。これからもよろしくお願いします。終わります。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

(午後 2時11分)

(午後 2時23分)

○議長(山下一義君)休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号6番、1番議員、尾崎幸穂君、件数2件、発言を許します。

(1番議員 尾崎幸穂君 登壇 質問)

○1番議員(尾崎幸穂君)1番議員、尾崎です。通告2件について質問させていただきます。

まず、1件目、本村公共施設に設置されているトイレについてです。

本村の公共施設、建設中の体育館や防災公園などを含めて、身障者用トイレ、多目的トイレの設置、または設置予定の状況をお伺いします。

2点目、公共の施設のトイレ設置位置の表示板、これは全てのところにあるのかどうかをお尋ねいたします。

3点目が、身障者トイレ、多目的トイレ、設置位置の表示板等のない施設への設置は今後考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。村長お願いいたします。

○議長(山下一義君)日置村長。

(村長 日置和彦君 登壇 答弁)

○村長(日置和彦君)尾崎議員に対してお答えいたします。

本村の各公共施設の身障者トイレ、多目的トイレの設置状況についてということで、その設置状況についてのご質問ということでお答えをさせていただきます。

村内の公共施設で合計16か所ございます。その中で、多目的トイレ設置が8か所、身障者トイレが5か所、設置なしが3か所、建設中の体育館は、1階、2階と、そして運動公園の屋外トイレ2か所、全て多目的トイレを設置する予定でございます。

この中身については担当の総務課長より答弁をいたします。

次に、表示板の有無についてお答えいたします。

この16件中、表示板設置なしが2件でございます。残り14件は設置板がございます。これも詳細につきましては総務課長よりお答えいたします。

3番目、身障者トイレ、多目的トイレ、設置位置の表示板等のない施設への設置の検討についてお答えいたします。

設置がない河原地区コミュニティセンターは、一般トイレの洋式トイレ、手すりを設置しておりますが、身障者トイレの改修は施設自体のバリアフリーも含めて今後検討いたします。それから、滝交流農園及び揺ヶ池公園につきましては今後検討させていただきます。以上でございます。

○議長(山下一義君)総務課長。

○総務課長(須藤 博君)それでは、ただいまご質問いただきました点につき

まして報告させていただきます。

各所管の担当課のほうから、公共施設のほうの回答を取りまとめましたので、その内容について回答させていただきます。

まず、本村の各公共施設の身障者トイレ、多目的トイレの設置状況についてでございますが、役場庁舎につきましては身障者トイレの設置がありでございます。山河の館につきましては、多目的トイレの設置がありでございます。村民体育館につきましては、身障者トイレの設置がありでございます。構造改善センターにつきましては、身障者トイレの設置がありでございます。阿蘇ミルク牧場につきましては、多目的トイレの設置がありでございます。地域福祉センターのぎく荘につきましては、身障者トイレの設置がありでございます。河原地区コミュニティセンターにつきましては、一般用トイレのみでございますが、洋式化と手すりを設置しておる状況でございます。萌の里につきましては、施設内と施設外にトイレがございますが、2か所とも多目的トイレの設置がありでございます。風の里キャンプ場につきましては、管理棟に多目的トイレが設置ありでございます。糸舞季につきましても多目的トイレありでございます。滝交流農園につきましては、ないという状況でございます。河原小学校の屋外トイレにつきましては、身障者トイレがありでございます。揺ヶ池公園につきましては、ないという状況でございます。にしはら保育園につきましては、多目的トイレがございますが、これは園関係者のみの利用の限定となっております。また、現在建設中の総合体育館及び防災公園の設置の予定につきましては、総合体育館につきましては1階、2階ともに多目的トイレの設置がございます。運動公園につきましては、屋外トイレといたしまして2か所ともに多目的トイレありとなっております。

次に、トイレ設置位置の表示板の有無についてお答えいたします。

先ほど申し上げました各公共施設のトイレ設置位置の表示板の状況についてでございます。初めに、役場庁舎につきましては、表示板ありでございます。山河の館も表示板ありでございます。村民体育館、表示板ありでございます。構造改善センター、表示板ありでございます。阿蘇ミルク牧場、表示板ありでございます。地域福祉センターのぎく荘、トイレ入り口にのみ表示板ありでございます。河原地区コミュニティセンター、トイレ入り口にのみ表示板ありでございます。萌の里、施設内トイレ、屋外トイレともに表示板ありでございます。風の里キャンプ場、管理棟に表示板ありでございます。糸舞季につきましても表示板ありでございます。滝交流農園につきましては、表示板がないという状況でございます。河原小学校屋外トイレにつきましては、表示板ありでございます。揺ヶ池公園につきましては、表示板がないという状況でございます。にしはら保育園につきましては、表示板ありでございます。また、現在建設中の総合体育館及び今後予定しております防災公園

につきましては、表示板の設置予定は全てにおいて設置をするという計画でございます。以上でございます。

3点目のトイレ表示板等がない施設の設置の検討についてでございますが、河原地区コミュニティセンターにつきましては、先ほど村長が申し上げましたとおり、一般トイレの洋式トイレ、手すりが設置はしてございますが、今後、身障者のトイレの改修につきましては施設自体のバリアフリーも含めて検討いたすということでございます。滝交流農園、揺ケ池公園につきましては、今後検討いたすというところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）ありがとうございます。

近くでいうならば、山河の館には多目的トイレがちゃんとしてあって、表示板設置ありで、おむつ替えシートとベビーキープ、あとは、これはもう幼児用になってしまうんですが、幼児用の小便器、あとは補助便座等、全て設置してあります。図書室もあるので、これぐらい設置していないとお子様も使えないと思うので、いいと思うんですが、役場には身障者トイレしかございません。お子様連れで手続に来られた際、おむつ替えが必要になったり、小さな子どもさんがいて、保護者さんがトイレに行きたくなった場合、親御さんはどのようにトイレをしなければいけないのか、おむつ替えをしないといけないのか。例えば、子どもを抱いて、1階でいうならば和式の便座しかありません。抱いてトイレをするのか。一応身障者トイレがあるので、そちらを使うのか。おむつ替えをするには、もう家に連れて帰ってからのしかないのか。山河の館にあるというのを分かっているならば、そちらに行つてされるかとは思いますが、住民の方が手続をしに来られるのに、ちょっとそこにはないのかなと思います。

あとは役場の身障者トイレになってしまうんですが、あまり使われていないのかもしれませんが、ドアの前にいろいろ、今日でいうならばサーキュレーターや大きな袋が置いてあったりするので、本当に使われる方がいらっちゃった場合、そういうのを置いてあるのはちょっとどうかなと思います。

あと、表示板、これも役場にはなりますけれども、役場に表示板がありませんけれども、廊下にいて一目で目につくところに男性用、女性用の表示板があります。ですが、身障者用の表示板はたしかなかったと思います。そして、その手前に保健室があったと思います。保健室が、多分換気とかをされてドアが開きっ放しの状態があると思うんですが、その場合は男性用のマークしか見えないような状態になっています。そこはちょっとどうにかしないと、あまり役場に来られない方、トイレの場所が分からない方は、それを見た段階で、そっちには男性用トイレしかないんだなという判断をして、多分よそに探しに行かれたりする場合がありますので、そこら辺をちょっと検討していただけないかなと思っております。



○議長（山下一義君）答弁を求めますか。

○1番議員（尾崎幸穂君）お願いします。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

ただいまご指摘の事項につきましては、確かにこちらのほうでも配慮すべきところかなとは認識しております。先ほどのベビーベッド、乳幼児の方の手續に来られた方への私どもの庁舎として、確かに今はないということでございますので、今後そこは改善を図っていきたいと考えております。

また、表示板につきましても、先ほどドアの開けっ放しはあれでございますが、視認性のよい表示板等を見えるところに確保したいと思います。

また、身障者のトイレの入り口につきましても、ご指摘のところは、やはり利用される方がいらっしゃるわけですので、当然、物を置かない、通路、動線が確保できるような形で対応していきたいと思います。

○議長（山下一義君）続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）ご検討いただけるということで、ありがとうございます。

役場は手續をされる方、構造改善センターについては災害時の避難所になる場所ですので、そこら辺、村民の皆さんに優しい備えにさせていただけたらいいなと思っております。以上で、次の質問に移りたいと思います。

2番目の質問に移ります。新型コロナワクチン予防接種についてです。

現在行っている予約方法と問題点。2番目に、これは中西議員とかぶってしまっているんですけども、今後のワクチン接種予約期間の予定。これは、もう中西議員のときにちょっとお答えいただいたので、お答えは要りません。あと、現在のワクチン接種の状況、これは年代ごとの人数でお願いします。

3番目に、キャンセルが出たときのワクチンはどのように処理をされているのか。これはホームページに載っておりますが、詳しく説明をいただきたいと思っております。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの尾崎議員の質問にお答えいたします。

現在、西原村で採用している新型コロナワクチン接種予約方法については、コールセンターによる電話での受付のみを採用しております。4月19日から75歳以上の方の予約受付を開始しましたが、当初は3回線により受付を開始したことと、対象者の半数分しか予約枠がなかったことで、電話がつながりにくい状況が続き、2日目の午後には一旦受付を終了することとなり、高齢者の皆様に大変なご迷惑とご心配をおかけいたしました。その後、5月10日から開始した65歳以上の予約に関しては、回線数を倍の6回線に増設し対応しました。ただ、結果つながりにくい状況は発生したものの、2日目の午後にはつながりにくい状況は改善しました。また、65歳以上の方のスケジュール

ルには、受付開始当初は電話が大変混み合うこと、全ての方のワクチンを確保した計画であることを明記し、焦らず申込みをお願いしますというふうな記述をしておりました。

また、問題点として、電話料金がコールセンターは発生することが上げられて、二、三、お問合せがございました。県内でコールセンターを開設している市町村のうち、この0570で始まる受付番号は10市町村が現在採用しております。電話がつながった状態で、まず、約22.何秒に10円料金が発生しますというアナウンスが流れるかと思えます。また、その後つながらなかった場合は、大変混み合っておりますというのが22秒以内で流れるかと思えます、終話まで。そういうことでアナウンスしておりますので、この電話番号採用についてはご理解をいただきたいというふうに考えております。

また、ほかの市町村で住民健診のような地区割を行って接種すればどうかというご指摘もあるということをお伺しております。ただ、こういう地区割をした場合、今度は接種順番に不公平感が出るおそれがあるということで、やはり予約を受け付ける方法が一番公平性にたけているのではないかというふうに考えております。また、そういう地区割をした場合は、当日の接種者数の想定、把握が難しくなって、余剰ワクチンが出た場合の対応に苦慮することが考えられています。

また、今後、基礎疾患であったり、60歳から64歳、また60歳以下の方にワクチン接種を拡充していくわけですけれども、そういった今後のワクチンの予約については、当然コールセンター内の受付も引き続きやるんですけれども、今後はネットによる予約枠も設けて対応していこうかというふうに考えております。

それと、ワクチンの接種の状況ということを引き続きお話をさせていただきます。

6月4日現在の集団接種会場でのワクチン接種状況を年代別で75歳以上の接種対象者、これは接種券を発送している人数ですけれども、1,165人のうち1回目の接種が終了した方が715人、接種率で61.4%、2回目の接種が終了している方が456人、接種率で39.1%。65歳以上74歳以下、接種対象が同じく1,070人のうち1回目の接種が終了している方が254人、接種率で23.7%、2回目が終了している方が、この時点ではまだ3人、接種率で0.3%。65歳以上の高齢者全体では、1回目の接種率が43.3%、2回目の接種率が20.6%となっています。これは6月4日の時点ですので、今週になりまして月、火、水、本日は行っておりませんが、約45名、約130数名の方が2回目の接種を年代別は分かりませんが終了されております。

それと、3点目、キャンセルが出た場合の対応についてということで、先ほど尾崎議員も言われましたように、ホームページに西原村新型コロナワクチン廃棄防止指針というのを策定して載せております。

西原村では、接種当日のキャンセル、これまで約1か月ほど接種をしていますけれども、当日無断で来られなかった方というのは実際1名です。多くの方は、当日接種会場にはお見えになるんですけども、当日の体調不良とか、そういうことで接種ができなかったという方が多く見られます。そういった場合で、接種不可の方が出た場合、75歳以上の予約者の中から、急な呼出しに対応できる方のリストを作成しております。予約者の方に全て一度連絡を取って、急な呼出しにも来ていただけますかということを確認したリストを作成しております。キャンセルまたは体調不良で接種できなかった場合には、そういうリストの中から、予約日が早かった人から順にお声かけして来ていただくような体制を整えております。

ただし、接種が午前中であれば9時から12時まで行っておりますけれども、11時台にどうしても受けられなかったとかいう方が出た場合に、それから電話して来ていただくと、もう12時を回る可能性もございます。そういった場合に、時間的にちょっと制約がかかって、そういう方を呼出しができないというような状況のときには、接種会場の従事者であったり、高齢者施設、社会福祉協議会の職員ですけれども、そういった方への接種を行うようにしております。

また、事前のキャンセル、要はコールセンターにキャンセルをしていただくわけですけれども、キャンセルが出た場合については、現在も予約を受け付けております。予約が入った時点で、ひょっとしたら今日申し込んで早い段階でキャンセルが出ていたら、そこに入れる可能性もございます。そういった予約の方法を現在取らせていただいております。以上でございます。

○議長（山下一義君）続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）コールセンターのほうで金額がかかってしまうということだったんですが、フリーダイヤルのところもあるのに西原村はなぜ料金を取る0570にしたのかとか、あとは、なぜ電話だけなのか。ネット予約はなかったのかという声も聞かれたんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）まず、電話の0570で行ったのはなぜかというお話です。

確かに料金が発生します。ただし、おとといぐらいの熊日にも載っておりましたけれども、フリーダイヤル等で対応されている市町村で、コールセンター職員の離職が相次いでいるという記事が載っておりました。やはり電話を受ける中で苦情等が大変多く入る。または、長時間にわたり苦情を述べられる。そういう方が多く見られるということで、コールセンターの業務が非常に停滞する。また、従事者が精神的に苦痛を感じているという記事が載っておりました。

やはりそういう長時間の対応であったり、ある意味クレームであったり

関してを防ぐ意味でも、このコールセンターの料金がかかる0570というのを、今回のコールセンター受付業務だけでなく、多くの企業の処理対応の電話にこういう番号が採用されているのは、そういった部分もございます。そういう意味で、今回、西原村でもこの番号を採用させていただきました。

今後どうするかというお話もあるかと思いますが、先ほど農機具の免許取得に対する助成はないかというときに産業課長もお答えしましたが、今回もう約1,700名ぐらいの方が予約をされております。全体の接種者にすれば3割強の方がもう予約を済まされているという状況の中で、今後、変更等をしたら、予約された方との公平性、そのあたりにも問題が出てくるのではないかというふうにも考えられます。これがまだ数件の予約状況の中であれば、そのあたりも考えられたかもしれませんが、今の状況であれば今後の変更は難しいかなというふうには考えております。

それと、もう一点、ネット予約はできなかったのかというお話です。私、接種会場の受付手前の玄関口に立っております。多くの方があそこで一度座られて話をされていきます。入られる前であったり、接種後、帰られるときであったり、お話をされます。そういう中で、やはり電話だけでよかったという方が多いです。ネットだったらどぎゃんして申し込もうかと思っておったという方が結構おられます。そういう意味で、今回の65歳までの接種の予約に関しては、電話での対応でもよかったのかなというふうには考えております。以上です。

○議長（山下一義君）続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）先ほどの接種者の接種済みの方の中には村外で受けられた方もいらっしゃると思いますが、その人数は入っているのかということ。あと、キャンセルが出たときのキャンセルリストから接種された方は何名ぐらいいらっしゃいますか。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）まず、村外で接種された方がどのくらいいらっしゃるか。これはあくまで4月末現在です。というのが、国保連合会経由で地区外接種された方の請求が上がってきますので、それを確認しないと数字が出てきません。そういう意味では、まだ4月末現在の数字でしかございませんけれども、先ほど申しました数字の中には入っておりません。ちなみに、4月末時点で村外で接種された方についてですけれども、1回目終了者が29名、2回終了されている方が14名です。

それと、実際キャンセルが発生した、もしくは当日体調不良者が出たときに、キャンセル待ちの方に対応できたかというようなお話ですが、これが1回目の接種といいますか、接種が始まって数日後に、いろんな報道を機に、熊本県が廃棄防止指針というのを策定して、市町村にも廃棄防止指針をつくりなさいよということで作成しております。そういう状況の中で、確

かにその後も体調不良者等出たんですけれども、申し訳ないですけれども、出た時間帯が全て11時台でした。それで、対応的には社協の職員にお願いしたところですよ。これが9時台、10時台でそういう方が発生しておれば、キャンセル待ちの方に連絡も取れたんですけれども、今回、実際出たケースとしては11時台でしたので、従事者及び社協職員で対応しております。以上です。

○議長（山下一義君）続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）ありがとうございます。

予約に関しては、ご本人さんがされる場合もあるでしょうけれども、ご家族の方がされる場合もあったと思います。その場合、ネットのほうがよかったなという方もいらっしゃるんで、ネットと電話の割合を電話のほうに割合を多く振ってネットも最初から入れてもよかったのかなというふうにも思います。今後はネットをされるかとは思いますが、ネットと電話の割合とかを考えられるならば、今のコロナワクチンはこれで終わるかもしれませんが、また次回、何かのこういう事態が起こったときは、最初からそういうふうなことも視野に入れてやったほうがいいのではないのかなと思います。

まだ65歳以上ということで、下の年齢の方はまだ打てないので、新聞ではもう11月には打ってしまうような予定ではあるとは思いますが、その辺も考えて予約接種状況をお願いしたいと思います。以上で終わります。

○議長（山下一義君）以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、次の会議は11日午前10時より行います。本日はこれをもって散会します。

午後 2時55分 散会



第 3 号 ( 6 月 1 1 日 )

## 令和3年第2回西原村議会定例会会議録

令和3年6月11日、令和3年第2回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和3年6月11日（金曜日） 議事日程第3号

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 報告第 1号 | 令和2年度西原村一般会計継続費繰越計算書の報告について   |
| 日程第 2 | 報告第 2号 | 令和2年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について   |
| 日程第 3 | 報告第 3号 | 令和2年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について   |
| 日程第 4 | 報告第 4号 | 令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について   |
| 日程第 5 | 承認第 2号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第2号）西原村税条例等の一部を改正する条例の制定について」   |
| 日程第 6 | 承認第 3号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第3号）西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」 |
| 日程第 7 | 承認第 4号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第4号）西原村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」         |



- 日程第 8 承認第 5 号 専決処分の報告及び承認について「（専第 5 号）西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」
- 日程第 9 承認第 6 号 専決処分の報告及び承認について「（専第 6 号）西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」
- 日程第 10 承認第 7 号 専決処分の報告及び承認について「（専第 7 号）令和 2 年度西原村一般会計補正予算（第 1 3 号）について」
- 日程第 11 議案第 40 号 西原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 41 号 財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 42 号 西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 43 号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について
- 日程第 15 議案第 44 号 令和 3 年度西原村一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 16 議案第 45 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 17 同意第 2 号 西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 18 同意第 3 号 西原村固定資産評価員の選任につき同意を求め

ることについて

- 日程第 19 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 20 発議第 3 号 西原村議会会議規則第 129 条に伴う議員派遣について
- 日程第 21 組合議会の報告等について
- 日程第 22 委員会の閉会中の継続調査申出書について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	小 田 楓夕香 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	目床順司君
教育長	竹下良一君
総務課長	須藤博君
企画商工課長	林田浩之君
教育課長	吉田光範君
会計管理者	西山春作君
税務課長	小栗優君
産業課長	南利孝文君
復興建設課長	吉井誠君
住民福祉課長	廣瀬龍一君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	槇原加奈子君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、報告第1号、令和2年度西原村一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）おはようございます。

報告第1号についてご説明いたします。

報告第1号、令和2年度西原村一般会計継続費繰越計算書の報告について。

令和2年度西原村一般会計継続費の逡次繰越し繰越計算書については、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、次のとおり繰越計算書を調製し、報告する。

令和3年6月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

開けていただきまして、令和2年度西原村一般会計継続費繰越計算書でございます。

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和2年度西原村一般会計継続費繰越計算書を報告いたします。

今回の報告は、特定地区公園事業のうち、総合体育館建設事業につきまして、令和2年度中に執行できなかった事業費を法令の規定により翌年度へ逡次繰越しを行ったものでございます。

款2総務費、項1総務管理費の特定地区公園事業のうち総合体育館建設事業は、継続費の総額が20億6,389万円で、そのうち令和2年度の予算計上額が14億2,609万円、前年度逡次繰越額6億円、令和2年度中の支出済額及び支出見込額が10億6,666万6,000円で、残額の9億5,942万4,000円を令和3年度へ逡次繰り越すものでございます。

事業の進捗状況は、工事出来高ベースで進捗率80%でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これで、報告第1号、令和2年度西原村一般会計継続費繰越計算書の報告についての報告を終わります。

日程第2、報告第2号、令和2年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 須藤 博君 登壇 説明)

○総務課長(須藤 博君)報告第2号についてご説明いたします。

報告第2号、令和2年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和2年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり繰越計算書を調製し、報告する。

令和3年6月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

開けていただきまして、令和2年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

今回ご報告いたします事業は、総務費4件、民生費1件、衛生費1件、農林水産業費1件、商工費3件、土木費7件、消防費1件、教育費1件、災害復旧費2件の合計21件でございます。事業名等は記載のとおりでございます。

翌年度繰越額は、合計で14億2,229万2,000円。財源の内訳といたしましては、既収入特定財源2億1,357万4,000円、未収入特定財源、こちらは国県支出金7億3,259万9,000円、地方債3億3,235万5,000円、その他の特定財源123万7,000円、一般財源1億4,252万7,000円となっております。

各事業の進捗状況についてご説明いたします。

特定地区公園事業のうち運動公園整備事業につきましては、進捗率は工事出来高ベースで10%となっております。

熊本地震語り部育成事業につきましては、進捗率は0%となっております。

住まいの再建継続利用支援事業につきましては、進捗率は0%となっております。

小森団地利活用事業につきましては、進捗率は0%となっております。

にしはら保育園空調設備改修事業につきましては、進捗率は80%となっております。

新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、業務委託締結済み、進捗率は繰越予算額ベースで88%となっております。

産地生産基盤パワーアップ事業につきましては、進捗率は99%となっております。

鳥子工業団地第2調整池整備事業につきましては、進捗率は工事出来高ベースで60%となっております。

新型コロナウイルス感染症対策関連補助事業については、進捗率は予算額執行ベースで10%となっております。

ワンピースナミ像設置事業につきましては、進捗率は0%となっております。

す。

村道維持補修事業につきましては、進捗率は0%となっております。

村道維持補修事業（単独）につきましては、進捗率は0%となっております。

道路新設改良事業につきましては、進捗率は80%となっております。

道路橋りょう震災対策事業につきましては、進捗率は95%となっております。

宅地耐震化推進事業につきましては、進捗率は90%となっております。

小規模住宅地区改良事業につきましては、進捗率は30%となっております。

河川緊急浚渫事業につきましては、進捗率は93%となっております。

住まいの再建継続利用支援事業（自主防災組織）につきましては、進捗率は2か所につきましては60%、1か所につきましては5%となっております。

西原中学校給食室・ランチルーム改築事業につきましては、仮契約締結済み、進捗率は繰越予算ベースで約11%の進捗率でございます。

現年度農地等災害復旧事業につきましては、進捗率は90%となっております。

現年度道路橋りょう等災害復旧事業につきましては、進捗率は50パーセントとなっております。

繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会においてこれを議会に報告することになっております。

以上、ご報告いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番、坂本議員。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

ページは1ページ、款7土木費、項2の道路橋梁費、事業名が一番上の村道維持補修事業の1億4,740万円についてですけれども、この村道維持補修に関しては、国の国土強靱化計画に基づく加速化対策関連の事業であると認識しておりますが、この事業はいつまで継続されるのかというのが1つ。それから、この事業の採択に係る要件ですけれども、村道であれば全てのもものが該当するか。その辺を2つお願いします。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

村道維持補修事業に関しましては、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策、令和2年12月11日に閣議決定をされておりますけれども、令和3年から令和7年までの5か年ということで、重点的・集中的に取り組む事業でございます。



1つ目のお答えとしましては、ただいま申しましたとおり、令和3年から7年度までの5か年で計画をされております。

令和3年度からの事業ではございますが、前倒しで補正予算で令和2年から事業開始となっております。

2点目の事業の採択に係る要件ということなんですけれども、令和2年度に策定されています西原村の国土強靱化地域計画というものがございます。その中の別紙で、強靱化計画に基づく取組一覧ということで、村道名が記載されているんですけれども、この取組一覧に明記されていないと、この事業ができないということになっております。村の国土強靱化計画に、取組一覧に載る要件としましては、村のほうで舗装路面性状調査というのをやっております、その結果資料を基に記載しているところがございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これで、報告第2号、令和2年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を終わります。

日程第3、報告第3号、令和2年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）報告第3号についてご説明いたします。

報告第3号、令和2年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。

令和2年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書については、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、次のとおり繰越計算書を調製し、報告する。

令和3年6月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

開けていただきまして、令和2年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書でございます。

ご報告いたします事業は、農林水産業費1件、土木費1件の合計2件でございます。事業名等は記載のとおりでございます。

翌年度繰越額は、合計で7,459万8,561円。財源の内訳といたしましては、未収入特定財源のうち国県支出金3,729万9,280円、地方債2,080万円、一般財源5万1,281円となっております。

なお、事故繰越の理由等については、この計算書右側の説明欄のとおりでございます。

各事業の進捗状況についてご説明いたします。

被災農業者農舎等災害復旧支援事業につきましては、進捗率は62.7%となっております。

宅地耐震化推進事業につきましては、進捗率は95%となっております。

事故繰越に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、繰越明許費に準じて、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会においてこれを議会に報告することとなっております。

以上、ご報告いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これで、報告第3号、令和2年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についての報告を終わります。

日程第4、報告第4号、令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

（復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明）

○復興建設課長（吉井 誠君）報告第4号につきまして説明いたします。

報告第4号、令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり繰越計算書を調製し、報告する。

令和3年6月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

続きまして、主な内容をご説明いたします。

次のページをお願いします。

令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書となっております。

款1水道事業収益、項1営業収益、事業名大字鳥子地内配水管布設事業、金額866万6,000円、翌年度繰越額866万6,000円。

財源内訳としまして、一般財源866万6,000円を今年度へ繰り越しております。

内容としましては、企画商工課で行っております鳥子工業団地調整池管理道路改修工事に併せまして、水道管を布設する工事でございます。5月末での工事進捗率は95%となっております。

次に、万徳新所線道路改良工事（東工区）に併せまして、水道管を布設する工事を行っております。工事進捗率が10%となっております。

以上、報告を終わります。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これで、報告第4号、令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を終わります。

日程第5、承認第2号、専決処分の報告及び承認について「（専第2号）西原村税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

（税務課長 小栗 優君 登壇 説明）

○税務課長（小栗 優君）承認第2号についてご説明いたします。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和3年6月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1枚開けていただきまして、専第2号、西原村税条例等の一部を改正する条例の制定について。

西原村税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年3月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の村税条例等の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、それを受け、西原村税条例も令和3年4月1日から施行する必要がありましたので、専決処分とさせていただきました。

2の主な内容につきましては、お手元にお配りしております村税条例等の一部を改正する条例（案）の概要、税務課資料でご説明させていただきます。

改正の趣旨ですが、地方税法及び地方税法施行令等、関係法令の一部改正を踏まえ、西原村税条例についても改正の必要が生じました。

主な改正内容につきまして、税目ごとにご説明いたします。

まず、（1）個人住民税の改正のア、住宅ローン控除の特例の延長につきまして、個人住民税の住宅ローン控除につきまして、所得税において控除期間を13年間とする特例の適用期限の延長等により、所得税から控除し切れなかった額を、表のとおり現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するものです。

また、この延長した部分に限り、所得合計1,000万円以下の者については面積要件を緩和し、床面積が40㎡以上からを対象とします。

次に、（2）固定資産税の改正について。

アの令和3年度評価替えに伴う改正についてですが、令和3年度は3年に1回の評価替えの年度でありまして、土地の負担調整措置について、令和3

年度から令和5年度の間、現行の負担調整措置の仕組みを継続します。

また、その上で、新型コロナウイルス感染症の影響による納税者の負担感に配慮する観点から、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講じます。

次に、イは熊本地震による被災住宅用地に係る課税標準の特例措置の延長です。平成28年熊本地震による被災住宅用地に係る固定資産税について、被災住宅用地の特例適用期間を令和元年度改正で令和2年度まで延長していたものを、今回の改正でさらに令和3年度、令和4年度分までの2年間延長します。

1枚開けていただきまして、次に、(3)軽自動車税の改正、ア、軽自動車税(種別割)に係るグリーン化特例の見直しにつきましては、表のとおり電気自動車等に限定するなど、重点化等を行った上で2年間延長し、令和5年3月31日までに取得した車両を対象とします。

次に、イの環境性能割の臨時的軽減の延長につきまして、令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用軽乗用車を対象とする臨時的軽減措置について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得した車両を対象として、引き続き税率の1%を軽減するものです。

最後に、(4)その他についてですが、地方税法を含む各法律改正に伴う条ずれ項ずれ等による所要の規定の整備を行うものでございます。

この条例の施行期日は、令和3年4月1日から令和6年1月1日にかけて、法律に基づいて順次施行します。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、堀田直孝君。

○4番議員(堀田直孝君) 4番議員、堀田です。

今回の税改正なんですけれども、これは、やはり新型コロナウイルス感染症により、社会経済活動や国民生活の全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担を軽減するという観点からされたものですが、そんな中で、固定資産税なんですけれども、これも評価の見直しということです。

一般的に、今回コロナが終息せずに、まだずっと蔓延している状況で、都会のほうでは、やはり雑居ビルとか家賃とか、持っておられる方は、収入が入らないから固定資産税も払えないというような、それはもう都会では大きい金額なんですけれども、さて西原村において、こういうコロナ禍による収入減、またはアパートのオーナーさんあたりの納税が、今、都会みたいに減っているのか、滞納が出てきやしないのか。また、こういう社会情勢による収入減の場合は、当然ながら税の中に減免とか申請があります、猶予措置がありま

すが、そのあたりの状況。実際、西原であっているのか、または猶予関係の申請があれば、どのくらいあったのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山下一義君）税務課長。

○税務課長（小栗 優君）ただいまご質問がありました新型コロナウイルス感染症関係による税関係の徴収猶予、また減免等において、どれぐらい申請があったかというご質問に対してお答えいたします。

まず、徴収猶予につきましては、令和2年度で、固定資産税で1件、あと法人住民税で2件っております。

また、減免につきましては、令和2年度の税額で、固定資産税が16件、それから固定資産税は令和3年度での減免になりますけれども、65件申請が出ております。以上です。

○議長（山下一義君）4番、堀田直孝君。

○4番議員（堀田直孝君）自分も徴収関係をやっておりましたが、これが個人のパチンコとかギャンブルとかで払えない人に対しては厳正なる処分がありますが、やはりこういう社会情勢の中で払えない方には、猶予制度が今、何件か出ております。そういうのをやはり住民の方に、苦しい方が、一人で悩んでいる方がいらっしゃるかもしれません、そういうこともありますよというところで、ある程度周知していただけたらと思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）答弁よろしいですか。

○4番議員（堀田直孝君）はい。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について「（専第2号）西原村税条例等の一部を改正する条例の制定について」を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、承認第2号は原案どおり承認されました。

日程第6、承認第3号、専決処分の報告及び承認について「（専第3号）西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

(保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明)

○保健衛生課長(松下公夫君)承認第3号についてご説明いたします。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和3年6月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1枚開けていただきまして、専第3号、西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年3月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の条例等の一部改正につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年1月25日に公布され、それを受け本条例も令和3年4月1日から施行する必要性がありましたので、専決処分とさせていただきます。

次のページ以降に改め文及び新旧対照表をつけさせていただいております。

お手元に、承認第3号から第6号に共通して関係する条例改正のポイントという紙を、常任委員会のご説明しました分を1枚置いておるかと思っております。

それとは別に、ここからは西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(案)の概要をお配りしておりますので、これにより説明させていただきたいと思っております。

概要のほうをお願いいたします。

西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(案)の概要。

1、条例改正の趣旨。

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布され、それに伴い指定介護予防支援事業者の支援に関する要件等の改正が令和3年4月1日に施行されることから、所要の改正をする必要性があり、関係条例の整備を行うこととしました。

2、主な内容。

(1) 国が行う関係省令の改正内容に準じて条例を改正します。

(2) ①から⑧までは全サービスの共通項目、⑨以降が個別項目となっております。

①感染症対策の強化。

介護サービス事業者に、感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

○感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会の開催。

○指針の整備。

○研修及び模擬訓練の実施等。

②業務継続に向けた取組の強化。

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、以下の取組を義務づける。その際、3年の経過措置を設けるものとする。

○業務継続に向けた計画等の策定。

○研修及び模擬訓練の実施等。

③ハラスメント対策の強化。

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を求めることとする。

④会議や多職種連携におけるICTの活用。

運営基準において実施を求められている各種会議等（利用者の居宅を訪問して実施が求められているものを除く）について、感染症や多職種連携の観点から、以下の見直しを行う。

○担当者会議等の開催について、利用者やその家族の同意があれば、テレビ電話等を活用して行うことを認める。

⑤利用者への説明・同意等に係る見直し。

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等における利用者への説明・同意のうち、書面で行うものについて、原則として電磁的な対応を認める。

⑥記録の保存等に係る見直し。

介護サービス事業者の業務負担軽減やローカルルールの解消を図る観点から、介護サービス事業者における記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めるとし、その範囲を明確化する。

⑦運営規定等の掲示に関する見直し。

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規定等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可能とする。

すみません、2ページ目をお願いします。

⑧高齢者虐待防止の推進。

障害福祉サービスにおける対応も踏まえ、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための以下の対策を義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けるものとする。

○虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催。

○指針の整備。

○研修の実施。

○担当者の明確化。

⑨情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進。

全てのサービスについて、介護保険関連情報やその他の情報を活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨する。

3、施行期日。

令和3年4月1日。①から⑧につきましては、3年の経過措置があります。

参考として、介護予防支援事業とは、地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、居宅要支援者の依頼を受けて、介護予防サービス計画を作成するとともに、その計画に基づきサービスが提供されるよう、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整やその他の便宜の提供を行う事業です。

介護支援事業者とは、介護予防支援事業所の主任ケアマネジャーとなっております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、堀田直孝君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

今の説明でちょっと確認になりますけれども、この事業については、資料にも主任ケアマネジャーとか地域包括センター職員と書いてありますので、事業の主体は地域包括センターでよろしいかということと、この事業指定は市町村の指定を受けなければなりません、西原村の包括センターの場合、この指定を受けなければならないのか、お伺いたします。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの堀田議員の質問にお答えいたします。

西原村では、以前、堀田議員が役場のほうにお勤めだった時代は、地域包括支援センターは役場直営で行っていたかと思えます。それを、多分堀田議員がおられたときだったかと思えますけれども、社会福祉協議会のほうに委託し、西原村地域包括支援センターとして、そちらの山河の前に開設した経



緯があったかと思えます。そういう意味で、西原村のほうから社会福祉協議会に委託して事業を行っているという形になっております。以上です。

○議長（山下一義君）4番、堀田直孝君。よろしいですか。

○4番議員（堀田直孝君）はい。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について「（専第3号）西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、承認第3号は原案どおり承認されました。

日程第7、承認第4号、専決処分の報告及び承認について「（専第4号）西原村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）承認第4号についてご説明いたします。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和2年6月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1枚開けていただきまして、専第4号、西原村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年3月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の条例等の一部改正につきましては、指定居宅サービス等の事業の人

員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年1月25日に公布され、それを受け本条例も令和3年4月1日から施行する必要がありましたので、専決処分させていただきました。

次ページ以降に改め文及び新旧対照表をつけさせていただきます。

ここからは、西原村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の概要をお配りしておりますので、これにより説明させていただきます。

概要のほうをご覧ください。

西原村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の概要。

### 1、条例改正の趣旨。

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布され、それに伴い指定介護予防支援事業者の支援に関する要件等の改正が令和3年4月1日に施行されることから、所要の改正をする必要があり、関係条例の整備を行う必要がありました。

2、主な内容につきましては、（1）、（2）から①から⑨までにつきましては、承認第3号で概要をお話ししましたものと同じ内容でございます。ここからは10番以降を改めてご説明させていただきます。

#### ⑩質の高いケアマネジメントの推進。

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業者により以下について利用者に説明を行うことを新たに求める。

○前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合。

○前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合。

#### ⑪生活援助の訪問回数が多い利用者への対応。

区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みを10月から導入する。

### 3、施行期日。

①から⑩につきましては令和3年4月1日から施行となっております。また、①、②、⑧については、3年間の経過措置があります。

#### ⑪につきましては、令和3年10月1日からの施行となっております。

参考として、指定居宅介護支援事業所とは、在宅の要介護者等が介護保険から給付される居宅サービス等を適切に利用できるよう、ケアマネジャーが

要介護者等の依頼を受けて、利用するサービスの種類・内容等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、居宅サービス事業等との連絡調整や、介護保険施設への照会等のケアマネジメント等（居宅支援サービス）を行う事業所をいうということになっております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について「（専第4号）西原村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、承認第4号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第8、承認第5号、専決処分の報告及び承認について「（専第5号）西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）承認第5号についてご説明いたします。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和3年6月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1枚開けていただきまして、専第5号、西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年3月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の条例等の一部改正につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年1月25日

に公布され、それを受け本条例も令和3年4月1日から施行する必要がありましたので、専決処分させていただきました。

次ページ以降に改め文及び新旧対照表をつけさせていただいております。

ここからは、お手元に配付の西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の概要をお配りしておりますので、これにより説明させていただきます。

概要のほうをご覧ください。

西原村地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の概要。

### 1、条例改正の趣旨。

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布され、それに伴い指定介護予防支援事業者の支援に関する要件等の改正が令和3年4月1日に施行されることから、所要の改正をする必要があり、関係条例の整備を行う必要がありました。

### 2、主な内容。

(1) (2) 及び①から⑨につきましては、承認第3号、第4号と同一ですので、省略させていただきます。⑩以降についてご説明させていただきます。

⑩人員基準に関する見直し。

○オペレーター配置基準の緩和。

○管理者の配置基準の緩和。

○人員配置基準の見直し。

○夜勤職員体制の見直し。

⑪認知症グループホームのサテライト型事業所の基準創設。

○本体事業所との兼務等により、代表者、管理者、計画作成担当者の配置基準を緩和。

⑫認知症介護基礎研修の受講の義務づけ。

○介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる。

⑬口腔衛生管理の強化。

○口腔衛生管理体制を整備し、入所者ごとの状況に応じた口腔衛生管理を行うことも求める。

⑭栄養ケア・マネジメントの充実。

○栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うこととし、現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を義務づける。

### 3、施行期日。

令和3年4月1日。①、②、⑧、⑫、⑬、⑭については、3年間の経過措

置があります。

参考。

サテライト型認知症グループホーム。

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、1人で暮らしたいというニーズにも応えて、本体住居と密接な連携を前提とした、一人暮らしに近い形態のサービスを提供するものであります。

グループホームから少し離れたところにあるアパートなどの部屋で、1人で生活することを想定されております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、堀田直孝君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

この介護保険、もうしょっちゅう何か法改正があつて、サービスもちよくちよく増えたり減ったりしておりますが、なかなか分かりにくいものですが、今回の地域密着サービスとはということで、ちょっと調べてみましたところ、認知症高齢者や要介護高齢者が、介護度が重くなっても住み慣れた地域でいつまでも生活ができるよう創設された介護サービスですというふうになっております。このサービスの対象者はどういう人か、お聞きしたと思います。

また、ちょっとここに来る前に、役場のパンフレットを、介護保険というのを持ってきたんですが、これには対象者は書いてありませんでしたが、まず地域密着サービスの中に、定員18名以下の小規模な通所介護施設でということになっておりますが、本村ではどこの施設でこのサービスが受けられるのかというのを伺ひいたします。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの堀田議員の質問にお答えします。

まず、対象者ということでありませうけれども、対象者については、要介護の認定を受けられている方が対象になります。

それから、もう一つの本村で受けられる施設があるかというご質問ですが、すみません、そこに関して、ちょっと確認を取っておりませうので、後ほどお答えしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（山下一義君）4番、堀田直孝君。

○4番議員（堀田直孝君）ということで、これは自宅におるということは、自宅ですつと住みたいということですので、対象者は多分村内居住者のみなのかというのをもう一つ。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）通所ということですので、そういう形になるかと思ひます。

○議長（山下一義君）よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について「（専第5号）西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、承認第5号は原案どおり承認されたものと決定します。

暫時休憩します。

（午前11時07分）

（午前11時18分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどの質問について、保健衛生課長、松下課長より答弁を求められていますので、許可します。

保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）先ほどの堀田議員の質問にお答えします。

地域密着型通所介護施設が村内にあるかというご質問でしたけれども、確認しましたところ、今のところ村内にはこの施設はございません。以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

○4番議員（堀田直孝君）はい。

○議長（山下一義君）日程第9、承認第6号、専決処分の報告及び承認について「（専第6号）西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）承認第6号についてご説明いたします。

承認第6号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和3年6月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1枚開けていただきまして、専第6号、西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年3月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の条例等の一部改正につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年1月25日に公布され、それを受け本条例も令和3年4月1日から施行する必要がありましたので、専決処分とさせていただきます。

次ページ以降に改め文及び新旧対照表をつけさせていただきます。

ここからは、西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の概要をお配りしておりますので、これにより説明させていただきたいと思います。

概要のほうをご覧ください。

西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の概要。

文章中に「介護」予防が「鍵」となっております。申し訳ございません。

#### 1、条例改正の趣旨。

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布され、それに伴い指定介護予防支援事業者の支援に関する要件等の改正が令和3年4月1日に施行されることから、所要の改正をする必要があり、関係条例の整備を行う必要がありました。

#### 2、主な内容。

(1)及び(2)①から⑨につきましては、承認第3、第4、第5と同一ですので、省略させていただきます。

⑩以降についてご説明いたします。

⑩人員基準に関する見直し。

○オペレーター配置基準の緩和。

○管理者の配置基準の緩和。

○人員配置基準の見直し。

○夜勤職員体制の見直し。

⑪認知症グループホームのサテライト型事業所の基準創設。

○本体事業所との兼務等により、代表者、管理者、計画作成担当者の配置基準を緩和。

⑫認知症介護基礎研修の受講の義務づけ。

○介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に関わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる。

施行期日につきましては、令和3年4月1日としております。①、②、⑧、⑫につきましては、3年間の経過措置があります。

参考として、サテライト型認知症グループホーム。

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、1人で暮らしたいというニーズにも応えて、本体住居と密接な連携を前提とした、1人暮らしに近い形態のサービスを提供するものであります。グループホームから少し離れたところにあるアパートなどの部屋で1人で生活することを想定しております。

ここで言います指定地域密着型介護予防サービスの対象者としましては、介護の要支援の1、2の方を対象としております。また、村内での施設につきましては、みどりの館にあるグループホーム等が対象施設となります。

以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第6号、専決処分の報告及び承認について「（専第6号）西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、承認第6号は原案どおり承認されました。

日程第10、承認第7号、専決処分の報告及び承認について「（専第7号）令和2年度西原村一般会計補正予算（第13号）について」を議題とします。



内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 須藤 博君 登壇 説明)

○総務課長(須藤 博君)承認第7号についてご説明いたします。

承認第7号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和3年6月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

開けていただきまして、専第7号、令和2年度西原村一般会計補正予算(第13号)。

令和2年度西原村の一般会計補正予算(第13号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,907万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億1,539万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

継続費の補正。

第2条、継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

令和3年3月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入におきまして、令和2年度の地方譲与税や地方消費税交付金、特別交付税等の交付額が年度末に交付決定されたことや、災害復興復旧寄附金及びふるさと納税災害復興復旧寄附金において、災害復興基金に積み立てることにより、年度末までの歳入確定額から算出した額を歳出における基金積立金へ計上する必要がございました。

このような必要な措置を講じるための予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

4ページをお願いします。

第2表、継続費補正でございます。

款2総務費、項1総務管理費、事業名、特定地区公園事業のうち総合体育館建設事業、補正前の総額20億2,609万円、年度及び年割額は記載のとおりでございます。補正後の総額20億6,389万円、年度及び年割額は記載のとおりでございます。

次に、歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

7ページから歳入でございます。

各費目とも決算見込みによりまして予算の増減を行っております。

8ページをお願いいたします。

款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税8,639万5,000円の増額

補正でございます。特別交付税の増額でございます。

款18寄付金、項1寄付金、目3ふるさと納税寄付金1,445万5,000円の減額補正、ふるさと納税寄付金等の減額でございます。

続きまして、歳出のご説明をいたします。

9ページをお願いいたします。

歳出につきましても、決算見込み等により補正等を行っております。

款2総務費、項1総務管理費、目7基金費397万円の減額補正でございます。災害復興基金積立金の最終的な確定に伴う減額でございます。

あと、予備費に8,304万5,000円の増額補正を計上しております。

10ページをお願いいたします。

継続費に関する各年度末までの支出額等及び事業の進行状況に関する調書でございます。

上段が（変更）補正前、下段が補正後となっております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第7号、専決処分報告及び承認について「（専第7号）令和2年度西原村一般会計補正予算（第13号）について」を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、承認第7号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第11、議案第40号、西原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）議案第40号についてご説明いたします。

議案第40号、西原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年6月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

固定資産の価格に係る不服審査の手續における利便性の向上等を図るため、審査申出書への押印を不要とすること等に関しまして、所要の規定の整備を図る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから、皆様にお配りしております別紙によりご説明をさせていただきます。

本条例の一部を改正する条例（案）の概要をご覧ください。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

行政不服審査法施行令が一部改正され、審査請求書に押印することを定める規定が削られたことに伴いまして、押印を不要とするため、本条例の関係規定の改正を行います。

次に、主な改正内容でございます。

1点目は、審査申出書への押印を不要とするため、第4条第4項を削ります。

2点目は、口述書を提出する場合の当該提出者の押印を不要とするため、改正を行います。

参考資料といたしまして、新旧対照表を添付しております。

施行期日は公布の日から施行といたします。

以上でございます。ご審議方よろしく願います。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、堀田直孝君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

ちょっと関連になりますが、押印の件ですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（山下一義君）はい、どうぞ。

○4番議員（堀田直孝君）以前、今回、固定資産のこの条例では、押印が必要じゃないということになって、役場に来られる方は必ず何の申請するにしても印鑑が必要でございました。ただ、前回も税務課に私たちの未納のない証明を取りに行ったときにも押印が必要ないということで、多分事務の簡素化が進んでいるのではないだろうかと思いますが、その簡素化が進む中でも、今、要る書類と要らない書類がかなりあって、多分婚姻届とか、ああいう重要書類はまだ要るんじゃないだろうか。まあ、上位法が変わらん限り、そのまま要るんじゃないだろうかと思いますが、今、西原村役場で、押印を簡素化した課、または主な書類、どういうものがあるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、議員のほうからのご説明にありましており、国のほうにおきまし

ては、書面規制・押印等の見直しということで進められてきているところでございます。今の状況でいいますと、国の法令等に基づいて地方公共団体がやっている手続等につきましては、国の法令の施行令も含めた改正に準じた形で、その都度、押印なり署名の簡略化というのが進められているところでございます。

あと、一方で、本村が独自に実施する手続等につきましては、今のところ全体的にどこを見直したというところまでは集約しておりませんので、まだどこの課が何の様式を変えたというところまではちょっと把握していない状況でございます。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田直孝君。

○4番議員（堀田直孝君）じゃ、今、ちょっと各課の課長さんがおられますので、簡単でよろしいですので、どのあたりを削除されたか教えてもらってよろしいでしょうか。

○議長（山下一義君）税務課長。

○税務課長（小栗 優君）税務関係の書類についてなんですけれども、今回、令和3年度の税法改正に基づいて、納税環境整備の見直しということで、税務関係における押印義務の見直しということで、税務署長等に提出する国税書類につきましては、実印、印鑑証明等を求める手続を除き、押印義務を廃止するということになっております。それに基づいて、地方公共団体の長に提出する地方税関係書類についても同様とするということでありまして、上位法に基づいて税務課としては対応しております。以上です。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）住民福祉課のほうでの書類関係の状況ですけれども、ちょっと全ての書類においてまだ集約はしておりませんが、主なものという形で答えさせていただきます。

先ほど堀田議員のほうからもありましたように、戸籍の届け書に関しましては、国の法律という形になりますので、まだ従来どおりということで、押印が必要という形になっております。ただ、うちのほうの住民票ですとか戸籍の交付申請書については、署名があれば押印はもう不要という形で、あと医療費の助成ですとか、そういった申請書も署名があれば押印不要という形にしています。

あと、パスポートの申請とか、年金関係と、マイナンバー関連の届けとか書類に関しても、今は押印不要という形になっている状況です。以上でございます。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）保健衛生課については、今、調査をまだかけておりませんでしたので、後ほど回答させていただきます。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）教育委員会のほうの申請関係でございますが、今のところ、以前どおりの従来のやり方で押印をしていただくような形を取らせていただいております。以上です。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）産業課では、申請書に関しては国に準じた形で押印を求めています。役場の仕事ではありませんが、いわゆる転作ですね、経営所得安定対策の申請書ですとか、その関連については協議会で事務を執っておりますけれども、この事務に関しては押印省略という形になったというふうに聞いてございます。以上です。

○企画商工課長（林田浩之君）企画商工課のほうでは、開発行為とかいろんな申請関係がございます。そちらに関しましては、まだ今のところ押印省略の形は取っておりません。以上です。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）復興建設課におきましては、災害の被害届だったり原材料支給の申請書だったりがございます。これに関しましては、自筆のサインでやっております。以上です。

○議長（山下一義君）大体以上ですか。よろしいですか。

4番、堀田議員。

○4番議員（堀田直孝君）今、お聞きしましたところ、いろいろ各課ばらばらですので、もしよかったら、やはり広報か何かが出る機会があったら、こういう書類は要らなくなりましたよというような住民への周知があればいいかなと思います。ほかに、保育園関係の入園とか、いろいろまだいっぱいあるのかなということで、印鑑を持っておられる方は省略された分は全然問題ないですけれども、もう今は省略になっただろうということで持ってこられない方が困られるんで、やはりその辺の周知を広報、ホームページ、そのあたりでしていただけたらと思います。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

10番議員、宮田勝則君。

○9番議員（宮田勝則君）私もちょっと関連なんですけれども、先ほど公証印も含めまして印鑑を減らそうという国の動きに対しての堀田議員の質問でもあります。最も西原村内で一番大きな議決をするこの議場内においても、今、西原村長の公証印が全部議案に打ってありますね。これは多分慣例だと思いますけれども、これほどこかで縛りを入れてありますか。総務課長、分かりますか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

公印を押しているか押していないかというのは、議案の有効性につきましては私も確認していないとちょっとお答えできない状況でございます。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田勝則君。

○9番議員（宮田勝則君）これは条例ではうたっていないし、上位法でも多分うたっていないと僕はちょっと思っていますというか、だと思います。これは印刷でされておるのか、その都度、職員が全部打っているのか。

全部打っているということですね。

ということです。非常に多いです。案件、議案数がたくさん常にあります。

これは提案ですけれども、本来なら、これをずっと正しいとするならば、議案の訂正をした場合にも訂正印が必要になりますね。この最高議決機関の中で、それは議場内で議長権限において議員が承諾して省いております。そういった流れも、ずっと近年、国の流れ的にもありますので、ここは村長も達筆であります。村長の直筆サインを、委員会じゃありませんけれども、代替として、それをつけるという形で、公証印をこれは何百打たにやいかんですかね。多分多いときには何千と打っておると思います。そういうことに人件費を使うのもいかなものかという考えもありますので、公証印略で議場内に持ってきていただいてやったら、これは新しいルールになるかもしれません。多分議会側はうるさくないと思いますけれども、やったらどうかという提案ですけども、これは、総務課長かな、村長かな。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えしなくちゃいけないんですけども、なかなか判断に困るなというのが本音でございますが、そこはもう、ちょっとほかの件も含めて、その手続が本当に問題ないのかというのは精査する必要がございますので、そこはちょっと精査した上で検討させていただきたいと思えます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第40号、西原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

日程第12、議案第41号、財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 須藤 博君 登壇 説明)

○総務課長(須藤 博君) 議案第41号についてご説明いたします。

議案第41号、財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年6月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

公民館型みんなの家等を地区に無償で譲渡するため、条例を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから、皆様にお配りしております別紙によりご説明をいたします。

本条例の一部を改正する条例(案)の概要をご覧ください。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

平成28年熊本地震で被災いたしました大切畑・下小森公民館が、日本財団わがまち基金を活用いたしまして、熊本県、熊本県建築住宅センターが連携して再建されております。再建完了後に、熊本県建築住宅センターから本村への寄贈という形で引き渡されております。当該施設を当該地区へ譲渡することに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

認可を受けた地縁団体といたしまして、記載しておりますが、地方自治法第260条の2第1項の規定により認可を受けた地縁団体ということで規定をしております。大切畑、下小森地区につきましては、認可を受けた地縁財団となっております。

次に、主な改正内容でございます。

条例第3条第4号の次に第5号を加えるものでございます。

村が寄附を受けました公民館型みんなの家を認可を受けた地縁団体に譲渡するため、条例を改正するものでございます。

施行期日は公布の日から施行といたします。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番議員、宮田勝則君。

○9番議員(宮田勝則君) すみません、9番議員、宮田です。

条例の一部改正ということで、今回、上位法の改正で地縁団体の関係が明確になったということから、この条例を改正せんと部落にあげれないという形で改正されたと思います。それで、総務課長、間違いはないですか。

○総務課長(須藤 博君) お答えいたします。

今回、地縁団体ということで条例のほうで規定させていただきました。この地縁団体といいますのが、平成3年の地方自治法の改正によりまして、市

町村長の認可を受けた地縁団体、認可地縁団体といいますが、これにつきましては、これまで認められていなかった集落といいますが、自治会等での法人格を取得するという事になっております。

認可地縁団体につきましては、その認可を受ければ不動産登記等が可能となっておりますので、村に寄贈されている再建された公民館を認可地縁団体の地元のほうに譲渡するという事で、認可地縁団体という規定のほうを設けたところでございます。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田勝則君。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございます。この概要書のとおりという答弁であります。

この中で、法人格の認可をするというのが市町村長になっております。現在、西原村の集落は60近くありますが、この団体、認可を持っている数だけを先にしても、ほかのところは認可を受けていないということになりますので、数だけちょっと、総務課長、分かりますか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

今現在、認可地縁団体として認可を受けていられる地域につきましては4地区でございます。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田勝則君。

○9番議員（宮田勝則君）60ぐらいあって4つということです。一般的には、この法改正がなされるまでは、布田が西原村で最初だったと思います。財産取得、登記関係で、なかなかそういう団体が持てなかった、登記ができなかったというところは、過去の歴史から見ても明らかでございますけれども、非常に少ないですね、まだ。

しかし、公民館は各集落に全部ありますが、認可を受けないといけないというハードルがあります。村長が認める認可ですけれども、簡単に集落に下ろせるものなのか。逆に、所在地、地域の指定、集落の範囲とか、公民館の主たる所在地等が記載されて、集落内の規約、決まり事、関係がうたわれないと認可できないのか。非常に難しいところだと思います。

昔は、いろんな、布田がつくったときは、規約の中とか、うたわれとったというところを記憶しています。60幾つもあるのに4つの団体しかない。その割には各集落は多いと。逆に、少数派だけですよね、今、認可しているのは。大多数のところは認可を受けていません。ハードルが高いのではないかという危惧もあります。今度は市町村にその権限が来ていますので、簡単にできたらありがたいと思います。もう既に取得をしている財産もありますので、その辺も含めて、これがいろいろ損害保険とかにかかるときにも、財産を持つにも、非常に今、金融機関も厳しいところがありますので、そういった団体という指定、お墨つきをもらえれば。



苦勞したのは、地震後に、村が保証せんと金を貸さんという幾つかの復旧事業も、前もって金を段取りせにゃんだったというので非常に苦勞されておるところもあります。代表者の個人名で借りらにゃいかんとかいうのもありますので、基本的に簡素化して認めていって認可をもらえればと思っています。

今後の方策として、今の既存集落に関しては、そういった形で取っていただけのような方向で持って行っていただきたいと思えますけれども、見解を答弁していただければと思います。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

認可制度の中では、地方自治法の中で、次に掲げる事項は定まらなければいけないというのが幾つか明記されております。基本的には、この項目について、当然定めていただく必要があるわけですが、今、ご相談があれば、うちのほうで窓口という形になっておりますので、集落のほうで、まず最終的には総意といいますか、皆さん方の意見がまとまっていないと、なかなかこれはできないこともございますので、ご相談があれば、随時お受けいたしますして、また申請手続のご説明とか流れのほうは対応させていただきます。極力厳しくといたしますか、そういうことは特には考えておりませんので、最低でも必要な書類があるとか、要件を満たしているかということで、確認ができれば進めていきたいと思えます。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございます。そういう方向でやっていただけなのであれば、一番、今後、今もう既に公民館があるのに、村のものですからね、あれは、資産的に。じゃなかでしょう。改修するときに補助金として出しておるから、位置づけが違いますので、本来ならば、建物は登記をしなくても可能ですけれども、基本的には所属を部落にしておるといような考え方で、今までずっと進んできております。建設は、村がいろんな事業を活用してつくった後に、地元の方に少しずつ出し前といいますか、負担を強いて、そこに建設しておるといのがやり方ですので、その後の管理は村にあるのか、集落にあるのかといたら、集落に全てがあると。補助金として集落にこういう改修をする場合は出しますよという形で、ほかの条例との絡みもありますので、その辺も含めてやっていただければ幸いです。

ただし、集落のやつのひな型をあらかたつくっていただければ幸いですので、今後よろしく願い申し上げます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第41号、財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

これより暫時休憩します。

（午後 0時03分）

（午後 0時58分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第13、議案第42号、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

（復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明）

○復興建設課長（吉井 誠君）議案第42号につきまして説明いたします。

議案第42号、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年6月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由としまして、西原村中央簡易水道事業と西原村万徳簡易水道組合事業の事業統合に伴い、給水区域の編入及び水道事業認可申請に合わせた区域とするため、条例を改正する必要があるとございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

続きまして、主な内容についてご説明いたします。

2ページをお願いします。

西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。左が改正後、右が改正前の給水区域となっております。

改正後に関しまして、第2条第1項の（2）西原村大字小森の給水区域に、小高山の一部が追加となります。

今回、本条例承認後、県から変更認可が下り次第、村営水道と本管接続工事を行い、令和3年7月より正式に統合の予定となっております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第42号、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

日程第14、議案第43号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 須藤 博君 登壇 説明)

○総務課長(須藤 博君) 議案第43号についてご説明いたします。

議案第43号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体に新たに合志市を加え、熊本広域行政不服審査会共同設置規約を次のように変更する。

令和3年6月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

平成28年4月1日に共同設置されました熊本広域行政不服審査会へ、新たに合志市が加入することになりまして、当該審査会規約の変更が必要となっております。

規約の変更に当たり、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により、共同設置をする地方公共団体の議会の議決を得る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

熊本広域行政不服審査会の共同設置につきましては、平成28年第1回の本村議会定例会において議決、承認いただいております。現在、12市町村、熊本市、阿蘇市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村により共同設置をしております。

この審査会につきましては、行政不服審査法に基づく審査請求時の案件に関する審理員の審査意見書の裁決に当たりまして、法律または行政に関して十分な識見を有する有識者で構成する第三者機関として、審査手続や法的解

積の判断の妥当性などのチェックを行う機関でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、堀田直孝君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

先ほどの説明で、このメンバーは有識者ということですがけれども、この審査会の構成メンバーはどのような有識者の構成メンバーになるのか。

また、本村よりこの審査会にかけた事案があるのかをお伺いたします。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

まず、1点目のメンバーの構成でございますが、共同設置の会の規約におきまして、委員につきましては6人以内とされております。現在、第1部会に弁護士が2名、熊本大学大学院法曹養成研究科准教授が1名、第2部会に熊本学園大社会福祉学部教授が1名と医師が1名と弁護士1名の構成となっております。

本村からの事案につきましてですが、広域行政不服審査会の共同設置以後につきましては、特にはございません。それ以前の時期につきましては、ないということで承知しているところでございます。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田直孝君。

○4番議員（堀田直孝君）この行政不服審査法というのが、平成26年にできたのかなと思いますが、その以前は、自分の現役のときに税務課の滞納処分というのをやっておったので、された方は、必ずそれはもう財産差押えで使われない、車も取り上げられたりすると、黙って、そうですかと言う人はなくて、それに対して当時は、異議申立書を出してください、それに対して裁決文を出しますということで、このクレームを回避しておったわけですが、今はそこまで滞納処分もされていないみたいなので、上がってこないのかなと思いますが、今後この昔の異議申立てが行政不服ということで上がってきたときに、全てをこの審査委員会にかけるのか。簡単な簡易的なことを、結局、行政というのは法律に基づいてやっているわけですから、法律に基づいてやった処分に対しては、裁定結果はもう棄却か、こっちは法律でやっているから、あなたの意見は受け付けられませんという裁定通知であったんですけども、受けたときに、安易に簡単に、これはできますよ、これはもう受け付けられませんというような裁定通知についても、全てこの審査会にかけるのか。こっちで判断できるやつは、こちらのほうで行政不服審査法に基づいて裁定通知を上げるのか。ちょっとお伺いたします。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

この制度につきましては、議員ご説明のとおり行政不服審査法に基づく制度でございます。不服申立て制度の対象というものが行政不服審査法の中で明記されております。

行政長の処分及び法令に基づく申請に対する不作為が対象という形になっておりますので、基本的には、この法で規定されておる対象となる処分につきましては、行政不服審査の申立てができるものと理解しております。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田直孝君。

○4番議員（堀田直孝君）じゃ、全てこちらに上がってきた場合は審査会のほうにかけるといふふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）行政不服審査法で対象となる不服申立てにつきましては、この制度に基づいて申請者が申立てをすることを拒むものではないと理解しておりますので、申立てがあった場合につきましては、それに応じて、この対応を事務的な手続を踏まえて、最終的なその方への決定通知については出す形になるかと思えます。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

○4番議員（堀田直孝君）はい。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第43号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

日程第15、議案第44号、令和3年度西原村一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）議案第44号についてご説明いたします。

議案第44号、令和3年度西原村一般会計補正予算（第1号）。

令和3年度西原村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,722万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億8,501万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は「第2表 地方債補正」による。

令和3年6月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

5ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

1、追加。起債の目的、6、公共事業等債（道路新設改良事業）。限度額780万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、歳入歳出補正予算の主なものについてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金1,133万円の増額補正でございます。社会資本整備総合交付金（道路橋梁事業）の増額でございます。

次に、10ページから歳出でございます。

4月1日の新規採用職員及び人事異動に伴いまして、各費目の給料、職員手当、共済費の補正予算等を行っております。

15ページをお願いします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目2道路新設改良費2,132万8,000円の増額補正。万徳新所線道路改良工事等の増額でございます。

予備費を2,222万1,000円減額しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番議員、尾崎幸穂さん。

○1番議員（尾崎幸穂君）1番議員、尾崎です。

12ページの3民生費、2児童福祉費のところの子育て世帯生活支援特別給付金についてお尋ねいたします。

一応委員会のほうで説明はありましたけれども、もう一度詳しくお願いいたします。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）お答えいたします。

今回の子育て世帯生活支援特別給付金ということで、こちらにつきまして

は、現在、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化しております。そこで、低所得の子育て世帯に対しまして、生活の支援を行うという観点から、特別給付金ということで支給されるものでございます。

対象者の方につきましては、今、児童扶養手当受給者というのが、ひとり親世帯に関しましては、熊本県が主体で給付をするものでございます。それ以外の方の低所得者の子育て世帯に対しては、市町村が実施するという形になります。

対象児童につきましては、令和3年3月31日時点で18歳未満の児童ということで、これは高校生も含まれます。あと、障がい児の場合は二十歳未満ということで、児童1人当たり一律5万円支給という形になります。

委員会のときにはちょっとまだ確認不足で申し上げていなかったんですけども、令和3年4月1日から令和4年2月28日までにお生まれになったお子様も対象になります。委員会のほうでは、その部分が確認不足だったので、申し上げられなかった部分であります。

あと、対象世帯の受給は児童を養育する父母という形になります。あと、令和3年度分の住民税の均等割が非課税世帯であるというのが対象になります。また、令和3年1月1日以降、収入が急変し、住民税が非課税相当分になった方も対象という形になります。以上でございます。

○議長（山下一義君）1番議員、尾崎幸穂君。

○1番議員（尾崎幸穂君）児童扶養手当受給者に関しては、村のほう把握して振込とかはできるかと思っておりますけれども、急に非課税になった世帯にもあるとなってますが、これは申請をしないといけないんですね。それはどういうふうに皆さんに周知をするようになってますか。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）お答えいたします。

児童扶養手当の方については、熊本県が主体でございますので、村のほうからの支給というのにはございません。

あと、それ以外の非課税世帯という形になりますけれども、住民税の非課税世帯というのは、6月1日でも課税のほう把握できますので、そこで、うちのほう抽出して、対象の方というのは、そこで非課税世帯の方は分かります。その方はもう申請不要という形になります。

それ以外の先ほど言った急変したとかいう方に対しては、うちのほう児童扶養手当支給対象の全ての方において、申請不要の方を除いて、その対象の方には全て案内の通知を出すように今準備をしているところです。以上でございます。

○議長（山下一義君）よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

5番議員、坂本隆文君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

ページは17ページになります。

款10の災害復旧費で、目1の農地等災害復旧費です。

梅雨に入りまして、今、農地や農道、水路等の災害が発生しておりますが、被害があった農家への負担金、これは何種類かあると思うんですけども、事業費の何割ぐらいを想定して農家の方に説明をされているのか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

農地等の災害復旧事業に関しましては、受益者負担ということで、毎年、村内の被害の状況とか国が指定します激甚災害により変動するものでございます。被害が起きた翌年の1月ぐらいに大体補助金が確定しますので、その前は暫定的に農家さんに説明しております。

お尋ねのありました負担金に対しまして、基本的には農地が85%と農道や水路等の農業用施設が90%ということで説明を行っております。

100万円の工事費に例えますと、国の補助が、農地が85%で、その残りの15%のうち65%が受益者負担で、残りの35%が村負担となっておりますので、100万円に対して大体1割の10万円が受益者さんの負担になっております。農道や水路等の農業用施設に関しましては、90%の補助に対しまして、残りの10%が受益者と、村のほうで50%ということになっておりますので、100万円負担した場合は受益者さんに5万円の負担ということになっております。

参考としまして、去年の災害の例なんですけれども、去年は雨がひどうございましたので、激甚災害になっております。ということで、農地が96.5%と施設が99.1%となっております。

仮に、激甚災害でなかったとき、かさ上げがなかった場合に関しましては、農地が86.4%、施設が96.7%となっております。

説明は以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

4番議員、堀田直孝君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

歳出について、ちょっと質問します。11ページ、款項目が総務費、総務管理費の委託料です、電子計算費の。券面記載事項プリンター購入と書いてあります。マイナンバーに伴うプリンターだろうと思いますが、これは新たに入れる機械なのか、今まであった入替えなのか、ちょっとお聞きします。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）お答えいたします。

ただいまご質問がありました備品購入費の券面記載事項プリンターのことだと思いますが、こちらのほうにつきましては、以前、今まで平成27年から購入されて使っております分がございまして、その買換えという形になり



ます。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田直孝君。

○4番議員（堀田直孝君）議長、このマイナンバーについて、ちょっと関連した質問をしてよろしいでしょうか。

○議長（山下一義君）はい。

○4番議員（堀田直孝君）マイナポイントとか、今、特典がついて、かなり申請が上がっているんじゃないかと、前回も聞いておりますが、その中で住民の方がこういうことをおっしゃったんです。

マイナンバーの申請に行ったら、担当者の方が陰に隠れているいろいろされておると。マイナンバーというのは、非常に個人情報詰まったカードですので、陰でいろいろされたら不安で仕方がないと。そして、また出てこられて、これはどうですかとか言われるのに対して、不安だけどもということ。

言われてみれば、人間というのは、特に役場なんかでは、いろいろ昔あったんですけども、待つ時間が3分を超したら、もうほとんど。何しろ1分で「長いね」と、3分超したら「何ばしよっとや」というふうに、もう怒りが来るということを一回テレビとか何かで聞いたことがあるんですけども、そのときは、今はもうOA化が進んで、いろんな機械を置くところがないから、あの住民課の奥に行ったのではなかろうかというような簡単な答えをしてしまったんですけども、本来どういったことかなということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）お答えします。

今、堀田議員がおっしゃったとおりで、まずマイナンバーの申請・交付の流れをちょっとご説明させていただきます。

まず、住民さんのほうで申請をされて、カードを役場のほうに取りに来られた場合、受付をしまして、その後、先ほど言ったように、一旦うちのほうでカードの券面を本人さんに、内容、写真とか記載事項が間違いないかどうかを確認していただいて、それから、そのカードが使えるような準備をしなくてはなりません。

その準備をするために、専用の端末のシステムのパソコンがございまして、それが今、住民福祉課の西側、証明書を発行する部分のほうの壁に、ちょっと離れたところ、カウンターとは別のところに設置をしております。

これはなぜかといいますと、この内容のほうを要は住民さんにも見られてはいけないと。その専用のシステムを使うのが、今うちの係の使う職員も限られていると。今うちの職員が使えるのが3名、係の者であります。当然、このシステムもIDとその職員の静脈認証が必要という形で、セキュリティも強化されております。

ということで、一旦カウンターのお客様の席から席を外すこととなります。

それでお客さんが「何ぼしよっとだろか」と不安になられることは当然のことなので、その設定の準備ができて、終わったら、またお客さんのカウンターのところに戻ってきて、今度は暗証番号の設定をしていただく。これは、もうお客さん本人しか知り得ない暗証番号というので、職員も分からないとか、暗証番号を設定していただくパソコンというのは、もうお客さんのほうで入力してもらうという形なので、職員もそれは見られないという形での設定で、そういう手続が終わったらカードが完了という形になります。

そういった一旦席をどうしても外さないといけないという部分できて、これは住民の方が「何ぼしよっとだろか」と不安になられるのは当然なので、ちょっとその辺はうちのほうの配慮が足らなかったなというのは反省をしているところであります。早速、終わった後、職員のほうにそういった指導をして。

ただ、このマイナンバーの業務に限らず、ほかの業務も含めて、一旦席を外すときは、こういう理由でちょっと席を外しますということで、ちゃんと説明をしてから不安をなくすような形で、今後は対応したいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田直孝君。

○4番議員（堀田直孝君）分かりました。

本当に住民の方は、待たされて職員が隠れると何しよるか分からん。

そこで、例えば、これから設定をしに行きます。3分ほどかかります。少々お待ちくださいという、この窓口の優しさ、親切さが、今後、西原村の役場の、「西原村役場は親切だな」という評判につながるかと思いますので、今、課長の言われたとおり、改善していただきたいと思えます。どうもよろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

9番議員、宮田勝則君。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

ページ数14ページになります。歳出項目で上がっています。

商工業振興費、節が負担金、補助及び交付金のところ。営業時間短縮要請協力金市町村負担分ということで、今回、説明では、熊本県はあと2日で切れますけれども、蔓延防止等の措置に対する時短要請に応じたところの負担金を、熊本県がこの西原村に請求書を回しますという項目が上がっています。

まず、内容の説明をちょっと企画商工課長、やっていただければと思えます。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）それでは、お答えいたします。

これにつきましては、今、蔓延防止関係で時短要請を県のほうが出されて

おります。これが一応5月16日から6月13日までの29日間という形になっております。これに協力されたところに対しまして、年間の売上げ等にもよりますが、最低2万5,000円から7万5,000円までの協力金の支払いがあるというところでございます。以上です。

○9番議員（宮田勝則君）簡単な説明でありましたけれども、今回の大きな新型コロナウイルス感染症等の拡大に伴いまして、特措法が施行されております。その中で、ほとんど今回の関係も閣議決定でされておいて、予算関係は当然衆参通っておるといような段階だと認識しております。

特措法に関しては当然議決をされておりますけれども、各自治体に確かに負担を求めるといのは書いてあります。熊本県、関連の市町村、基礎自治体にまで負担を求めるといようなことは確定されてありますけれども、その財源については地方創生臨時交付金を充てることとすると言いつけております。

今回、一般財源単独費用だけがうたわれておりますので、その辺、矛盾を感じているところです。何かこれについて国、また熊本県より打診があったのか等をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）お答えいたします。

ただいま宮田議員のほうから言われましたとおり、国からの地方創生臨時交付金を充てるという形になっておりますが、昨年度市町村当たりにも来ました臨時交付金とは別枠で、これは昨年の国の予備費のほうを使われておりますが、協力要請推進枠というのが別にございます。そちらにつきましてが、営業時間短縮要請に当たって、県が行う場合に、その店舗数に協力金の額を掛けて、その8割を国のほうが見るとい形になっております。

それに伴いまして、県のほうが行っておるんですが、残りの2割分につきまして、地方負担分になるんですが、それにつきまして県と市町村での折半でお願いしますという要請が来ておる状況でございます。

それが、まず先に、この蔓延防止の対策を指定される前に、熊本市と有明保健所管内のほうから5月10日から営業時間短縮をされております。その中で、その地方負担分につきましてが、県と市町村での折半という形で取決めをされておいて、それに伴いまして県全体に広げた場合に各市町村への負担金をお願いしたという流れになってきておるところでございます。

県のほうも10分の1についてはコロナ臨時交付金、昨年度交付がございました。結局その余剰分といいますか、使い切れていない分あたりを充当するというところでございます。あと、市町村につきましても、まだ使い切れていない市町村もございますので、その辺は各市町村で予算充てをするというように使えるということでございますが、西原村につきましては、昨年度の事業で、このコロナの臨時交付金につきましては全額事業費に充てるという形にしております関係上、うちとしましては今のところ一般財源で手当

てをするという状況になっております。

それに伴って、また県のほうも、結局全部県内で使ってしまったのは、西原村を含めて5市町村ございます。要は宇城市と合志市、大津町と嘉島町はもう全額昨年度の臨時交付金のほうは使い切っておるといような状況になっております。

それを受けて、熊本県と、熊本県の市長会長が今阿蘇市長ですか、それと熊本県の町村会の会長が嘉島町、この3名の方の署名によって、内閣特命担当大臣、地方創生の坂本先生のほうに要望書を出しておるとい状況で、その内容的には、結局、臨時交付金の早急に追加での配分をしていただきたいという形で今要望を、これが5月27日付で出されておりますので、その内容につきましては、まだ決定されておられませんので、これは全国的な話になってくるかと思えます。もしそういった追加の臨時交付金等がございましたら、最終的には財源組替えを行って対応したいというふうに考えております。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田勝則君。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございます。

今回の特措法の関係、特にコロナ関係で、国民全てこういう長期にわたる戦いになるとは、想定をあまりしていなかったといえますか、ウイルスが発生したら必ずワクチンの開発が進みますので、その辺が今、国のほうも菅政権のほうで一丁目一番地という位置づけで必ず出てくる言葉になりましたワクチン接種を早期に、この間は10月、11月という、けつまで申されましたけれども、そういった形で希望者には接種するということで、今のところそこで落ち着いてくるのかなというふうな一つはありますけれども、もう一点、不安なのは、ウイルスですので、変異、変異していったって、対抗措置が後手後手に回るとい追いかけてごっこが始まるのではないかというのも一部感じているところです。

こういうのが長期になって、今回は1か月程度の負担であるということで、額的には目くじらを立てるところまではないかもしれませんが、約束は約束です。国と地方との約束ですので、この辺、村長のほうからも、地方創生担当大臣ということは、この地元から出しておりますので、熊本3区の代議士がされておりますので、その辺も含めまして強い要望を、議会のほうからも議長にはお願いせにやいかんところですが、議場内ですので議長には答弁を求められませんので、村長、もう一押しやっただけければ、約束は約束ですということをお願いできればと思いますので、村長、一言だけお願いいたします。

○議長（山下一義君）日置村長。

○村長（日置和彦君）今日初めて出番が回ってきましたけれども、多分にも地方創生内閣府特命大臣ということで、坂本先生が大臣もなされておりますけれども、これはうちばかりの問題じゃなくして県内全域、それにはみんなで

言うわけにはいかないということで、代表して町村会長が言うたということでございまして、私の勘では、私は以前から2弾目が出るんじゃないかなというような思いはしておりました。

ある程度早めに使って、いずれにしろ何かにコロナ関係で使わんといかんということで、いろんなどころの保育園から全部空調施設とか、あるいは給食をしている人たちのところ辺にも使うという予定をしておりますので、もう残っておらないということでございます。どこに出そうが、ここに出そうが、一般会計から出すものは同じという建前で、大きいものにその金を使おうかなということで出しておりました。

だから、坂本大臣にも言うことは言います、もちろん。こう言って皆困っておるということで申し上げたいと思います。果たしてどこまで聞いていただけるか分かりませんが、大分大臣のほうもそこら辺は考えておられるんじゃないかなというふうに思います。

やはり、このコロナというのは、先ほど言われましたようにいつまで続くか分からないということで、ワクチン接種も今順調にいきよるところでありますけれども、本当に11月で終わるのか、そこら辺もまだ定かではないというふうに思います。

まず、どうあれ、こうあれ、我々それぞれが感染防止に努めていかななくてはならないということでございまして、いつも言うておりますように自分の命を守って家族の命を守る。それが拡大して初めてコロナ感染対策ができるんじゃないかなというふうに思っておりますので、まずはかからないようにしていきたい。しかしながら、これはどこでかかるかももちろん分かりません。ということでありますので、かからないようにしていきたいと。

また、時短の要請も全然ないとは限りませんので、そこら辺が一番困っているのは飲食店関係じゃないかなと。西原村においても飲食店関係の方々が一番つらいんじゃないかなというふうに思います。

そのほかにも会社が潰れたとか、閉鎖したとかいった方々もおられますけれども、飲食店の方々は地震のとき潰れて設備投資をした上に、すぐにコロナが出てきたということでありますので、我々はこの10%を出さなくてはなりません、10分の1は。それも村の飲食店のためということで考えるならば、私は妥当だろう、自然じゃないかなとも思っております。

そういったこととございますので、今申された要望はしていきたいというふうに思います。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございました。

まさに村をあずかるトップとしての答弁と思います。私も同感しているところです。今回の予算については仕方ないということであります。

やはり自治体のトップが率先してコロナと戦うという意思をこの議場でも

表明されております。そういったことが村民並びに、この一基礎自治体のことが県内各地、また全国にもわたっていければ、コロナとも戦って勝てるものというふうに思います。

国も非常に厳しい財政の中でやっております。財政が一番厳しいのは基礎自治体と今も僕は思っておりますけれども、国のほうがやおいかんということになりつつあります。しかし、私ども村は、こういうことで村債を発行できないという苦しい局面になってきやしないかなというのがありますので、いい国からの答弁というか、私は求めることができませんので、そういった形で代議士たちには私どももお願いしていきたいと思います。ご答弁ありがとうございました。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）6番、中西です。

ページは16ページです。教育関係のタブレットの件です。

先日、説明ではケースを購入と伺いましたけれども、私は仕事柄、表計算とか自分で事務はしますので、使えますけれども、難しいことはなかなか、せいぜい村のホームページをのぞくぐらいで、できないんですけれども、持ち帰ることが今後起こったとき、学校の情報の漏えいとか云々とか、そこらあたりの心配はないんでしょうか、個人の心配とか。お願いします。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）中西議員の質問にお答えいたします。

今、1人1台のタブレットを各学校に配付しております。その中で、今、子どもたちにタブレットをあげていますが、セキュリティーをかけております。多分漏えいという部分については、まずないということで、教育委員会としては思っております。以上です。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）分かりました。なかなか素人からすると、やっぱり心配事が先に出るものですから、安心した次第です。

では、すみません、これも14ページです。

お話は伺いましたけれども、白糸の滝の伐採に関してです。29万円ちょっと予算が組んでありますけれども、話も出ましたけれども、観光協会もあそこを利用されていますし、これは今現在の状況で伐採が出たのかと認識していますが、今後あそこを計画的に伐採等して観光のためにやっていこうという考えはございますか。そこら辺をお願いします。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）お答えいたします。

今回、木の伐採のほうを上げさせていただいておりますが、こちらにつきましては、今、糸舞季のすぐ近くにも倒木がございますので、そちらのほう

の切り倒しと、あとは道路から滝のほうを見た場合に、ちょっと滝が見えにくいか、葛がずっと巻いているというところの分で計上させていただいております。

滝全体の周辺的な部分は、今後、木が大分大きくなっている部分もござい  
ますが、適切な管理ができるように、できればしていきたいというふうに考  
えております。以上です。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）すみません、できればではなくて、本格的に取り組  
みますと言っていたけると助かります。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）そうですね。どれだけの費用がかかるかという  
部分もございしますので、その辺は検討しながらしていきたいというふうに考  
えております。以上です。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）これも素人考えですけども、どでかい木とかは売  
れるのではないかという気持ちもございまして、全てが経費ではないのでは  
ないかと思ひまして、そこら辺も工面しながら頑張っていたきたいです。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）お答えいたします。

そうですね。今、木材のほうも結構高くなってきているというお話もござ  
いまして、その辺は担当の産業課長あたりとも相談しながらやっていき  
たいというふうに思っております。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）あと一つ、すみません、保健衛生課の件で、実は直  
接ではございませんけれども、先ほど専決のお話を4項目ほどいただきました  
けれども、一般会計の予算なのか、介護の予算なのか分かりませんが、今  
後、増えるのか。例えば、ケアマネジャーさんあたりの負担増もある  
し、増やすとか、講習とか、いろいろ説明ではいただきましたけれども、ケ  
アマネさんの説明では。

今日あれを昼間ゆっくり食後のときに見たときに、じゃ、今後予算として  
も増えていくのかなというのをちょっと伺いたくて。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの中西議員の質問にお答えします。

今回の条例改正等専決させていただいた部分に待遇改善であったりが含ま  
れておりました。当然そういう面では介護の費用というのは上がってくる  
というふうに考えております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第44号、令和3年度西原村一般会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

日程第16、議案第45号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を教育課長に求めます。

教育課長。

（教育課長 吉田光範君 登壇 説明）

○教育課長（吉田光範君）議案第45号についてご説明いたします。

議案第45号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和3年6月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

契約の目的、西教工第2号、西原中学校給食室・ランチルーム改築工事。

2、契約金額、3億7,840万円（税抜額3億4,400万円）。

3、契約の相手方、所在地、熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼76-3、会社名、株式会社アスク工業。代表者、代表取締役、上村信敏。

今回の提案の工事概要につきましては、給食室を第1期工事としまして、244.02平米の鉄骨造の平家建て、ランチルームを2期工事としまして、285.1平米の鉄骨造の平家建て、建築、電気設備、機械設備、給食機器一式であります。

本工事について指名競争入札を5月19日に行い、業者が決定いたしましたので、今回提案させていただくものであります。

2ページに公共工事請負仮契約書の写しを参考資料として添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。



5月19日の入札ということで、落札者が菊陽町の株式会社アスク工業さんと決定したということで、議題に上がってきたということではありますが、今回、指名競争入札ということでもあります。A1ランクだとは思っていなかったんですけども、A1ランクのようです。

ちなみに、何社指名のプラスどの程度のクラスで指名をされているのか、教育課長、お願いします。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）ただいまのご質問にお答えいたします。

一応、候補としましては、近隣の建築業者で構成をさせていただいて、指名委員会にかけさせていただいております。阿蘇郡内の業者さんと菊池郡内の菊陽町、大津町の業者さん、それと熊本市の東区の業者さんということで、一応選考した上で、指名委員会のほうに提出させていただいております。以上でございます。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）近隣、隣接含めて指名をやるということでありまして、10社指名ですか。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）一応指名委員会では8社ということで選ばせていただいております。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございます。

大体内容的には理解しているところでありますが、アスク工業さん、復興建設課のほうで、一昨年か、河原のほうの田中宮の上地域の土木工事でされて、立派な工事ができているというふうに思います。

土木工事は、開業してから早いうちに大きくなられて、県のランクではAクラス、A2ランクだと思いますけれども、維持されております。

対して建築に至りますと、十数年前に当時はまだCクラスとかBクラス、一番下のほうをうろうろされておまして、ここ10年ぐらいで開発案件、マンション等のやつで急激に大きくなった会社でもあります。何を言いたいかというと、昔から伝統ある建築屋さんじゃないよというところですよ。

今回契約を議決されますと、正式になり、また工事が始まるわけですがけれども、この監理体制ですね。急激に大きくなった要因は何なのかなというふうに思いますと、自社開発を含めて民間受注を大きくやられたという背景があります。

以前ありました西原中学校体育館、大きな物件ですね、同じく。やはり市内の大きな開発案件をして、ちょっと失敗がたたって、途中じゃなかったですけども、完成には至っております。

山西小学校のランチルームだったかな、あれも途中ポシャだったですね。

最後までやってはいただきましたけれども、アスクさんは業務内容的には非常にいいというふうには了承しております。ただし、急に大きくなった会社です。蓄積されたノウハウはできてきたかと思えますけれども、不安な要素も幾つかあります。

一番大きいのは、民間を大きくやって急激に拡大していった会社ということで、一番近隣で最終的にしたんですが、そこ空港の下ですか、ダイワハウスさんと共同でやられたような案件あたりでありますので、民間開発に力を入れておられる会社であります。公共に頼る部分は、どうしても建築の場合は少なくなりますので、そういった傾向にはなりやすいです。

何を言わんかとしておりますと、今回、西原村はアスク工業さんにはお金は必ず払います、終われば。前払い金、下手すれば中間払いを含めてあるんですけれども、その末端、一次下請、二次下請、契約をされて、こちらに報告が上がって、そちらにお金が行くようになっているはずなんですけれども、うまくやるように、途中頓挫しないように含めて、今回ちょっと監理を頑張っていたきたいというのは、ある意味、実績があまり公共に関しては少ない会社です。そういったことでちょっと懸念するところを私自身が持っています。私の長い経験で、そういうことがあったとはこの場では言いませんけれども、そういったことでよく注意していただきたい。

一次下請、二次下請ぐらいまで多分入ってこられると思います。そういった方々の契約の在り方、支払い条件、本来は報告を求めんでもいいようなことであるかもしれませんが、やはり前払い金の支出行為に関しては監理責任を問われますので、その辺を含めてちょっとやっていただきたいと思います。こちら側からはお手並み拝見といったところで見たいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

その辺、監理は教育委員会がやられますか。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）宮田議員のご質問というか、ご指導のほうありがとうございます。

私も長年役場に勤めさせていただいて、大きい物件も中には見てきています。先ほど言われましたように、山西小学校の給食棟のやつも、いろいろありまして、私もちょっと気にしている部分はございます。

今回は前払い金を出します。契約上は出さざるを得ないという部分がございます。今回は1期工事、2期工事と続きまして、要は工期が長うございます。一旦は3月で切らせていただきますが、3月で、給食室部分については、コロナの交付金関係もございまして、そこで精算という形を取らせていただきたいと思っております。

それと、下請の業者さんにつきましては、教育委員会のほうでは建築物の監理の業務を持っている者がいません。現場監督をですね。今もう6月の初

めに一応設計をしたところと監理業務の委託契約をしております。それで管理監督をしていただくということで思っております。

今、総合体育館が週に1回ぐらい工程会議をしておりますので、うちのほうも学校業務に支障がないような工程を組みたいと思っておりますので、週1回ぐらいの工程会議を持って、早め早めの工程を組みたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）今回、特にやっていただきたいのは、下請の金の支払い関係をチェックしていただきたいということです。金払いが悪いとは言いません。金払いはいい会社ではありますが、そこから先は言わんで分かってください。監理をよくしてくださいということです。再度念押しになりますけれども、お願いいたします。

○議長（山下一義君）答弁求めますか。

○9番議員（宮田勝則君）お願いはしたけん、「はい」か「いいえ」だけでもいいです。

○議長（山下一義君）日置村長。

○村長（日置和彦君）大変心配していただきまして、ありがとうございます。

実は私もこのアスク工業ですか、ここは名前もあまり知らなかったです。どぎゃんとこだらうかということで、私の知り合いの業者に尋ねてみましたところ、最近きゅっと伸びてきたと。それもよその会社を買って、それで伸びてきたと。今は建築も大分しよるもんなど。特に、マンション関係とか大型の個人のというか、そういうところで、公共工事も建築関係を今しよるといふ話も聞きまして、なら大丈夫かなというような思いでおります。多分仕事はちゃんとできるだろうと。

それから下請ですけれども、下請に発注元がどこまで言う権利があるのか。それも元請と下請の契約がありますので、その契約書は出させていただきますけれども、金はどぎゃんしたか、支払ったかとか、どこまで言う権利があるかなど。そこはちょっと調べてから、言う権利があれば、こちらのほうから、支払いは遅れることなくやってくださいということは言いますけれども、それで払ったか払わんかは、どこまで踏み込んでいいのか分かりませんので、そこはちょっと調べてからやりたいというふうに思います。

真面目な方というようには聞きました。だから、全然分からんもんだけん、どぎゃん会社か。人の話では、割とというか、真面目ですよという話は聞きましたけれども、そこだけのことは分かりません。

そういったことでありますので、監理もつけておりますので、あとは教育委員会のほうが監督をやりますので、そこら辺で状況を見ながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第45号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(山下一義君) 起立多数であります。

よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

これより暫時休憩します。

(午後 2時10分)

(午後 2時23分)

○議長(山下一義君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第17、同意第2号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 須藤 博君 登壇 説明)

○総務課長(須藤 博君) 同意第2号についてご説明いたします。

同意第2号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

西原村教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和3年6月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、西原村大字小森37番地2、氏名、伊澤隆嗣。生年月日、昭和48年8月8日。

提案理由でございます。

西原村教育委員会委員、坂本健一氏の任期満了に伴いまして、新たに委員を任命することに対して議会の同意を要するためでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

次のページに履歴書を添付しております。

以上でございます。ご同意方よろしく申し上げます。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

- 議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論ございませんか。  
（「討論なし」の声）
- 議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。  
これより本案を起立により採決します。  
同意第2号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（起立全員）
- 議長（山下一義君）全員起立であります。  
よって、同意第2号は原案どおり同意することに決定しました。  
日程第18、同意第3号、西原村固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。  
内容の説明を総務課長に求めます。  
（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）
- 総務課長（須藤 博君）同意第3号についてご説明いたします。  
同意第3号、西原村固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて。  
次の者を西原村固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求める。  
令和3年6月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。  
記。  
氏名、小栗優、生年月日、昭和43年5月2日、住所、西原村大字布田1737番地1。  
提案理由でございます。  
令和3年4月1日の人事異動に伴いまして、固定資産評価員でありました廣瀬龍一税務課長の後任に、税務課住民税係長、小栗優が新たに税務課長となりました。そのため新たに固定資産評価員として選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。  
以上でございます。ご同意方よろしくお願いいたします。
- 議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。税務課長は除斥をお願いいたします。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」の声）
- 議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論ございませんか。  
（「討論なし」の声）
- 議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。  
これより本案を起立により採決します。  
同意第3号、西原村固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

て、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、同意第3号は原案どおり同意することに決定しました。

暫時休憩をお願いします。

(午後 2時30分)

(午後 2時31分)

○議長(山下一義君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

同意第3号、小栗税務課長が西原村固定資産評価員の選任同意につき同意されましたので、決定いたしました。

日程第19、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これにつきまして、総務課長から朗読いたします。

(総務課長 須藤 博君 登壇 朗読)

○総務課長(須藤 博君) 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和3年6月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

番号1。

氏名、緒方良行。生年月日、昭和30年10月28日。住所、熊本県阿蘇郡西原村大字河原2408番地。備考、再任。

提案理由でございます。

人権擁護委員、緒方良行氏が、令和3年9月30日に任期満了となります。再度選任いたしたく、意見を求めるものでございます。

次のページに履歴書を添付しております。よろしく願いいたします。

○議長(山下一義君) ただいま総務課長の朗読が終わりましたが、執行部にかお尋ねはありませんか。

(「なし」の声)

○議長(山下一義君) お尋ねがないようですから、お諮りします。本件は、緒方良行氏を適任とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、緒方良行氏を適任とすることに決定します。

日程第20、発議第3号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣につ

いてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとお  
り派遣することにしたいと思えます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認めます。

よって、発議第3号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣につい  
ては、お手元に配付しましたとおりに派遣することに決定しました。

日程第21、組合議会からの報告を行います。

組合議会委員からご報告がありましたら、お願いします。

8番議員、上野君。

(8番議員 上野正博君 登壇 報告)

○8番議員(上野正博君) 8番議員、上野です。阿蘇広域行政事務組合の報告  
をします。

阿蘇広域行政事務組合議会定例会が3月22日に開かれまして、どうしても  
この報告が遅くなってしまいました。

6議案の審議を行い、今回は、2月に阿蘇市長、南阿蘇村長と議員選挙に  
伴いまして、空席となっておりました組合管理者に佐藤義興阿蘇市長、組合  
議会議長に南小国町の井上議員がそれぞれ選任されました。

議案については、令和2年度一般会計と特別会計の補正予算についての説  
明。

一般会計は歳入歳出、それぞれ4,277万6,000円の減額補正として、予算総  
額31億205万4,000円であります。特別会計の養護老人ホーム湯の里荘につい  
ては、歳入歳出それぞれ547万1,000円の減額補正とし、予算総額2億8,230  
万3,000円としました。

本村の負担額は、一般会計で26万7,000円の減額補正で5,953万2,000円  
でありました。一般会計、特別会計を合わせまして合計8,113万7,000円とな  
っております。

令和3年度の阿蘇広域行政事務組合の当初予算については、一般会計前年  
度対比4億5,545万1,000円の増の35億1,652万4,000円であります。

本村の負担額は、前年度対比488万1,000円減の5,491万8,000円あります。

特別会計の湯の里荘については、123万5,000円減の2,197万5,000円であり、  
本村の負担総額は7,689万3,000円となっております。

ちなみに、湯の里荘の入居者は定員50名に達しておりますが、本村からは  
6名の方が入居されています。

本村の組合負担割合は、一般会計し尿処理費でございますが、人口割50%  
と搬入割50%となっております。また、特別会計の湯の里荘負担割合は、平  
等割30%、人口割70%となっております。

一般会計で令和3年度当初予算が4億5,545万1,000円の増となっております

す内訳は、本村とは関係ございませんが、あまりにも金額が大きいもので、ちょっと説明します。

最終処分場の改良工事が1億5,000万円。これは防水シートを5重に貼らんといかんというようなことで、RDFの改修工事に4億円となっています。本来は、これは2年契約で8億5,000万円の予算でありまして、本年度は4億円ということで、これはRDFの機械の劣化でありまして、これを入れ替えるというようなことをございます。

それから、もう一つ、本村と関係のあります湯の里荘の給食事業委託料については、既存の委託業者が、今までの年間1,670万円から1,900万円の値上げの見積りを出してきましたので、事務局として競争入札を行いまして、新たな業者と1,270万円で契約をいたしました。

以上でございます。

○議長（山下一義君）ただいま報告は終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかにご報告ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）ないようですから、これで組合議会の報告を終わります。日程第22、委員会の閉会中の継続審査申出書についてでございます。

お手元に配付の各常任委員会の申入れに従いまして、議会運営委員会委員長宮田勝則君、総務福祉常任委員会委員長中西義信君、産業教育常任委員会委員長西口義充君、議会広報常任委員会委員長坂本隆文君、以上の方から申出がっております。事件、期限になど等については記載のとおりです。

お諮りします。各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。本日の議事日程及び本定例会の会議に付された議事は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。



これをもって、令和3年第2回西原村議会定例会を閉会します。お疲れさ  
までした。

午後 2時44分 閉 会

令和3年

第2回定例会

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和3年

第2回定例会

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和3年

第2回定例会

熊本県阿蘇郡西原村議会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 山 下 一 義

4 番議員 堀 田 直 孝

5 番議員 坂 本 隆 文